四半期報告書

(第4期第2四半期)

自 平成20年7月1日

至 平成20年9月30日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

(E03606)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監 査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した四半期報告書の記載内 容に係る確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

目 次

| | 頁 |
|----------------------|-----|
| 四半期報告書 | |
| 【表紙】 | . 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | . 2 |
| 2 【事業の内容】 | . 6 |
| 3 【関係会社の状況】 | . 7 |
| 4 【従業員の状況】 | . 8 |
| 第 2 【事業の状況】 | 9 |
| 1 【生産、受注及び販売の状況】 | 9 |
| 2 【経営上の重要な契約等】 | .10 |
| 3 【財政状態及び経営成績の分析】 | .12 |
| 第3 【設備の状況】 | .37 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 40 |
| 1 【株式等の状況】 | 40 |
| 2 【株価の推移】 | .53 |
| 3 【役員の状況】 | .54 |
| 第 5 【経理の状況】 | .55 |
| 1 【中間連結財務諸表】 | .56 |
| 2 【その他】 1 | 82 |
| 3 【中間財務諸表】1 | 83 |
| 4 【その他】2 | 205 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】2 | :06 |

中間監査報告書

確認書

【表紙】

- 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】
- 2 【特記事項】

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成20年12月1日

【四半期会計期間】 第4期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 畔 柳 信 雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 草 間 竜太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 草 間 竜太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

| | | 平成18年度 中間連結 会計期間 | 平成19年度 中間連結 会計期間 | 平成20年度 中間連結 会計期間 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|--------------------------|-----|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | | (自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日) | (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日) | (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日) | (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日) | (自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日) |
| 連結経常収益 | 百万円 | 2, 840, 247 | 3, 250, 225 | 2, 925, 113 | 6, 094, 033 | 6, 393, 951 |
| 連結経常利益 | 百万円 | 663, 580 | 497, 539 | 188, 117 | 1, 457, 080 | 1, 029, 013 |
| 連結中間純利益 | 百万円 | 507, 266 | 256, 721 | 92, 023 | _ | _ |
| 連結当期純利益 | 百万円 | _ | _ | _ | 880, 997 | 636, 624 |
| 連結純資産額 | 百万円 | 9, 659, 084 | 10, 574, 436 | 9, 042, 604 | 10, 523, 700 | 9, 599, 708 |
| 連結総資産額 | 百万円 | 184, 735, 352 | 189, 894, 404 | 194, 024, 280 | 187, 281, 022 | 192, 993, 179 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 720, 127. 97 | 812. 53 | 663. 09 | 801, 320. 41 | 727. 98 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 50, 454. 48 | 24. 76 | 8. 46 | _ | _ |
| 1株当たり当期純利益金額 | 円 | _ | _ | _ | 86, 795. 07 | 61.00 |
| 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 49, 669. 82 | 24. 61 | 8. 41 | _ | _ |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 | 円 | _ | _ | _ | 86, 274. 70 | 60. 62 |
| 自己資本比率 | % | 4. 16 | 4. 66 | 3. 76 | 4. 54 | 4. 08 |
| 連結自己資本比率 (第一基準) | % | 11. 95 | 12. 54 | 10. 55 | 12. 54 | 11. 19 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | △3, 887, 229 | △4, 529, 698 | △2, 035, 865 | △4, 405, 492 | △2, 281, 132 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 710, 646 | 4, 923, 094 | 2, 370, 522 | 1, 446, 600 | 3, 904, 426 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | △286, 187 | △141, 779 | 84, 170 | △319, 199 | △328, 022 |
| 現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 | 百万円 | 2, 770, 796 | 3, 238, 898 | 4, 554, 556 | 2, 961, 153 | 4, 222, 222 |
| 従業員数 (外、平均臨時従業員数) | 人 | 78, 907 (35, 712) | 81, 253 (37, 816) | | | |

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権-期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 4 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第一基準を採用しております。 なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。

5 当社は、平成19年6月に開催された株主総会における定款変更の決議に基づき、平成19年9月30日を効力発生日として、普通株式及び各優先株式についてそれぞれ1株を1,000株とする株式分割を行っております。 当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

(参考)

| | | 平成18年度中間連結会計期間 | 平成18年度 |
|-------------------------|---|-------------------------------|-------------------------------|
| | | (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 720. 12 | 801. 32 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 50. 45 | _ |
| 1株当たり当期純利益金額 | 円 | _ | 86. 79 |
| 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 49.66 | _ |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 | 円 | | 86. 27 |

⁶ 平成19年度末から、平均臨時従業員数は百人未満を四捨五入して記載しております。 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 提出会社の経営指標等の推移

| 回次 | | 第2期中 | 第3期中 | 第4期中 | 第2期 | 第3期 |
|--------------------------------|-----|--|---|--|---|---|
| 決算年月 | | 平成18年9月 | 平成19年9月 | 平成20年9月 | 平成19年3月 | 平成20年3月 |
| 営業収益 | 百万円 | 163, 604 | 197, 203 | 247, 861 | 510, 809 | 521, 426 |
| 経常利益 | 百万円 | 146, 600 | 182, 975 | 231, 407 | 478, 035 | 491, 792 |
| 中間(当期)純利益 | 百万円 | 146, 830 | 105, 452 | 291, 103 | 473, 893 | 416, 883 |
| 資本金 | 百万円 | 1, 383, 052 | 1, 383, 052 | 1, 383, 052 | 1, 383, 052 | |
| 発行済株式総数 | 株 | 第一回第三種 優先株式 100,000 第八種優先株式 17,700 第十一種 優先株式 1 第十二種 | 普通株式 10,861,643,790 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第八種優先株式 17,700,000 第十一種 優先株式 1,000 第十二種 優先株式 33,700,000 | 普通株式 10,933,679,680 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第十一種 優先株式 1,000 第十二種 優先株式 33,700,000 | 第一回第三種 優先株式 100,000 第八種優先株式 17,700 第十一種 優先株式 1 第十二種 | 普通株式 10,861,643,790 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第八種優先株式 17,700,000 第十一種 優先株式 1,000 第十二種 優先株式 33,700,000 |
| 純資産額 | 百万円 | 5, 982, 484 | 6, 669, 958 | 6, 994, 971 | 6, 254, 125 | 6, 757, 021 |
| 総資産額 | 百万円 | 7, 464, 574 | 7, 677, 262 | 8, 050, 502 | 7, 494, 629 | 7, 820, 998 |
| 1株当たり中間配当額 (1株当たり年間配当 額) | Н | 5,000 第一回第三種 優先株式 30,000 第八種優先株式 7,950 第十一種 優先株式 2,650 第十二種 | 普通株式 7.00 第一回株式 30.00 第八種 優先株式 7.95 第十一種 優先株式 2.65 第十二株式 種優先株式 5.75 | 普通株式 7.00 第一回株式 8.00 第十一株式 6.65 第十二株 4.65 第十二株 5.75 | 5,000 (11,000) 第一回第三種 優先株式 30,000 (60,000) 第八種優先株式 7,950 (15,900) 第十一種 優先株式 2,650 (5,300) 第十二種 | 第一回第三種 優先株式 30.00 (60.00) 第八種優先株式 7.95 (15.90) 第十一種 優先株式 2.65 |
| 自己資本比率 | % | 80. 14 | 86. 87 | 86. 84 | 83. 44 | 86. 36 |
| 従業員数 | 人 | 982 | 945 | 1, 032 | 950 | 996 |

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
 - 2. 当社は、平成19年6月27日に開催された各種類株主総会及び平成19年6月28日に開催された定時株主総会における定款変更の決議に基づき、平成19年9月30日を効力発生日として、普通株式及び各種類株式についてそれぞれ1株を1,000株とする株式分割を行うとともに普通株式及び各種類株式についてそれぞれ100株を1単元とする単元株制度を導入しております。当該株式分割が、第2期中及び第2期の各期首に行われたと仮定して遡及修正した場合の「1株当たり配当額」の推移は以下の通りであります。(参考)

| | | 1 | ſ |
|----------------------------|---|--|--|
| 回次 | | 第2期中 | 第2期 |
| 決算年月 | | 平成18年9月 | 平成19年3月 |
| 1株当たり中間配当額 (1株当たり年間配当額) | Н | 普通株式 5.00 第一回第三種 優先株式 30.00 第八種優先株 7.95 第十一種 優先株 2.65 第十二種 優先株式 5.75 | 普通株式 5.00 (11.00) 第一回 (11.00) 第一回 (60.00) 第八種 優先株式 7.95 (15.90) 第十一種 優先株式 2.65 (5.30) 第十二种 (5.75 (11.50) |

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社246社(うち連結子会社246社)及び関連会社62社(うち持分法適用関連会社61社、持分法非適用関連会社1社)で構成され、銀行業務を中心に、信託銀行業務、証券業務、クレジットカード業務、リース業務、その他業務を行っております。

当社は、当社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業内容については、重要な変更はありません。

当第2四半期連結会計期間における事業の種類別セグメントにかかる主要な関係会社の異動は以下のと おりであります。

(銀行業)

・**㈱**ジャルカードが、当社グループによる株式取得により、新たに当社の持分法適用関連会社となりました。

(信託銀行業)

該当はありません。

(証券業)

- ・持分法適用関連会社であった三菱UFJメリルリンチPB証券**(株)**は、当社グループによる株式取得等により、当社の連結子会社になりました。また、子会社化に伴い、事業内容を鑑み種類別セグメントを銀行業から証券業に変更いたしました。
- ・Kim Eng Holdings Limitedが、当社グループによる株式取得等により、新たに当社の持分法適用 関連会社となりました。

(クレジットカード業)

該当はありません。

(その他)

・当社は、公開買付等により、持分法適用関連会社であるアコム(株)を当社の連結子会社とする方針を平成20年9月8日に決定いたしました。なお、本方針に関するアコム(株)と当社及び当社の連結子会社である(株)三菱東京UFJ銀行の合意の内容は、「第2 事業の状況」の「2 経営上の重要な契約等」に記載しております。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(異動)

異動があった重要な関係会社の内容は以下のとおりであります。

| | | 資本金 | =>+\ \d_1 | | 当社との関係内容 | | | | |
|---------------------------------|--------|---------------------------------|----------------|---------------------|-------------------|----------|------------|------------|----------|
| 名称 | 住所 | 又は 出資金 (百万円) 主要な事業 の内容 | | 議決権の 所有割合 (%) | 役員の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上 の取引 | 設備の 賃貸借 | 業務 提携 |
| (連結子会社) | | | | | | | | | |
| 三菱UFJニコス㈱ | 東京都文京区 | 109, 312 | クレジット カード業務 | 84. 9 | 2 (1) | ı | 経営管理 | - | - |
| 三菱UF Jメリルリンチ PB証券 株) | 東京都中央区 | 8,000 | 証券業務 | 50. 9 (50. 9) | 1 | _ | _ | _ | - |

- (注) 1 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
 - 2 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
 - 3 三菱UF Jニコス**株**は、当社の株式交換完全子会社となりましたが、当社はその後株式を一部売却いたしました。同社は、有価証券報告書の提出会社であります。

(新規)

新たに重要な関係会社となった会社の内容は以下のとおりであります。

| | | 資本金 | | 34. VI. I | 議決権の | 当社との関係内容 | | | | |
|---|-------------------------|--------------------|---|------------------|-------------------|----------|------------|------------|----------|--|
| 名称 | 住所 | 又は 出資金 (百万円) | 又は 主要な事業 [†] 出資金 の内容 [†] | | 役員の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上 の取引 | 設備の 賃貸借 | 業務 提携 | |
| (連結子会社) | | | | | | | | | | |
| Mitsubishi UFJ Securities (India) Private Limited | インド ムンバイ市 | INR 百万 78 | 金融関連業務 | 100 (100) | - | - | - | - | - | |
| (持分法適用関連会社) | | | | | | | | | | |
| (株)じぶん銀行 | 東京都港区 | 20,000 | 銀行業務 | 50 (50) | 1 | - | - | - | - | |
| (株)ジャルカード | 東京都品川区 | 360 | クレジット カード業務 | 49. 3 (49. 3) | - | _ | - | - | - | |
| Dah Sing Financial Holdings Limited | 中国 香港特別行政 区 | HKD 百万 520 | 持株会社 | 15. 0 (15. 0) | Ī | ĺ | I | I | ĺ | |
| Kim Eng Holdings Limited | シンガポール 共和国 シンガポール | SGD 百万 244 | 持株会社 | 15. 0 (15. 0) | - | - | - | _ | - | |

- (注) 1 「議決権の所有割合」欄の() 内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
 - 2 連結子会社であるMitsubishi UFJ Securities (India) Private Limited及び持分法適用関連会社である**㈱** じぶん銀行並びにDah Sing Financial Holdings Limited は、事業の本格的な展開等に伴い当社グループにおける重要性が増加いたしました。
 - 3 上記の他、優先出資証券を発行する特別目的会社 MUFG Capital Finance 7 Limited を設立いたしました が、優先出資証券を発行したことに伴い特定子会社になっております。

(除外)

連結子会社であった三菱UF J ウエルスマネジメント証券**(株)**は、連結子会社である三菱UF J 証券**(株)**との合併により消滅いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

| | 1 1/2/20 1 0 71 00 H 70 IT |
|---------|----------------------------|
| 従業員数(人) | 80, 383 [40, 000] |

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託6,432人及び臨時従業員40,100人を含んでおりません。
 - 2 [] 内に当第2四半期連結会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
 - 3 臨時従業員数は、派遣社員を含み、期末人数・平均人数ともに、各連結子会社が算定した人数をもとに百人未満を四捨五入して記載しております。
- (2) 当社の従業員数

従業員粉(人)

平成20年9月30日現在

| 7/23 | 長貝奴(八) | 1,032 | | | |
|-------|------------|----------------|-------------|----------------|------|
| (注) 1 | 当社従業員は、注 | 毎外の現地採用者及び株式会社 | :三菱東京UFJ銀行、 | 三菱UFJ信託銀行株式会社立 | 並びに三 |
| | 菱UF J 証券株法 | 式会社からの出向者であります | • | | |

1 032

- 2 従業員数には臨時従業員18人を含んでおりません。
- 3 従業員数は、執行役員42人を含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の性格上、該当する情報がないので記載 しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

(1) 子会社との経営管理契約の締結

当社は、当社グループの健全且つ適切な業務運営を確保するとともに、子会社の業務伸展を図るため、グループ会社との間で経営管理契約を締結しておりますが、当四半期連結会計期間中に、三菱UF Jニコス株式会社(以下「三菱UF Jニコス」という。)ほか1社との間で、経営管理契約を締結いたしました。

(2) 三菱UFJニコス普通株式の農林中央金庫への一部譲渡

農林中央金庫(以下「農林中金」という。)と当社は、当社が三菱UFJニコスを完全子会社化した後に具体的な条件を定める株式譲渡契約を締結し、当社が保有する三菱UFJニコスの普通株式244百万株を農林中金に譲渡することで、基本合意しておりましたが、当該基本合意に従い、当社が保有する三菱UFJニコス普通株式244百万株を譲渡価額84,424百万円で農林中金に譲渡する株式譲渡契約を平成20年8月1日付で締結し、平成20年8月8日付で譲渡いたしました。

(3) 株式会社アコムとの業務・資本提携

当社の持分法適用関連会社であるアコム株式会社(以下「アコム」という。)と当社及び株式会社三菱東京UF J銀行(以下「三菱東京UF J銀行」という。)は、当社によるアコム株式の公開買付けに際して、これまでに構築してきた業務提携関係をより一層強化し、アコムをMUF Gグループのコンシューマーファイナンス事業における消費者金融事業の中核企業と位置付け、MUF Gグループの消費者金融事業を含むコンシューマーファイナンス事業の更なる発展を図るべく、平成20年9月8日付で以下の概要の合意をいたしております。

アコムを当社の連結子会社とし、かかる関係を維持すること、及びMUFGグループの消費者 金融事業を含むコンシューマーファイナンス事業の戦略的な業務提携関係を強化、発展させる こと。そのため、当社が公開買付及び第三者割当増資を通じて、当社及び当社の子会社が自己 の計算において保有するアコム株式に係る議決権比率を40.04%を目指して引き上げること。 当社及び当社の子会社が自己の計算において保有するアコム株式に係る議決権比率が41.04% 以上となる、又は40.04%を下回るようなアコムの総議決権数の変動がある場合には、互いに 協力して、当社及び当社子会社が自己の計算において保有する議決権比率が40.04%以上 41.04%未満の範囲内となるよう遅滞なく対処すること。

アコムが、当社の連結子会社となるために必要となる、アコムの重要な財務及び営業又は事業の方針の決定に関する事項。(アコム又はアコムの子会社が現に行っている事業のうち、銀行法等の規定等が定める制限により当社の連結子会社として行うことが許容されない事業を、同社又は同社の子会社が行っていない状態が実現された場合に、同社の「重要な財務及び営業又は事業の方針の決定に関する事項」に係る当社との合意が発効し、アコムは当社の連結子会社となります。)

アコムと当社及び三菱東京UFJ銀行が、アコムをMUFGグループの消費者金融事業の中核 企業とした上で、MUFGグループの消費者金融事業を含むコンシューマーファイナンス事業 の競争力を圧倒的なものとするため、MUFGグループの機能再編・効率化に向けた業務提携 の強化を実施すべく協議を行なうこと。

(注) はアコムと当社間の合意であります。

なお、アコム株式の公開買付の結果等につきましては、「第5 経理の状況」中、「1中間連結財務 諸表」の「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

(4) モルガン・スタンレーとの戦略的資本提携

当社とモルガン・スタンレーは、企業金融・投資銀行業務分野を中心にグローバルな戦略的提携の構築を目的として資本提携を結ぶことで平成20年9月29日に合意し、当社は平成20年10月13日に同社に対し90億米ドルを出資し潜在的議決権の20.9%(調整後相当)を取得いたしました。(詳細は、「第5経理の状況」中、「1中間連結財務諸表」の「重要な後発事象」をご参照。)

(5) 子会社からの借入

平成20年8月1日に実施した三菱UF Jニコスの株式交換方式による完全子会社化により、当社子会社が当社普通株式を取得しましたが、当該子会社が保有する自己株式の取得資金として、当社は三菱東京 UF J銀行から2,385億円の長期借入を行ないました。

| 借入先 | 三菱東京UFJ銀行 |
|----------------|------------|
| 借入金額 | 2, 385億円 |
| 残高(平成20年9月末現在) | 2, 385億円 |
| 期日 | 平成23年9月22日 |

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保、当座貸越形式によるものです。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結会社)が判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、将来生じる実際の結果と大き く異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 業績等の概要

金融経済環境

当第2四半期連結会計期間の金融・経済環境ですが、海外経済は、サブプライム問題を契機とする米国の金融危機が急激に深刻化し、欧州にも拡大するなか、欧米経済が失速し、アジア・新興国経済も減速傾向が明確化しました。この間、わが国経済は、欧米経済の失速を受けて輸出や生産の減少テンポが強まりましたほか、企業業績が低迷を余儀なくされ、設備投資は減少基調を辿りました。また、個人消費も賃金の低迷や株価急落に伴うマインドの悪化等を背景に停滞しました。消費者物価は高止まりが続きましたが、原油など国際商品市況は内外経済の先行きに対する不透明感の強まりから下落基調を辿りました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、米国ではサブプライム問題への対処として2.0%の低水準に維持されましたほか、ユーロ圏でもインフレ抑制のため7月に4.25%へ引き上げた後は据え置かれました。わが国では、日銀が政策金利を0.5%に据え置きましたが、欧米の金融・資本市場の混乱を背景に短期市場金利には上昇圧力が掛かり続けました。また、長期市場金利は米国金融危機の深刻化に伴う質への逃避が強まり低下傾向を辿りました。一方、円の対ドル相場は、日米経済双方の先行きに対する不透明感が強まるなか100円台後半で揉み合う展開が続きました。

経営方針

グループ経営理念は、当社グループが経営活動を遂行するにあたっての最も基本的な姿勢を示した価値観であり、全ての活動の指針とするものです。経営戦略や経営計画の策定など、経営の意思決定のよりどころとし、また、全役職員の精神的支柱として、諸活動の基本方針としております。

具体的には以下のとおりですが、当社グループの持株会社、普通銀行、信託銀行および証券会社等は、グループ経営理念を各社の経営理念として採用し、グループ全体で遵守してまいります。

[グループ経営理念]

- (i)お客さまの信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルにお客さまの多様なニーズに対し、 的確かつ迅速にお応えする。
- (ii)新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取組み、革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
- (iii) 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、広く社会からの信頼と信用を得る。
- (iv)たゆまぬ事業の発展と適切なリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、適時・適切な業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
- (v)地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。
- (vi) グループ社員が専門性を更に高め、その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

当社グループは、傘下に普通銀行・信託銀行・証券会社に加えて、トップクラスのカード会社・リース会社・消費者金融会社・資産運用会社・米国銀行(Union Bank of California, N. A.)などを擁する本格的な総合金融グループです。これらグループ会社が一体となり、お客さまのあらゆる金融ニーズに対して、最高水準の商品・サービスをご提供してまいります。「サービスNo.1」「信頼度No.1」「国際性No.1」を達成することで、お客さまや社会から強く支持される「世界屈指の総合金融グループ」を目指しています。

「サービスNo.1」

- ・当社グループは、総合金融グループとしての強みを活かし、お客さま一人ひとりのニーズに合った "MUFGならでは"の高い品質のサービスをご提供してまいります。
- ・リテール・法人・受託財産(資産運用・管理)を「主要3事業」と位置づけ、これら主要3事業で設置している連結事業本部を最大限活用し、業態の枠を超え、グループ一体となって、お客さまの多様なニーズにスピーディーかつきめ細かく対応してまいります。

「信頼度No.1」

・当社グループは、最も信頼いただける金融グループを目指し、財務健全性のさらなる向上、コンプライアンス(法令等遵守)の徹底、内部管理態勢の強化に努めます。また、お客さま満足度(CS)の向上、社会貢献活動、環境保全などを通じ、企業の社会的責任(CSR)を果たしてまいります。

「国際性No.1」

・当社グループは、邦銀随一のグローバルネットワーク、各国ビジネスに精通した豊富な人材など、 グループの持つ強みを最大限活用し、「国際性No.1」の金融機関として、お客さまのグローバルに 広がるニーズに的確・迅速に対応してまいります。 当第2四半期連結会計期間の業績

当第2四半期連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

当第2四半期連結会計期間の連結業務粗利益は、当第1四半期連結会計期間比で増加したものの、当中間連結会計期間では、前中間連結会計期間比1,003億円減少し、1兆6,965億円となりました。これは、資金利益では、貸出収益が減少した一方で、外貨調達コストが減少したことにより、ほぼ横這いとなったものの、市場環境の悪化により、投信・保険、証券、不動産手数料などの役務取引等利益やデリバティブ販売収益等が減少したことが主因です。

営業費は、当第2四半期連結会計期間においても、統合関連費用の計上等があり、前中間連結会計期間比112億円増加しました。これらの結果、当中間連結会計期間の連結業務純益は、前中間連結会計期間比1,116億円減少の6,238億円となりました。

また、内外の景気停滞・企業業績の悪化を反映した格付けの見直し等により、当第2四半期連結会計期間において1,931億円の与信関係費用総額を計上したほか、株式相場の急落を受け、株式等関係損益も悪化しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の純利益は、408億円に止まり、当中間連結会計期間では 前中間連結会計期間比1,646億円減少の920億円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前連結会計年度末比1兆311億円増加し194兆242億円、純資産が前連結会計年度末比5,571億円減少し9兆426億円となりました。純資産の減少は、当社株式と三菱UFJニコス株式の株式交換に伴う自己株式の減少等を受けて株主資本合計が1,976億円増加する一方、株式相場の下落によるその他有価証券評価差額金の減少等により評価・換算差額等合計が7,666億円減少したことによるものです。

主要な勘定残高といたしましては、資産の部では、有価証券は前連結会計年度末比2兆1,803円減少し38兆6,713億円、貸出金は前連結会計年度末比1兆9,063億円増加し90兆4,451億円となりました。負債の部では、預金が前連結会計年度末比1兆5,089億円減少し119兆7,983億円となりました。

なお、金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度末比0.13ポイント上昇し1.28%となりましたが、引続き低水準を維持しております。

当中間連結会計期間末の連結自己資本比率(第一基準)は、前連結会計年度末比0.64ポイント低下し、10.55%となりました。

当第2四半期連結会計期間における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

[経営成績の分析]

与信関係費用総額(△は費用) *

| (単位:億円) | | 前中間連結 会計期間 (A) | 当中間連結 会計期間 (B) | 前中間連結 会計期間比 (B-A) |
|------------------|---------------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|
| 連結業務粗利益(信託勘定償却前) | | 17, 968 | 16, 965 | △1,003 |
| | 資金利益 | 9, 667 | 9, 705 | 37 |
| | 信託報酬 | 789 | 670 | △118 |
| | 役務取引等利益 | 5, 471 | 5, 050 | △421 |
| | 特定取引利益 | 1, 891 | 1, 251 | △640 |
| | その他業務利益 | 147 | 286 | 139 |
| 営 | 業費 | 10, 614 | 10, 727 | 112 |
| 連 | 結業務純益(一般貸倒引当金繰入前/信託勘定償却前) | 7, 354 | 6, 238 | △1,116 |
| | 般貸倒引当金繰入額(△は繰入) | △19 | 110 | 129 |
| 臨 | 時損益(△は費用) | △2, 359 | △4, 466 | △2, 107 |
| | うち与信関係費用 | △2, 655 | △3, 459 | △804 |
| | うち株式等関係損益 | 544 | △752 | △1, 297 |
| 経 | 常利益 | 4, 975 | 1,881 | △3, 094 |
| 特 | 別損益 | △478 | 6 | 484 |
| 税 | 金等調整前中間純利益 | 4, 497 | 1, 887 | △2, 609 |
| 中 | 間純利益 | 2, 567 | 920 | △1,646 |
| | | | | |
| 与 | 信関係費用総額(△は費用) * | $\triangle 2,674$ | △3, 349 | △674 |

| | (単位:億円) | 当第1四半期連結会計期間 | 当第2四半期連結会計期間 | 前第1四半期 連結会計期間 (参考) | 前第2四半期 連結会計期間 (参考) |
|----------|---------------------------|--------------|--------------|--------------------------|--------------------------|
| 連 | 結業務粗利益(信託勘定償却前) | 8, 012 | 8, 952 | 8,660 | 9, 308 |
| | 資金利益 | 4, 700 | 5, 005 | 4, 657 | 5, 010 |
| | 信託報酬 | 323 | 347 | 341 | 447 |
| | 役務取引等利益 | 2, 392 | 2, 657 | 2, 659 | 2, 812 |
| | 特定取引利益 | 441 | 809 | 678 | 1, 212 |
| Ī | その他業務利益 | 153 | 133 | 323 | △175 |
| 営 | 業費 | 5, 365 | 5, 361 | 5, 239 | 5, 375 |
| 連 | 結業務純益(一般貸倒引当金繰入前/信託勘定償却前) | 2, 647 | 3, 591 | 3, 421 | 3, 932 |
| <u> </u> | 般貸倒引当金繰入額(△は繰入) | △16 | 126 | 142 | △162 |
| 臨 | 時損益(△は費用) | △1,661 | △2,805 | △633 | △1, 725 |
| | うち与信関係費用 | △1, 414 | △2, 044 | △983 | △1,672 |
| Ī | うち株式等関係損益 | △101 | △651 | 417 | 126 |
| 経 | , 常利益 | 968 | 912 | 2, 930 | 2, 044 |
| 特 | 別損益 | 95 | △89 | 142 | △620 |
| 税 | 税金等調整前四半期純利益 | | 823 | 3, 072 | 1, 424 |
| 四 | 半期純利益 | 511 | 408 | 1, 512 | 1, 054 |

*与信関係費用総額=信託勘定与信関係費用(連結業務粗利益内)+一般貸倒引当金繰入額+与信関係費用(臨時損益内)+偶発損失引当金戻入益(与信関連)(△は費用)

 $\triangle 1,417$

△1,931

 $\triangle 840$

△1,834

「財政状態の分析]

以下、(2行合算)は、三菱東京UFJ銀行(BTMU)及び三菱UFJ信託銀行(MUTB)の 単体ベースの単純合算を示しております。

(i)貸出金(含む信託勘定)

貸出金(含む信託勘定)は、海外貸出の増加により、前連結会計年度末比1兆8,786億円増加して90兆6,762億円となりました。

| (単位:億円) | 前連結 会計年度末 (A) | 当中間連結 会計期間末 (B) | 前連結 会計年度末比 (B-A) |
|-------------------|---------------------|-----------------------|------------------------|
| 貸出金(含む信託勘定) | 887, 976 | 906, 762 | 18, 786 |
| うち国内法人貸出(2行合算) *1 | 494, 501 | 485, 549 | △8, 951 |
| うち住宅ローン(2行合算) | 173, 582 | 172, 350 | △1, 232 |
| うち海外貸出 *2 | 176, 704 | 204, 737 | 28, 032 |

- *1 傘下銀行から持株会社宛の貸出金を除く
- *2 海外支店(BTMU・MUTB)+ユニオン・バンカル・コーポレーション+BTMU(中国)

[参考] 金融再生法開示債権の状況 (2行合算+信託勘定)

金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度末比0.13ポイント上昇し、1.28%となりました。

| (単位:億円) | 前連結 会計年度末 (A) | 当中間連結 会計期間末 (B) | 前連結 会計年度末比 (B-A) |
|-------------------|---------------------|-----------------------|------------------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 1, 177 | 1, 493 | 315 |
| 危険債権 | 5, 560 | 7, 208 | 1, 647 |
| 要管理債権 | 3, 846 | 3, 480 | △366 |
| 開示債権合計(A) | 10, 585 | 12, 182 | 1, 597 |
| 総与信合計(B) | 919, 614 | 945, 927 | 26, 313 |
| 開示債権比率(A)/(B) | 1. 15% | 1. 28% | 0.13% |

(ii)預金

預金は、国内個人預金は増加しましたが、国内法人や海外店等の預金が減少した結果、前連結会 計年度末比1兆5,089億円減少して119兆7,983億円となりました。

| (単位:億円) | 前連結 会計年度末 (A) | 当中間連結 会計期間末 (B) | 前連結 会計年度末比 (B-A) |
|-------------------|---------------------|-----------------------|------------------------|
| 預金 | 1, 213, 073 | 1, 197, 983 | △15, 089 |
| 国内個人預金(2行合算) * | 625, 947 | 626, 722 | 775 |
| 国内法人預金その他(2行合算) * | 397, 223 | 390, 201 | △7, 022 |
| 海外店その他子会社等 | 189, 902 | 181, 059 | △8, 842 |

^{*}三菱東京UFJ銀行は、平成20年5月の新システム導入に合わせ、個人預金に関する集計方法を一部変更し、法人格の無い団体の預金を「国内個人預金」から除外し、「国内法人預金その他」に含めて計上しております。現在の集計方法での前連結会計年度末における2行合算の「国内個人預金」の金額は618,362億円、「国内法人預金その他」の金額は404,807億円であります。

(iii)有価証券含み損益

国内株式の含み益減少や、証券化商品などその他の含み損が拡大したことから、有価証券の含み 損益(その他有価証券評価差額)は、前連結会計年度末比1兆46億円減少して2億円となりました。

| (単位:億円) | 前連結 会計年度末 (A) | 当中間連結 会計期間末 (B) | 前連結 会計年度末比 (B-A) |
|----------|---------------------|-----------------------|------------------------|
| 有価証券含み損益 | 10, 048 | 2 | △10, 046 |
| 国内株式 | 13, 779 | 8, 606 | △5, 172 |
| 国内債券 | △88 | △104 | △15 |
| その他 | △3, 642 | △8, 500 | △4, 857 |

「セグメント別の状況]

当第2四半期連結会計期間における事業の種類別セグメントの業績では、銀行業で657億円、信託銀行業で322億円、証券業で18億円、クレジットカード業で8億円の経常利益、その他で62億円の経常損失となりました。

当第2四半期連結会計期間における所在地別セグメントの業績では、日本で50億円、北米で256億円、中南米で142億円、欧州・中近東で178億円、アジア・オセアニアで260億円の経常利益となりました。

「国内・海外別収支〕

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支・信託報酬・役務取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は国内が7,425億円、海外が2,364億円となり、合計では8,952億円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|----------------|--------------|----------|----------|----------|----------|
| 性類 | 州加 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 次人蛋用而士 | 前第2四半期連結会計期間 | | | _ | _ |
| 資金運用収支 | 当第2四半期連結会計期間 | 395, 605 | 146, 194 | 41, 295 | 500, 504 |
| うち資金運用収益 | 前第2四半期連結会計期間 | | | _ | _ |
| りり貝金連用収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 615, 534 | 402, 014 | 93, 929 | 923, 619 |
| うち資金調達費用 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| プロ貝金納建賃用 | 当第2四半期連結会計期間 | 219, 929 | 255, 819 | 52, 633 | 423, 114 |
| /ラライ 40 mill | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| 信託報酬 | 当第2四半期連結会計期間 | 30, 872 | 5, 283 | 1, 433 | 34, 721 |
| 犯效形引然而士 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| 役務取引等収支 | 当第2四半期連結会計期間 | 259, 779 | 44, 441 | 38, 488 | 265, 731 |
| うち役務取引等 | 前第2四半期連結会計期間 | | | — | |
| 収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 318, 913 | 52, 598 | 61, 780 | 309, 731 |
| うち役務取引等 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| 費用 | 当第2四半期連結会計期間 | 59, 134 | 8, 157 | 23, 291 | 43, 999 |
| 特定取引収支 | 前第2四半期連結会計期間 | | | _ | _ |
| 可是取引权义 | 当第2四半期連結会計期間 | 63, 262 | 19, 627 | 1, 926 | 80, 963 |
| うち特定取引収益 | 前第2四半期連結会計期間 | | _ | | _ |
| プラ特定収別収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 61, 651 | 20, 290 | 2, 668 | 79, 273 |
| うち特定取引費用 | 前第2四半期連結会計期間 | | _ | _ | _ |
| 人 5 的 足 | 当第2四半期連結会計期間 | △ 1,611 | 662 | 741 | △ 1,689 |
| その他業務収支 | 前第2四半期連結会計期間 | | _ | _ | _ |
| 100世来份权文 | 当第2四半期連結会計期間 | △ 6,969 | 20, 910 | 612 | 13, 328 |
| うちその他業務 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | |
| 収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 61, 027 | 8, 098 | 302 | 68, 823 |
| うちその他業務 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| 費用 | 当第2四半期連結会計期間 | 67, 996 | △ 12,812 | △ 310 | 55, 495 |

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。) であります。

[「]海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

^{2 「}資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

^{3 「}相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別役務取引の状況]

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が3,189億円、役務取引等費用が591億円で、役務取引等収支では2,597億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が525億円、役務取引等費用が81億円で、役務取引等収支では444億円となりました。

この結果、役務取引等収支合計では、2,657億円となりました。

| 種類 | #801 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|----------|--------------|----------|---------|----------|----------|
| 性類 | 期別 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| 仅伤以引守以位 | 当第2四半期連結会計期間 | 318, 913 | 52, 598 | 61, 780 | 309, 731 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| りの付金表的 | 当第2四半期連結会計期間 | 40, 886 | 5, 041 | 1,024 | 44, 903 |
| うちその他 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| 商業銀行業務 | 当第2四半期連結会計期間 | 59, 425 | 31, 360 | 7, 146 | 83, 639 |
| うち信託関連業務 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| ノり旧礼闲座未彷 | 当第2四半期連結会計期間 | 28, 515 | _ | 4, 445 | 24, 069 |
| うち保証業務 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| アの休証未務 | 当第2四半期連結会計期間 | 26, 450 | 2, 336 | 7, 407 | 21, 379 |
| うち証券関連業務 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| り配分別理未伤 | 当第2四半期連結会計期間 | 63, 871 | 4, 700 | 5, 596 | 62, 975 |
| 役務取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 59, 134 | 8, 157 | 23, 291 | 43, 999 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| ノり河省未防 | 当第2四半期連結会計期間 | 9, 556 | 221 | 50 | 9, 726 |

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

^{2 「}その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等を含んでおります。

^{3 「}相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別特定取引の状況]

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間の国内の特定取引収益は616億円、特定取引費用は△16億円で、特定取引収支では632億円となりました。海外の特定取引収益は202億円、特定取引費用は6億円で、特定取引収支は196億円となりました。

この結果、特定取引収支合計では809億円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|---------------|--------------|---------|---------|----------|---------|
| 1里共 | 対が | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 特定取引収益 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| 有足取引权益 | 当第2四半期連結会計期間 | 61, 651 | 20, 290 | 2, 668 | 79, 273 |
| うち商品有価証券 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| 収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 20, 050 | 12, 819 | △ 95 | 32, 966 |
| うち特定取引 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| 有価証券収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 101 | △ 4 | 96 | _ |
| うち特定金融 | 前第2四半期連結会計期間 | | | _ | _ |
| 派生商品収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 35, 204 | 7, 475 | 2, 654 | 40, 024 |
| うちその他の | 前第2四半期連結会計期間 | | | _ | _ |
| 特定取引収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 6, 294 | | 12 | 6, 282 |
| 特定取引費用 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | | _ | _ |
| 初定採別資用 | 当第2四半期連結会計期間 | △ 1,611 | 662 | 741 | △ 1,689 |
| うち商品有価証券 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | | _ | _ |
| 費用 | 当第2四半期連結会計期間 | △ 67 | | △ 67 | _ |
| うち特定取引 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | | _ | _ |
| 有価証券費用 | 当第2四半期連結会計期間 | △ 2,629 | 1, 036 | 96 | △ 1,689 |
| うち特定金融 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| 派生商品費用 | 当第2四半期連結会計期間 | 1, 085 | △ 373 | 711 | _ |
| うちその他の | 前第2四半期連結会計期間 | _ | | _ | _ |
| 特定取引費用 | 当第2四半期連結会計期間 | _ | △0 | △0 | _ |

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

^{2 「}相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別預金残高の状況]

○ 預金の種類別残高(末残)

| 注 | #800 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|-----------------|------------|---------------|--------------|-------------|---------------|
| 種類 | 期別 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 預金合計 | 平成19年9月30日 | 102, 171, 270 | 17, 069, 644 | 1, 610, 082 | 117, 630, 832 |
| [月本口刊 | 平成20年9月30日 | 104, 004, 863 | 16, 951, 559 | 1, 158, 026 | 119, 798, 396 |
| うち流動性預金 | 平成19年9月30日 | 57, 595, 356 | 6, 234, 031 | 414, 650 | 63, 414, 737 |
| プロ加到圧頂並 | 平成20年9月30日 | 56, 059, 587 | 6, 156, 365 | 275, 033 | 61, 940, 920 |
| うち定期性預金 | 平成19年9月30日 | 39, 054, 442 | 10, 505, 326 | 1, 159, 736 | 48, 400, 032 |
| プリア朔田頂並 | 平成20年9月30日 | 42, 089, 627 | 10, 561, 279 | 834, 254 | 51, 816, 651 |
| うちその他 | 平成19年9月30日 | 5, 521, 470 | 330, 287 | 35, 696 | 5, 816, 062 |
|) らてv/iii | 平成20年9月30日 | 5, 855, 648 | 233, 914 | 48, 738 | 6, 040, 825 |
| 譲渡性預金 | 平成19年9月30日 | 5, 153, 758 | 2, 229, 420 | 725, 314 | 6, 657, 864 |
| 議役性損金 | 平成20年9月30日 | 5, 641, 607 | 2, 920, 665 | 734, 960 | 7, 827, 311 |
| ₩ Λ ⇒ I. | 平成19年9月30日 | 107, 325, 028 | 19, 299, 064 | 2, 335, 396 | 124, 288, 696 |
| 総合計 | 平成20年9月30日 | 109, 646, 470 | 19, 872, 224 | 1, 892, 987 | 127, 625, 708 |

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

- 2 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
- 3 定期性預金=定期預金+定期積金
- 4 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別貸出金残高の状況]

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

| 業種別 | 平成19年9月 | 30日 | 平成20年9月30日 | | |
|-------------------|--------------|--------|--------------|--------|--|
| 秦悝 別 | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | |
| 国内(除く特別国際金融取引勘定分) | 68, 725, 809 | 100.00 | 68, 719, 268 | 100.00 | |
| 製造業 | 7, 975, 508 | 11.60 | 8, 359, 352 | 12. 17 | |
| 建設業 | 1, 483, 394 | 2. 16 | 1, 430, 612 | 2.08 | |
| 卸売・小売業 | 7, 203, 778 | 10.48 | 7, 224, 974 | 10. 51 | |
| 金融・保険業 | 5, 793, 334 | 8. 43 | 6, 063, 026 | 8.82 | |
| 不動産業 | 9, 000, 013 | 13. 10 | 10, 493, 984 | 15. 27 | |
| 各種サービス業 | 6, 097, 015 | 8.87 | 5, 542, 597 | 8.07 | |
| その他 | 31, 172, 762 | 45. 36 | 29, 604, 721 | 43. 08 | |
| 海外及び特別国際金融取引勘定分 | 18, 025, 251 | 100.00 | 21, 725, 849 | 100.00 | |
| 政府等 | 283, 189 | 1. 57 | 294, 671 | 1.35 | |
| 金融機関 | 1, 864, 455 | 10.34 | 2, 956, 249 | 13.61 | |
| その他 | 15, 877, 606 | 88. 09 | 18, 474, 928 | 85. 04 | |
| 合計 | 86, 751, 061 | _ | 90, 445, 118 | _ | |

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 - 2 平成20年9月30日基準より業種別貸出状況の集計方法を一部変更しております。これにより、従来 「国内 その他」に集計しておりました個人事業性貸出を、平成20年9月30日より「国内 不動産業」に 集計する等しております。

現在の集計方法での平成19年9月30日における「業種別貸出状況」は次のとおりであります。

| 業種別 | 平成19年9月 | 30日 |
|-------------------|--------------|--------|
| 未性/J | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) |
| 国内(除く特別国際金融取引勘定分) | 68, 725, 809 | 100.00 |
| 製造業 | 8, 097, 360 | 11. 78 |
| 建設業 | 1, 496, 527 | 2. 18 |
| 卸売・小売業 | 7, 273, 476 | 10. 58 |
| 金融・保険業 | 5, 828, 972 | 8. 48 |
| 不動産業 | 10, 625, 109 | 15. 46 |
| 各種サービス業 | 5, 618, 432 | 8. 18 |
| その他 | 29, 785, 929 | 43. 34 |
| 海外及び特別国際金融取引勘定分 | 18, 025, 251 | 100.00 |
| 政府等 | 283, 189 | 1. 57 |
| 金融機関 | 1, 864, 455 | 10. 34 |
| その他 | 15, 877, 606 | 88. 09 |
| 슴計 | 86, 751, 061 | _ |

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(第一基準)

| 項目 | | 平成19年9月30日 | 平成20年9月30日 |
|-------------------|------------------------------------|----------------|---------------|
| | 快口 | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| | 資本金 | 1, 383, 05 | 1, 383, 052 |
| | うち非累積的永久優先株 | 125, 00 | 125, 000 |
| | 新株式申込証拠金 | _ | - - |
| | 資本剰余金 | 1, 865, 91 | 1,777,860 |
| | 利益剰余金 | 4, 286, 05 | 4, 591, 845 |
| | 自己株式(△) | 576, 42 | 439, 375 |
| | 自己株式申込証拠金 | _ | - |
| | 社外流出予定額(△) | 76, 74 | 77, 493 |
| | その他有価証券の評価差損(△) | _ | - 41,645 |
| | 為替換算調整勘定 | 9, 80 | △96, 306 |
| | 新株予約権 | 8 | -, - · - |
| | 連結子法人等の少数株主持分 | 1, 715, 12 | 1, 725, 504 |
| 基本的項目 (Tier 1) | うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 | 1, 272, 26 | 1, 370, 351 |
| (Herl) | 営業権相当額(△) | _ | |
| | のれん相当額(△) | 311, 59 | 348, 300 |
| | 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) | 26, 63 | 28, 918 |
| | 証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額(△) | 37, 85 | 28, 212 |
| | 期待損失額が適格引当金を 上回る額の50%相当額(△) | _ | - 41, 201 |
| | 繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額) | 8, 230, 79 | 8, 380, 484 |
| | 繰延税金資産の控除金額(△)(注1) | _ | |
| | ii- - | (A) 8, 230, 79 | 8, 380, 484 |
| | うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2) | 1, 031, 26 | 2 1, 085, 351 |

| 項目 | | 平成19年9月30日 | 平成20年9月30日 | |
|-----------------------|---|------------|---------------|---------------|
| | (大) | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| | その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合から帳簿価額の合計額を控除した額の45% | 合計額 | 1, 355, 634 | _ |
| | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の45%相当額 | の差額 | 158, 434 | 153, 404 |
| | 一般貸倒引当金 | | 196, 378 | 173, 031 |
| 補完的項目 | 適格引当金が期待損失額を上回る額 | | 169, 227 | _ |
| (Tier 2) | 負債性資本調達手段等 | | 3, 763, 605 | 3, 439, 663 |
| | うち永久劣後債務(注3) | | 542, 440 | 466, 776 |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注 | (4) | 3, 221, 164 | 2, 972, 886 |
| | 計 | | 5, 643, 279 | 3, 766, 099 |
| | うち自己資本への算入額 | (B) | 5, 643, 279 | 3, 766, 099 |
| 準補完的項目 | 短期劣後債務 | | _ | _ |
| (Tier 3) | うち自己資本への算入額 | (C) | _ | _ |
| 控除項目 | 控除項目(注5) | (D) | 417, 576 | 556, 325 |
| 自己資本額 | (A) + (B) + (C) - (D) | (E) | 13, 456, 499 | 11, 590, 257 |
| | 資産(オン・バランス)項目 | | 82, 972, 897 | 84, 016, 444 |
| | オフ・バランス取引等項目 | | 16, 037, 992 | 17, 520, 032 |
| | 信用リスク・アセットの額 | (F) | 99, 010, 890 | 101, 536, 477 |
| | マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) | (G) | 2, 199, 879 | 2, 320, 222 |
| リスク・ | (参考)マーケット・リスク相当額 | (H) | 175, 990 | 185, 617 |
| リ <i>ヘク・</i> アセット等 | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) | (I) | 6, 059, 565 | 5, 932, 460 |
| | (参考)オペレーショナル・リスク相当額 | (J) | 484, 765 | 474, 596 |
| | 旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗 じて得た額が新所要自己資本の額を上回る 額に12.5を乗じて得た額 | (K) | _ | _ |
| | 計((F)+(G)+(I)+(K)) | (L) | 107, 270, 335 | 109, 789, 160 |
| 連結自己資本比 | 二率(第一基準) = (E) / (L) × 100 (%) | _ | 12.54% | 10.55% |
| (参考)Tier 1 比 | 空=(A)/(L)×100(%) | | 7. 67% | 7.63% |

(注) 1 平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は93,205百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,469,238百万円であります。

また、平成20年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は1,133,754百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,676,096百万円であります。

- 2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を 有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(第一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社10社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

| 社10社の発行 | テする優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。 |
|---------|---|
| | [1] |
| 発行体 | Sanwa Capital Finance 2 Limited |
| 発行証券の種類 | 非累積型・変動配当・優先出資証券 |
| | (以下、「本優先出資証券」という) |
| | 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式 |
| | と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の |
| | 「 配当支払の内容」に記載)。 |
| 償還期限 | · 永久 |
| | ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の |
| | 全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(そ |
| | の時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。 |
| 配当 | 非累積型・変動配当 |
| 10 - | なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。 |
| 発行総額 | 1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円) |
| 払込日 | 平成11年3月25日 |
| 配当支払の内容 | 配当支払日 |
| | 毎年1月25日と7月25日 |
| | 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月にな |
| | る場合は、直前の営業日とする。 |
| | 配当支払方針 |
| | (1) 当社がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該 |
| | 事業年度終了後の7月及び1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に |
| | 本優先出資証券に対する配当を行う。 |
| | (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体 |
| | に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 |
| | 配当可能金額の制限 |
| | 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払 |
| | う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)か |
| | ら(3)を控除した金額を限度とする。 |
| | (1) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支 |
| | 払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、 |
| | その金額を除く)。 |
| | (2) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であ |
| | るものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当 |
| | 該事業年度末以降にされたもの。 |
| | (3) 同順位株式の配当で、当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。 |
| 配当停止条件 | 上記「配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対す |
| | る配当は支払われない。 |
| | (1) 当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 |
| | 「支払不能状態」とは(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目に |
| | かかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える、(iii)日本における金融監督 |
| | を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 |
| | (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 |
| | 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社 |
| | の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法 |
| | 令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 |
| | (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 |
| | 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所 |
| | が、破産法に基づき当社の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社 |
| | の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。 |
| 残余財産分配請 | 1 口当たり10,000,000円 |
| 求優先額 | 1 |
| | |

| | [2] |
|-----------------|---|
| | UFJ Capital Finance 4 Limited |
| 発行証券の種類 | シリーズC 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) |
| | 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式 と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の 「配当支払の内容」に記載)。 |
| 償還期限 | 永久 ただし、平成22年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の 全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(そ の時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。 |
| 配当 | 非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。 |
| 発行総額 | 50億円(1口当たり発行価額10,000,000円) |
| 払込日 | 平成14年9月26日 |
| 配当支払の内容 | 配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 |
| | 配当支払方針 (1) 当社がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月及び1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 |
| | (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 |
| | 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払 う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支 |
| | 払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、 その金額を除く)。 (2) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であ |
| | るものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。 |
| 配当停止条件 | 上記「 配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 |
| | 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 |
| | (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社 の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法 令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 |
| | 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。 |
| 残余財産分配請 求優先額 | 1 口当たり10,000,000円 |

| | [3] |
|-----------------|---|
| 発行体 | MTFG Capital Finance Limited |
| 発行証券の種類 | 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式 と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の 「配当支払の内容」に記載)。 |
| 償還期限 | 永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の 全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発 行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還 は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われ る。 |
| 配当 | 非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が 適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。) |
| 発行総額 | 1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円) |
| 払込日 | 平成17年8月24日 |
| 配当支払の内容 | 配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回の配当支払日は平成18年7月25日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 一定の場合を除き、当社がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した事業年度において、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部支払われない。 配当可能金額の制限 (1) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)からに)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。 (c) 配当支払及び残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。 (2) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日の前日の時点においてごとおりまままして、日間でしままました。 |
| 配当停止条件 | 旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。 上記「 配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。 |
| 残余財産分配請 求優先額 | 1 口当たり10,000,000円 |

| | F. 7 |
|---------|---|
| | [4] |
| 発行体 | MUFG Capital Finance 1 Limited |
| 発行証券の種類 | 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式 と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の 「配当支払の内容」に記載)。 |
| 償還期限 | 永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の 全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発 行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還 は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われ る。 |
| 配当 | 非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が 適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。) |
| 発行総額 | 2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000米ドル) |
| 払込日 | 平成18年3月17日 |
| 配当支払の内容 | 配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当 支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支 払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を 支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額 又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 |
| | 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額 |
| 残余財産分配請 | の総額を超過する部分を限度とする。 1 口当たり1,000米ドル |
| 求優先額 | 1 日目だり1,000木下ル |

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

| | [5] |
|-----------------|--|
| 発行体 | MUFG Capital Finance 2 Limited |
| 発行証券の種類 | 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式 と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の 「配当支払の内容」に記載)。 |
| 償還期限 | 永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の 全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発 行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還 は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われ る。 |
| 配当 | 非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が 適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。) |
| 発行総額 | 750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ) |
| 払込目 | 平成18年3月17日 |
| 配当支払の内容 | 配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当 支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払わ |
| | れる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支 払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止さ れる。 任意停止事由 |
| | 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を 支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額 又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されて いる場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 |
| | 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 |
| | (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a) 及び(b) を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、 |
| | その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度 末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7 |
| | 月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当 支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該 1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1) の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額 の総額を超過する部分を限度とする。 |
| 残余財産分配請 求優先額 | 1 口当たり1,000ユーロ |

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

| = | [6] |
|-----------------|---|
| 発行体 | MUFG Capital Finance 3 Limited |
| 発行証券の種類 | 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式 と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の 「配当支払の内容」に記載)。 |
| 償還期限 | 永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の 全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発 行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還 は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われ る。 |
| 配当 | 非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が 適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。) |
| 発行総額 | 1,200億円(1口当たり発行価額10,000,000円) |
| 払込日 配当支払の内容 | 平成18年3月17日 |
| 正コスカップで | 配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当 支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払わ れる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支 払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止さ |
| | れる。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を 支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額 又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されて いる場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当 を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月 |
| | の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a) 及び(b) を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x) 当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該 |
| 残余財産分配請 求優先額 | 文払日に発行体が本優光山賃証券について文払り自直目した配当の金額と(y)(当該 1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1) の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額 の総額を超過する部分を限度とする。 1口当たり10,000,000円 |

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

| [7] 発行体 MUFG Capital Finance 4 Limited 発行証券の種類 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) | |
|--|---|
| 発行証券の種類 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) | |
| (以下、「本優先出資証券」という) | |
| 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する他 と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細について 「配当支払の内容」に記載)。 | |
| 償還期限 永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資金部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前において 行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券 は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則してる。 | ても、発 券の償還 |
| 配当 非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動 適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。) | 動配当が |
| 発行総額 500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ) | |
| 払込日 平成19年1月19日 配当支払の内容 配当支払日 | |
| 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降 支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日にれる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、関 払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又に れる。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に れた株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当れ により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位記 配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとす 配当額が少なくとも同一の割合で減額された株主に対して、配当支払の順位だ の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年 直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当に | こ支払 は止 載選へ 優終 を さ択の 先了 |
| 割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、正了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)をた金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度の末日の株主名簿に記載された当社の全での優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただ間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、正月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の総額を超過する部分を限度とする。 | を控除し てのし、 事 前 前 の (y) (z) (z) (z) (z) |
| 残余財産分配請 求優先額 1口当たり1,000ユーロ | |

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由 清算事由、

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

| | Гол |
|---------------------|---|
| | [8] MUFG Capital Finance 5 Limited |
| 発11 14 発行証券の種類 | #累積型・固定/変動配当・優先出資証券 |
| 先打弧分り/埋規 | 「大米預生・固定/ 友勤配当・優先田貞証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式 と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の 「配当支払の内容」に記載)。 |
| 償還期限 | 永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の 全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発 行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還 は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われ る。 |
| 配当 | 非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が 適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。) |
| 発行総額 | 550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド) |
| 払込日 | 平成19年1月19日 |
| 配当支払の内容 | 配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当 支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払わ れる。 強制停止事由 |
| | 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択 |
| | により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 |
| | (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a) 及び(b) を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。 |
| 残余財産分配請 求優先額 | 1 口当たり1,000英ポンド |

清算事由:

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

| 発行体 MUFG Capital Finance 6 Limited 発行証券の種類 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後近 配当支払の内容」に記載)。 永久 ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の代は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行る。 非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配金 | :述の :券の |
|--|----------------|
| 発行証券の種類 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先标と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述 配当支払の内容」に記載)。 *********************************** | :述の :券の |
| 償還期限 永久 ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証を 全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、 行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の代 は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行る。 配当 非累積型・固定/変動配当 | |
| | 償還 |
| 適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。) | 当が |
| 発行総額 1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円) | |
| 払込日 平成19年12月13日 | |
| 配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支持れる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当に払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止れる。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記述れた株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の設定より減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券・配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最低の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度 直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、「割合となる金額まで減額される。 | 払 は止 載選へ 優終 |
| 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a) 及び(b) を控照た金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業を表以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(1) 1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金の総額を超過する部分を限度とする。 | 除 類中 年 の配当記(1) |
| 求優先額 1 口当たり10,000,000円 | |

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

| | [10] |
|---------|---|
| 発行体 | MUFG Capital Finance 7 Limited |
| 発行証券の種類 | 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式 と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の 「配当支払の内容」に記載)。 |
| 償還期限 | 永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。 |
| 配当 | 非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が 適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。) |
| 発行総額 | 2,220億円(1口当たり発行価額10,000,000円) |
| 払込日 | 平成20年9月2日 |
| 配当支払の内容 | 配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当 支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払わ れる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支 払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止さ れる。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載さ れた株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択 により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への 配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先 の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了 直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ 割合となる金額まで減額される。 |
| 残余財産分配請 | 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a) 及び(b) を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x) 当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。 |
| 求優先額 | 1 口当たり10,000,000円 |

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内 基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、特定取引負債の減少などにより、3,426億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入などにより、1兆5,155億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、少数株主への株式等の発行による収入などにより、3,266億円の収入となりました。

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、4兆5,545億円となりました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、お客さまや社会から強く支持される「世界屈指の総合金融グループ」を目指し、以下の点を重点課題として取り組んでまいります。

新システム移行の完遂

当社グループの傘下銀行における新システムへの移行に関しては、お客さまへのサービスや金融システムに与える影響の大きさ、グループの果たすべき社会的責任の重さを十分認識し、安全・確実な移行の実現に向けて鋭意準備を進めてまいりました。

本年5月には、三菱UFJ信託銀行の全店舗の移行を完了し、また、三菱東京UFJ銀行においても 旧東京三菱銀行店舗の新システム移行を実施致しました。本年7月からは旧UFJ銀行店舗の移行を開 始しており、店舗ごとに数回に分けて、12月にかけて順次実施してまいります。

成長戦略の展開

当社グループは、リテール・法人・受託財産を「主要3事業」と位置づけ、これらの分野を中心に当社グループの強みである高いポテンシャル(グループ総合力・顧客基盤)を活かした事業戦略を推進してまいります。また、持続的な成長に向けて、Morgan Stanleyとの戦略的資本提携をはじめ、アコム株式会社の連結子会社化、UnionBanCal Corporationの完全子会社化、英国資産運用会社Aberdeen Asset Managementへの出資・業務提携などの実施により、幅広い分野でグローバルなアライアンス戦略を展開してまいります。

成長戦略を支える資本政策としては、「成長性確保・収益力強化のための資本活用」、「自己資本の充実」、「株主の皆さまへの利益還元の充実」の3つのバランスをとって推進し、当社グループの企業価値を向上させてまいります。自己資本は、連結自己資本比率12%、Tier 1 比率8%を目指すとともに、株主の皆さまへの利益還元については、配当金額の継続的な増加に努め、引き続き連結当期純利益に対する配当性向を20%超とするよう努力してまいります。

内部管理態勢の強化

当社グループは、金融機関の高い公共性を踏まえ、引き続きコンプライアンス(法令等遵守)など内部 管理態勢の一層の強化を図ってまいります。

CSR経営の推進・ブランドの強化

当社グループは、お客さまから「信頼」「サービスの質」で高いご評価をいただけるよう、さまざまな取り組みを進めるとともに、企業の社会に対する責任(CSR)をしっかり果たしていくことで、MUFGのブランド力向上に努めてまいります。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、重要な異動があった主要な設備の状況は以下のとおりであります。

(銀行業)

重要なものはありません。

(信託銀行業)

重要なものはありません。

(証券業)

重要なものはありません。

(クレジットカード業)

重要なものはありません。

(その他)

重要なものはありません。

2 設備の新設、除却等の計画

(1) 当第2四半期連結会計期間中に重要な変更のあったものは次のとおりであります。

(銀行業)

重要なものはありません。

(信託銀行業)

| | 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 区分 | 設備の内容 | 変更の内容 |
|----------|--------------|------------|---------|-----------|-------|---|
| 国内連結 子会社 | 三菱UFJ信託銀行(株) | 本店ほか | 東京都千代田区 | 新設• 更改 | 事務機械 | 投資予定金額の変更 (変更前) 7,875百万円 (変更後) 4,236百万円 |

(注) 記載金額は、消費税等を含んでおりません。

(証券業)

重要なものはありません。

(クレジットカード業)

| | 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 区分 | 設備の内容 | 変更の内容 |
|---------|-----------------------|------------|----------|-----------|----------------|--|
| 国内連結子会社 | 三菱UF J ニコス (株) | - | 東京都豊島区ほか | 新設· 改修 | 総量規制関連 システム | 投資予定金額及び 完了予定年月の変更 投資予定金額 (変更前) 11,000百万円 (変更後) 13,510百万円 (変更後) 平成22年4月 (変更後) 平成21年10月 |

(注) 記載金額は、消費税等を含んでおりません。

(その他)

重要なものはありません。

(2) 当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

(銀行業)

重要なものはありません。

(信託銀行業)

重要なものはありません。

(証券業)

| | 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 区分 | 設備の内容 | 完了年月 |
|-------------|--------------------------------------|-------------|-----------|-----------|---------------------|---------|
| 国内連結 子会社 | 三菱UFJ証券(株) | 本社ほか | 東京都千代田区ほか | 新設• 更改 | 次期エクイティ フロントシステム | 平成20年9月 |
| 国内連結 子会社 | エム・ユー・エ ス・ファシリティ サービス 株 | 日本橋本 町ビル | 東京都中央区 | 売却 | 賃貸ビル | 平成20年8月 |

(クレジットカード業)

| | 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 区分 | 設備の内容 | 完了年月 |
|-------------|------------------|----------------------|-----------|--------------|----------|---------|
| 国内連結 子会社 | 三菱UF Jニコス (株) | 本社(秋 葉原UDX) ほか | 東京都千代田区ほか | 新設・拡 充・改修 | 各種センター集約 | 平成20年8月 |

(その他)

重要なものはありません。

(3) 当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

(銀行業)

| | 会社名 | 店舗名 | 所在地 | 区分 | 設備の内容 | | 定金額 5円) | 資金 調達 | 着手 | 完了予 |
|-------------|----------------------------|-------|-------|------------------|-------------------------------|--------|------------|----------|--------------|--------------|
| | | その他 | 731.— | . 、、 | | 総額 | 既支払額 | | 年月 | 定年月 |
| 国内連結 | (株) 三菱東京 | - | - | 改修 | 新外為送金 システム | 3, 041 | 271 | 自己資金 | 平成19年 12月 | 平成21年 11月 |
| 子会社 | UFJ銀行 | - | - | 新設 | マネー・ロ ーンダリン グ防止シス テム | 2, 661 | 90 | 自己資金 | 平成19年 10月 | 平成21年 9月 |
| 海外連結 子会社 | UnionBanCal Corporation | 子会社店舗 | 北米地区 | 新設· 拡充· 改修 | 店舗防犯設備ほか | 3, 221 | 262 | 自己資金 | 平成20年 3月 | 平成21年 7月 |

- (注) 1 記載金額は、消費税等を含んでおりません。
 - 2 上記計画は、投資予定金額の変更により当社としての重要性が増したものであります。
 - 3 UnionBanCal Corpration の投資予定金額は、円貨建に換算しております。

(信託銀行業)

重要なものはありません。

(証券業)

重要なものはありません。

(クレジットカード業)

重要なものはありません。

(その他)

重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------------|-------------------|
| 普通株式 | 33, 000, 000, 000 |
| 第三種優先株式 | 120, 000, 000 |
| 第1回第五種優先株式 | 400,000,000(注) 1 |
| 第2回第五種優先株式 | 400,000,000(注) 1 |
| 第3回第五種優先株式 | 400,000,000(注) 1 |
| 第4回第五種優先株式 | 400,000,000(注)1 |
| 第1回第六種優先株式 | 200,000,000(注)2 |
| 第2回第六種優先株式 | 200,000,000(注)2 |
| 第3回第六種優先株式 | 200,000,000(注)2 |
| 第4回第六種優先株式 | 200,000,000(注)2 |
| 第1回第七種優先株式 | 200,000,000(注)3 |
| 第2回第七種優先株式 | 200,000,000(注)3 |
| 第3回第七種優先株式 | 200,000,000(注)3 |
| 第4回第七種優先株式 | 200,000,000(注)3 |
| 第八種優先株式 | 27, 000, 000 |
| 第十一種優先株式 | 1,000 |
| 第十二種優先株式 | 129, 900, 000 |
| 計 | 34, 076, 901, 000 |

- (注) 1 第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能株式総数は併せて400,000,000株を超えないものとする。
 - 2 第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。
 - 3 第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成20年12月1日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|----------------|--|---------------------------------|--|--|
| 普通株式 | 10, 933, 679, 680 | 同左 | 東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所 | 株主としての権利内 容に制限のない、標 準となる株式 (注)2 |
| 第一回第三種優先 株式 | 100, 000, 000 | 同左 | _ | (注) 3 |
| 第1回第五種優先 株式 | _ | 156, 000, 000 | _ | (注) 4 |
| 第十一種優先株式 | 1,000 | 同左 | _ | (注) 5 |
| 第十二種優先株式 | 33, 700, 000 | 11, 300, 000 | _ | (注) 6 |
| 計 | 11, 067, 380, 680 | 11, 200, 980, 680 (注 1) | _ | _ |

- (注) 1 提出日現在発行数には、四半期報告書提出日における優先株式の取得に伴う普通株式の発行および自己株式 の消却に係る株式数は含まれておりません。
 - 2 議決権を有しております。
 - 3 第一回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年60円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき30円の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 取得条項

当社は、平成22年2月18日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(6) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

(7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等 法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主 には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本

優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

- 4 第1回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第五種優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき115円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、本優先株式1株につき43円とする。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき57円50銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 取得条項

当社は、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(6) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、本優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より本優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

(7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等 法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主

には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本 優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

- 5 第十一種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十一種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年5円30銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2円65銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成26年7月31日までとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得を請求した本優先株式数×1,000円

取得価額

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り 上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現 金精算する。

取得価額等の条件

イ 当初取得価額

当初取得価額は、918,700円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(決定日)に終了する、30取引 日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円 未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後 の8月1日において、上記の計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれ の算出金額が918,700円(下限取得価額)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。な お、修正計算期間において、下記ハに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下 記ハに準じて調整される。

ハ 取得価額の調整

調整後

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな 普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算 の結果取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

が X 1 株当たり払込金額 処分普通株式数 × 1 株当たり払込金額

既発行普通株式数 +

1株当たり時価 既発行普通株式数+新規発行・処分普通株式数

取得価額 = 取得価額 × また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成19年9月30日付で本優先株1株を1,000株に分割したことにより、取得価額および下限取 得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 918円70銭

調整前

調整後下限取得価額 918円70銭

(8) 一斉取得

平成26年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成26年8月1日をもって取得し、これと引 換えに1株につき1,000円を平成26年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所に おける当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で 除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、そ の小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回るときは、1,000円を802円60銭 で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端 数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

6 第十二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十二種優先株式(以下「本優先株式」とい う。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき 年11円50銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度に おいて優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達 しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき5円75銭の優先中 間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成21年7月31日までとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 =

優先株主が取得を請求した本優先株式数×1,000円

取得価額

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

取得価額の条件等

イ 当初取得価額

当初取得価額は、796,000円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年6月15日以降平成20年6月15日まで毎年6月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の出来高加重平均株価の単純平均値が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の6月30日において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が796,000円(ただし、下記ハの調整を受ける。下限取得価額。)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。上記において、当社の普通株式の出来高加重平均株価の単純平均値とは、修正計算期間の各取引日に関し、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該日の午前10時から11時の間(ロンドン時間)において提示する「ジェー・ティー・エクイティー・エーキューアール」(JT Equity AQR)の画面のうち当社の普通株式の東京証券取引所における出来高加重平均株価を表示する画面としてブルームバーグ・エル・ピーが指定する画面(参照画面)で発表する東京証券取引所における当社の普通株式の売買価格の出来高加重平均値(ただし、上記取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の最終売買価格。いずれの場合にも修正計算期間において発生する下記ハの調整に準じて調整される。)の算術平均値(1円未満は切り上げる。)で当社が算出したものをいう。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな 普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算 の結果、取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

> 新規発行・ 処分普通株式数 × 1株当たり払込金額

1株当たり時価

調整後 = 調整前 取得価額 = 取得価額 ×

既発行普通株式数+新規発行・処分普通株式数

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成19年9月30日付で本優先株1株を1,000株に分割したことにより、取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 796円

調整後下限取得価額 796円

(8) 一斉取得

平成21年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成21年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成21年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が795円20銭を下回るときは、1,000円を795円20銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

| 平成19年11月21日 | |
|--|--|
| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
| 新株予約権の数(個) | 21, 854 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 2, 185, 400 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新杉 予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年12月6日~平成49年12月5日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格および資本組入額 新株予約権の行使の条件 | 発行価格 1 株当たり1,033P 資本組入額 1 株当たり517P 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三刻 |
| AND THE STITE OF THE STATE OF T | UFJ信託銀行株式会社の取締役または執行役員の 地位に基づき割当てを受けた新株予約権について は、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使で きる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、 または三菱UFJ信託銀行株式会社の監査役の地位 に基づき割当てを受けた新株予約権については、当 該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合作(当社に行うないない)、明知の日本では、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 |

第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資され る財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に 上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的 である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる 金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新 株予約権を行使することにより交付を受けることが できる再編成対象会社の株式1株当たり1円とす る。 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権 を行使することができる期間の開始日と組織再編成 行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄 に定める新株予約権を行使することができる期間の 満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合にお ける増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成 対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 新株予約権の取得条項

- (注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。
 - 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

じて決定する。

注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力 発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株 主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日 を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを 適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること または当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定め を設ける定款の変更承認の議案

| 平成20年6月27日 | 取締役会決議 |
|---|---|
| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
| 新株予約権の数(個) | 32, 636 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 3, 263, 600 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株 予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年7月15日~平成50年7月14日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格および資本組入額 新株予約権の行使の条件 | 発行価格 1 株当たり924円 資本組入額 1 株当たり462円 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ 信託銀行株式会社または三菱UFJ証券株式会社の |
| | 取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合併(当者に限分割(それぞれ海路の)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ海路の)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ海路の)、となる場合に限る。)、全年に、公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公 |

第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資され る財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に 上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的 である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる 金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新 株予約権を行使することにより交付を受けることが できる再編成対象会社の株式1株当たり1円とす る。 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権 を行使することができる期間の開始日と組織再編成 行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄 に定める新株予約権を行使することができる期間の 満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合にお ける増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成 対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 新株予約権の取得条項

- (注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。
 - 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

じて決定する。

注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力 発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株 主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日 を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを 適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること または当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定め を設ける定款の変更承認の議案

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------|-----------------------|----------------------|--------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成20年8月1日 (注1) | 43, 895, 180 | 11, 056, 939, 970 | _ | 1, 383, 052 | _ | 1, 383, 070 |
| 平成20年9月25日 (注2) | △17, 700, 000 | 11, 039, 239, 970 | _ | 1, 383, 052 | _ | 1, 383, 070 |
| 平成20年9月30日 (注3) | 28, 140, 710 | 11, 067, 380, 680 | _ | 1, 383, 052 | _ | 1, 383, 070 |

- (注) 1 第八種優先株式の取得に伴う普通株式の発行によるものであります。第八種優先株式17,700,000株の取得に伴い、普通株式が43,895,180株発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
 - 2 第八種優先株式の自己株式17,700,000株の消却によるものです。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
 - 3 第十二種優先株式の取得に伴う普通株式の発行によるものであります。第十二種優先株式22,400,000株の取得請求に伴い、普通株式が28,140,710株発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
 - 4 平成20年10月31日付で第十二種優先株式22,400,000株を消却しております。なお、これに伴う資本金および 資本準備金の増減はありません。
 - 5 平成20年11月17日付で第1回第五種優先株式156,000,000株を第三者割当増資により発行しております。なお、発行価格、資本組入額等は次のとおりです。

発行価格:1株につき2,500円 資本組入額:1株につき1,250円

増加する資本金の額:1,950億円 増加する資本準備金の額:1,950億円

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%) |
|--|---|------------------|----------------------------|
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 559, 972, 830 | 5. 12 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 434, 607, 210 | 3. 97 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 396, 345, 570 | 3. 62 |
| ヒーロー. アンド. カンパニー (常任代理人 株式会社三菱東 京UF J銀行) | C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号) | 287, 059, 666 | 2. 62 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 | 285, 603, 153 | 2. 61 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・ 退職給付信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 175, 000, 000 | 1.60 |
| トヨタ自動車株式会社 | 愛知県豊田市トヨタ町1番地 | 149, 263, 153 | 1. 36 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 | 139, 185, 671 | 1. 27 |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室) | P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町 6 番 7 号) | 125, 144, 481 | 1. 14 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (三菱重工業株式会社口・退職 給付信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 118, 740, 000 | 1.08 |
| | 計 | 2, 670, 921, 734 | 24. 42 |

- (注) 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が301,018,508株(発行済株式総数に対する割合2.75%)あります。
 - 2 ヒーロー. アンド. カンパニーは、ADR (米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人であります。

第一回第三種優先株式

平成20年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%) |
|----------------|-------------------|---------------|----------------------------|
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 | 40, 000, 000 | 40.00 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 | 40, 000, 000 | 40.00 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 | 20, 000, 000 | 20.00 |
| | 11th L | 100, 000, 000 | 100.00 |

第十一種優先株式

平成20年9月30日現在

| 1700年3年 | | | |
|---|---|--------------|----------------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%) |
| ユーエフジェイ トラスティー サービシズ ピーブイティー バミューダ リミテッド アズ ザ トラスティー オブ ユーエフジェイ インター ナショナル ファイナンス バミューダ トラスト (常任代理人 三菱UFJ信託 銀行株式会社) | CEDAR HOUSE, 41 CEDAR AVENUE, HAMILTON HM 12, BERMUDA (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号) | 1,000 | 100.00 |
| | 計 | 1,000 | 100.00 |

第十二種優先株式

平成20年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%) |
|------------|-----------------|--------------|----------------------------|
| 大同生命保険株式会社 | 大阪市西区江戸堀一丁目2番1号 | 11, 300, 000 | 33. 53 |
| | 11th L | 11, 300, 000 | 33. 53 |

(注) 上記のほか、当社が保有している自己株式が22,400,000株(発行済株式総数に対する割合66.46%)あります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--|---------------|---|
| 無議決権株式 | 第一回第三種優先株式 100,000,000 第十一種優先株式 1,000 第十二種優先株式 33,700,000 | - - | 「1株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載して おります。 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | _ | _ | _ |
| 議決権制限株式(その他) | _ | _ | _ |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 301,018,500 | _ | _ |
| 元主战伏惟怀八(日已休八寺) | (相互保有株式) 普通株式 3,203,100 | _ | _ |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 10,622,919,100 | 106, 229, 191 | _ |
| 単元未満株式 | 普通株式 6,538,980 | _ | _ |
| 発行済株式総数 | 11, 067, 380, 680 | _ | _ |
| 総株主の議決権 | _ | 106, 229, 191 | _ |

⁽注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が194,300株(議決権1,943個)および実質的に保有していない子会社名義の株式27,700株(議決権277個)が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

| | | | | 1 /3/200 | 中9月30日現任 |
|--|-----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
| (自己保有株式) 株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループ | 東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号 | 301, 018, 500 | _ | 301, 018, 500 | 2. 71 |
| (相互保有株式) 三菱総研DCS株式会社 | 東京都品川区東品川 四丁目12-2 | 999, 000 | _ | 999, 000 | 0.00 |
| 三菱UFJ証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号 | 617, 600 | _ | 617, 600 | 0.00 |
| 三菱UF Jキャピタル株式 会社 | 東京都中央区京橋二丁目 14-1 | 515, 900 | _ | 515, 900 | 0.00 |
| 株式会社中京銀行 | 名古屋市中区栄三丁目 33番13号 | 486, 700 | _ | 486, 700 | 0.00 |
| 三菱UFJニコス株式会社 | 東京都文京区本郷三丁目 33番5号 | 284, 000 | _ | 284, 000 | 0.00 |
| 株式会社大正銀行 | 大阪市中央区今橋 二丁目5番8号 | 184, 400 | _ | 184, 400 | 0.00 |
| 三菱UF J信託銀行株式 会社 | 東京都千代田区丸の内 一丁目4-5 | 52, 500 | _ | 52, 500 | 0.00 |
| 株式会社パトライト | 大阪市中央区松屋町 8番8号 | 50, 400 | _ | 50, 400 | 0.00 |
| 株式会社三菱東京UFJ 銀行 | 東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号 | 7, 200 | _ | 7, 200 | 0.00 |
| ヤマガタ食品株式会社 | 静岡県沼津市双葉町 9-11-13 | 3,800 | _ | 3, 800 | 0.00 |
| ニチエレ株式会社 | 東京都大田区平和島 一丁目2番30号 | 1,600 | _ | 1,600 | 0.00 |
| 計 | _ | 304, 221, 600 | _ | 304, 221, 600 | 2.74 |

(注) 株主名簿上は、三菱UF J 証券株式会社累積投資口、UF J つばさ証券株式会社(平成17年10月1日に三菱UF J 証券株式会社に商号変更)及び三菱UF J ニコス株式会社の各名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が、それぞれ26,400株、600株及び700株あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

| 月別 | 平成20年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|-------------|--------|--------|--------|-----|-----|
| 最高(円) | 1, 173 | 1, 169 | 1, 156 | 1, 036 | 964 | 962 |
| 最低(円) | 856 | 973 | 926 | 902 | 789 | 741 |

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う 会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作 成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸 表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9 月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。

3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位:百万円) 前連結会計年度の 前中間連結会計期間末 当中間連結会計期間末 要約連結貸借対照表 (平成19年9月30日) (平成20年9月30日) (平成20年3月31日) 資産の部 7 10,978,368 7 10,148,110 7 10,281,603 現金預け金 コールローン及び買入手形 1,235,519 1,058,103 1,293,705 買現先勘定 2 5,619,000 3,262,183 2 7,099,711 債券貸借取引支払保証金 5,994,256 2 6,243,090 8,240,482 7 4,226,743 買入金銭債権 4,593,198 4.856.581 特定取引資産 7 17,637,010 11,891,834 11.898.762 金銭の信託 456.499 383.278 401.448 1, 2, 7, 16 1, 2, 7, 16 1, 2, 7, 16 有価証券 42,990,263 38,671,375 40,851,677 投資損失引当金 36,702 34,115 30,166 2, 3, 4, 5, 6, 3, 4, 5, 6, 2, 3, 4, 5, 6, 貸出金 7, 8 86,751,061 7, 8 90,445,118 7, 8 88,538,810 外国為替 2 1,411,213 2 1,671,474 2 1,241,656 14 4,999,575 7, 14 6,989,674 7, 14 5,666,981 その他資産 7, 9, 10, 11 9, 10, 11 7, 9, 10, 11 有形固定資産 1,717,879 1,277,575 1,594,214 無形固定資産 7 906,486 7 914,401 7 975,043 繰延税金資産 271,007 1,171,485 773,688 支払承諾見返 16 11,110,052 16 11,067,649 10,652,865 貸倒引当金 1,261,081 1,080,502 1,106,293 資産の部合計 189,894,404 194,024,280 192,993,179 負債の部 預金 7 117,630,832 7 119,798,396 7 121,307,300 譲渡性預金 6,657,864 7,319,321 7,827,311 コールマネー及び売渡手形 2,527,558 7 3,007,407 7 2,286,382 10,490,735 売現先勘定 8,451,563 8,677,843 7 5,897,051 債券貸借取引受入担保金 6,609,067 7 4,266,088 コマーシャル・ペーパー 685,459 7 173,685 7 349,355 特定取引負債 5,944,552 5.655.557 8,354,355 2, 7, 12 2, 7, 12 2, 7, 12 借用金 4.511.981 5.400.785 5.050.000 2 972,113 外国為替 2 792,983 2 977,280 短期社債 593.600 457.683 417.200 7, 13 6,476,523 社債 7, 13 6,289,553 7, 13 6,285,566 信託勘定借 1,592,480 1,338,192 1.462.822 その他負債 5,318,114 6,898,069 4,388,814 賞与引当金 49,308 47,839 49,798 役員賞与引当金 425 434 130 退職給付引当金 64,067 62,010 64,771 役員退職慰労引当金 1,761 1,682 2,100 ポイント引当金 10,124 8,079 偶発損失引当金 145,063 83,999 133,110 構造改革損失引当金 59,317 2,971 22,865 特別法上の引当金 4,300 3,335 4,639 繰延税金負債 177.801 37.730 84.185 9 199,402 再評価に係る繰延税金負債 204.577 197.252 16 7, 16 7, 16 7, 11,110,052 11,067,649 10,652,865 支払承諾 179,319,967 184,981,676 負債の部合計 183,393,470

| | 前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 純資産の部 | | | |
| 資本金 | 1,383,052 | 1,383,052 | 1,383,052 |
| 資本剰余金 | 1,865,918 | 1,777,860 | 1,865,696 |
| 利益剰余金 | 4,286,051 | 4,591,845 | 4,592,960 |
| 自己株式 | 576,420 | 439,375 | 726,001 |
| 株主資本合計 | 6,958,601 | 7,313,383 | 7,115,707 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,803,418 | 39,243 | 595,352 |
| 繰延へッジ損益 | 60,107 | 2,745 | 79,043 |
| 土地再評価差額金 | 9 147,499 | 9 143,647 | 9 143,292 |
| 為替換算調整勘定 | 9,804 | 96,306 | 52,566 |
| 米国会計基準適用子会社における年金債務調整額 | - | 12,392 | - |
| 評価・換算差額等合計 | 1,900,614 | 1,549 | 765,121 |
| 新株予約権 | 87 | 3,674 | 2,509 |
| 少数株主持分 | 1,715,132 | 1,727,096 | 1,716,370 |
| 純資産の部合計 | 10,574,436 | 9,042,604 | 9,599,708 |
| 負債及び純資産の部合計 | 189,894,404 | 194,024,280 | 192,993,179 |

(単位:百万円)

| | | | (中區:日為日) |
|---------------------|--|--|--|
| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
| 経常収益 | 3, 250, 225 | 2, 925, 113 | 6, 393, 951 |
| 資金運用収益 | 1, 989, 587 | 1, 842, 261 | 3, 867, 924 |
| (うち貸出金利息) | 1, 161, 579 | 1, 134, 155 | 2, 302, 324 |
| (うち有価証券利息配当金) | 431, 656 | 356, 656 | 785, 581 |
| 信託報酬 | 78, 972 | 67, 097 | 151, 720 |
| 役務取引等収益 | 638, 809 | 592, 473 | 1, 249, 480 |
| 特定取引収益 | 189, 126 | 126, 317 | 365, 315 |
| その他業務収益 | 109, 474 | 174, 846 | 319, 530 |
| その他経常収益 | % 1 244, 254 | % 1 122, 116 | % 1 439, 980 |
| 経常費用 | 2, 752, 685 | 2, 736, 996 | 5, 364, 938 |
| 資金調達費用 | 1, 024, 054 | 872, 046 | 2, 027, 879 |
| (うち預金利息) | 458, 821 | 374, 699 | 881, 483 |
| 役務取引等費用 | 91,610 | 87, 443 | 175, 921 |
| 特定取引費用 | _ | 1, 191 | _ |
| その他業務費用 | 94, 699 | 146, 147 | 239, 540 |
| 営業経費 | 1, 077, 126 | 1, 084, 363 | 2, 157, 843 |
| その他経常費用 | ※ 2 465, 195 | % 2 545, 803 | * 2 763, 753 |
| 経常利益 | 497, 539 | 188, 117 | 1, 029, 013 |
| 特別利益 | 31, 212 | 61, 417 | 110, 399 |
| 固定資産処分益 | 3, 900 | 6,718 | 34, 532 |
| 償却債権取立益 | 20, 326 | 14, 388 | 39, 875 |
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | _ | 1, 308 | _ |
| 子会社合併に伴う持分変動利益 | 6, 985 | - | 6, 985 |
| 子会社株式売却益 | _ | 32, 814 | 16, 075 |
| リース会計基準の適用に伴う影響額 | * 3 – | * 3 6, 186 | % 3 – |
| 子会社による事業売却益 | _ | - | 10, 810 |
| 偶発損失引当金戻入益 | _ | - | 2, 120 |
| 特別損失 | 79, 028 | 60, 787 | 118, 533 |
| 固定資産処分損 | 7, 589 | 8,511 | 15, 142 |
| 減損損失 | 11, 421 | 4, 879 | 14, 719 |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | 413 | - | 752 |
| 子会社における構造改革損失引当金繰入額 | 59, 603 | 197 | 64, 049 |
| システム統合に係る費用 | _ | 47, 198 | - |
| 過年度損益修正損 | ※ 4 — | ※ 4 — | ※ 4 23, 869 |
| 税金等調整前中間純利益 | 449, 723 | 188, 747 | 1, 020, 879 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 65, 510 | 47, 772 | 100, 129 |
| 法人税等調整額 | 127, 914 | △168 | 201, 091 |
| 法人税等合計 | - | 47, 604 | , |
| 少数株主利益又は少数株主損失(△) | △421 | 49, 120 | 83, 034 |
| 中間純利益 | 256, 721 | 92, 023 | 636, 624 |

(単位:百万円)

| | 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算 書 |
|------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 前期末残高 | 1, 383, 052 | 1, 383, 052 | 1, 383, 052 |
| 当中間期末残高 | 1, 383, 052 | 1, 383, 052 | 1, 383, 052 |
| 資本剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 1, 916, 300 | 1, 865, 696 | 1, 916, 300 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の処分 | △50, 382 | △87, 835 | △50, 604 |
| 当中間期変動額合計 | △50, 382 | △87, 835 | △50, 604 |
| 当中間期末残高 | 1, 865, 918 | 1, 777, 860 | 1, 865, 696 |
| 利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 4, 102, 199 | 4, 592, 960 | 4, 102, 199 |
| 当中間期変動額 | 1, 102, 100 | 1,002,000 | 1, 102, 100 |
| 剰余金の配当 | △64, 589 | △75, 855 | △141, 327 |
| 中間純利益 | 256, 721 | 92, 023 | |
| 土地再評価差額金の取崩 | 836 | △353 | |
| 持分法適用関連会社の増加 | _ | 5, 763 | |
| 持分法適用関連会社の減少 | _ | _ | △81 |
| 持分法適用関連会社にかかる過年度剰余金修正 | _ | △16, 802 | _ |
| 海外連結子会社における会計基準変更 | △9, 116 | _ | △9, 217 |
| 英国退職給付会計基準に基づく数理計算上の差異 | - | _ | △133 |
| 在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加 | _ | 778 | _ |
| 在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少 | _ | △6, 669 | _ |
| 当中間期変動額合計 | 183, 851 | △1, 114 | 490, 760 |
| 当中間期末残高 | 4, 286, 051 | 4, 591, 845 | 4, 592, 960 |
| 自己株式 | | | |
| 前期末残高 | $\triangle 1,001,470$ | △726, 001 | $\triangle 1,001,470$ |
| 当中間期変動額 | _ , , | _ , | _ , , |
| 自己株式の取得 | $\triangle 2,315$ | △732 | $\triangle 152,052$ |
| 自己株式の処分 | 427, 366 | 287, 358 | 427, 522 |
| 当中間期変動額合計 | 425, 050 | 286, 626 | 275, 469 |
| 当中間期末残高 | △576, 420 | △439, 375 | △726, 001 |
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | 6, 400, 081 | 7, 115, 707 | 6, 400, 081 |
| 当中間期変動額 | 0, 100, 001 | 1,110,101 | 0, 100, 001 |
| 剰余金の配当 | △64, 589 | △75, 855 | △141, 327 |
| 中間純利益 | 256, 721 | 92, 023 | |
| 自己株式の取得 | △2, 315 | △732 | |
| 自己株式の処分 | 376, 984 | 199, 522 | |
| 土地再評価差額金の取崩 | 836 | △353 | 5, 044 |
| 持分法適用関連会社の増加 | _ | 5, 763 | △147 |
| 持分法適用関連会社の減少 | _ | _ | △81 |
| 持分法適用関連会社にかかる過年度剰余金修正 | _ | △16, 802 | _ |
| 海外連結子会社における会計基準変更 | △9, 116 | _ | $\triangle 9,217$ |
| 英国退職給付会計基準に基づく数理計算上の差異 | - | _ | △133 |
| 在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加 | _ | 778 | |
| 在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少 | _ | △6, 669 | _ |
| 当中間期変動額合計 | 558, 519 | 197, 675 | 715, 625 |
| 当中間期末残高 | 6, 958, 601 | 7, 313, 383 | 7, 115, 707 |

| | V 1 HENRY 1 A 21 HORES | NA L PRINTE (L A Z L HAPPA | 前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算 |
|--------------------------------------|--|--|------------------------------------|
| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | 2, 054, 813 | 595, 352 | 2, 054, 813 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △251, 395 | △634, 596 | $\triangle 1, 459, 461$ |
| 当中間期変動額合計 | △251, 395 | △634, 596 | △1, 459, 461 |
| 当中間期末残高 | 1, 803, 418 | △39, 243 | 595, 352 |
| 繰延ヘッジ損益 | | | |
| 前期末残高 | △56, 429 | 79, 043 | △56, 429 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △3, 678 | △76, 297 | 135, 472 |
| 当中間期変動額合計 | △3, 678 | △76, 297 | 135, 472 |
| 当中間期末残高 | △60, 107 | 2, 745 | 79, 043 |
| 土地再評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | 148, 281 | 143, 292 | 148, 281 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △782 | 355 | △4, 989 |
| 当中間期変動額合計 | △782 | 355 | △4, 989 |
| 当中間期末残高 | 147, 499 | 143, 647 | 143, 292 |
| 為替換算調整勘定 | | | |
| 前期末残高 | △26, 483 | △52, 566 | △26, 483 |
| 当中間期変動額 | | , | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 36, 287 | △43, 740 | △26, 082 |
| 当中間期変動額合計 | 36, 287 | △43, 740 | △26, 082 |
| 当中間期末残高 | 9,804 | △96, 306 | △52, 566 |
| | | △30,300 | △02, 000 |
| 米国会計基準適用子会社における年金債務調整額前期末残高 | _ | _ | _ |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | _ | △12, 392 | _ |
| 当中間期変動額合計 | _ | △12, 392 | _ |
| 当中間期末残高 | | △12, 392 | _ |
| 評価・換算差額等合計 | | | |
| 前期末残高 | 2, 120, 183 | 765, 121 | 2, 120, 183 |
| 当中間期変動額 | _,, | , | _,, |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △219, 568 | △766, 671 | △1, 355, 061 |
| 当中間期変動額合計 | △219, 568 | △766, 671 | △1, 355, 061 |
| 当中間期末残高 | 1, 900, 614 | △1, 549 | 765, 121 |
| 新株予約権 | 1,000,011 | 21,010 | 100,121 |
| 前期末残高 | 0 | 2, 509 | 0 |
| 当中間期変動額 | V | 2,000 | V |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 87 | 1, 165 | 2, 508 |
| 当中間期変動額合計 | 87 | 1, 165 | 2, 508 |
| | 87 | 3, 674 | 2, 509 |
| 当中間期末残高 | | 3,074 | 2, 509 |
| 少数株主持分 | 0.000.404 | 1 710 070 | 0.000.404 |
| 前期末残高 当中間期変動額 | 2, 003, 434 | 1, 716, 370 | 2, 003, 434 |
| コヤ间朔変期領 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △288, 302 | 10, 725 | △287, 064 |
| (株主員本以下の場合の当中間朔友助領 (純領) 当中間期変動額合計 | △288, 302 | 10, 725 | △287, 064 |
| | | | |
| 当中間期末残高 | 1, 715, 132 | 1, 727, 096 | 1, 716, 370 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算 書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|------------------------|--|--|---|
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | 10, 523, 700 | 9, 599, 708 | 10, 523, 700 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △64, 589 | △75, 855 | △141, 327 |
| 中間純利益 | 256, 721 | 92, 023 | 636, 624 |
| 自己株式の取得 | △2, 315 | △732 | △152, 052 |
| 自己株式の処分 | 376, 984 | 199, 522 | 376, 917 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 836 | △353 | 5, 044 |
| 持分法適用関連会社の増加 | _ | 5, 763 | △147 |
| 持分法適用関連会社の減少 | _ | _ | △81 |
| 持分法適用関連会社にかかる過年度剰余金修正 | _ | △16, 802 | _ |
| 海外連結子会社における会計基準変更 | △9, 116 | _ | △9, 217 |
| 英国退職給付会計基準に基づく数理計算上の差異 | _ | - | △133 |
| 在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加 | _ | 778 | _ |
| 在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少 | _ | △6, 669 | - |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △507, 783 | △754, 780 | △1, 639, 617 |
| 当中間期変動額合計 | 50, 736 | △557, 104 | △923, 991 |
| 当中間期末残高 | 10, 574, 436 | 9, 042, 604 | 9, 599, 708 |

(単位:百万円)

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| | | |
| 449, 723 | 188, 747 | 1, 020, 879 |
| 161, 446 | 119, 986 | 341, 384 |
| 11, 421 | 4, 879 | 14, 719 |
| 5, 525 | 9, 727 | 14, 397 |
| △4, 364 | △578 | △4, 611 |
| △8, 667 | △1, 495 | △13, 043 |
| 65, 797 | 34, 932 | △109, 48′ |
| 7, 964 | 6, 792 | 4, 01 |
| △4, 735 | $\triangle 2,726$ | △3, 488 |
| △233 | △7 | 19 |
| △2, 807 | $\triangle 1,929$ | △1,50 |
| | | 85 |
| | | 2, 87 |
| 28, 420 | | 17, 22 |
| | | 22, 86 |
| | | $\triangle 3, 867, 92$ |
| | | 2, 027, 87 |
| | | |
| | | △6, 13 |
| | | △10, 59 |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | 1, 353, 23 |
| | | △19, 38 |
| | | △2, 367, 36 |
| | | 1, 671, 76 |
| | | 68, 19 |
| | | $\triangle 3,737,98$ |
| | | 2, 755, 21 |
| $\triangle 442, 261$ | 544, 499 | 254, 85 |
| $\triangle 380,676$ | 656, 297 | 65, 66 |
| $\triangle 1,914,051$ | 445, 734 | △256, 94 |
| $\triangle 1, 162, 087$ | 3, 949, 288 | $\triangle 2, 806, 45$ |
| 724, 104 | 1, 950, 051 | $\triangle 1,548,16$ |
| △12, 461 | △597, 151 | 2, 158, 35 |
| 66, 898 | △153, 878 | △270, 80 |
| 1, 425, 763 | $\triangle 1,592,976$ | 741, 91 |
| $\triangle 56,636$ | △432, 030 | 112, 66 |
| △208, 817 | 5, 934 | △29, 66 |
| 267, 600 | 44, 983 | 77, 20 |
| △63, 548 | △10, 220 | △167, 84 |
| 50, 031 | △124, 630 | △79, 62 |
| 1, 933, 926 | 1, 880, 083 | 3, 849, 80 |
| △990, 707 | △879, 412 | $\triangle 1,971,62$ |
| △276, 073 | △15, 337 | $\triangle 1, 465, 73$ |
| | | $\triangle 2, 162, 23$ |
| | | |
| | | $\triangle 118, 89$ $\triangle 2, 281, 13$ |
| | (自 平成19年4月1日至 平成19年9月30日) 449,723 161,446 11,421 5,525 △4,364 △8,667 65,797 7,964 △4,735 △233 △2,807 519 28,420 59,317 △1,989,587 1,024,054 △43,491 △8,924 67,959 3,688 △2,218,659 1,304,018 460,557 △1,477,139 △1,312,254 △442,261 △380,676 △1,914,051 △1,162,087 724,104 △12,461 66,898 1,425,763 △56,636 △208,817 267,600 △63,548 50,031 1,933,926 △990,707 | (自 平成19年4月1日 至 平成20年4月1日 至 平成20年4月1日 至 平成19年9月30日) 449,723 188,747 161,446 119,986 11,421 4,879 5,525 9,727 △4,364 △578 △8,667 △1,495 65,797 34,932 7,964 6,792 △4,735 △2,726 △233 △7 △2,807 △1,929 519 △434 2,045 28,420 △48,396 59,317 △19,893 △1,989,587 △1,842,261 1,024,054 872,046 △43,491 63,952 △8,924 3,683 67,959 △153,441 3,688 1,792 △2,218,659 △1,917,996 1,304,018 △1,496,717 460,557 208,475 △1,477,139 △2,570,356 △1,312,254 △1,140,509 △442,261 544,499 △380,676 656,297 △1,914,051 445,734 △1,162,087 3,949,288 724,104 1,950,051 △12,461 △597,151 66,898 △153,878 1,425,763 △1,592,976 △56,636 △432,030 △208,817 5,934 △63,548 △10,220 50,031 △124,630 1,933,926 1,880,083 △990,707 △879,412 △276,073 △155,377 △4,459,445 △2,008,446 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|-------------------------------|--|--|---|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 有価証券の取得による支出 | △27, 330, 388 | △43, 034, 559 | $\triangle 73, 426, 912$ |
| 有価証券の売却による収入 | 18, 683, 119 | 27, 837, 823 | 50, 575, 928 |
| 有価証券の償還による収入 | 13, 755, 057 | 17, 577, 477 | 27, 043, 608 |
| 金銭の信託の増加による支出 | △129, 798 | △151, 167 | △271, 998 |
| 金銭の信託の減少による収入 | 150, 473 | 157, 744 | 341, 669 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △115 , 145 | △41, 922 | △276, 668 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △123, 376 | △86, 343 | △247, 920 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 5, 530 | 14, 879 | 133, 787 |
| 無形固定資産の売却による収入 | 14 | 21 | 1, 521 |
| 事業譲渡による収入 | _ | _ | 11, 516 |
| 子会社株式の取得による支出 | △822 | △59 | △22, 931 |
| 子会社株式の売却による収入 | 250 | 84, 995 | 250 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入 | 28, 179 | 758 | 28, 179 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出 | - | - | △4, 543 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入 | | 10, 874 | 18, 939 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 4, 923, 094 | 2, 370, 522 | 3, 904, 426 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 劣後特約付借入れによる収入 | 122, 000 | 16, 404 | 210, 000 |
| 劣後特約付借入金の返済による支出 | △196, 300 | △53, 000 | △260, 300 |
| 劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収 入 | 210, 740 | 289, 700 | 252, 229 |
| 劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支 出 | △165, 182 | △182, 026 | △206, 808 |
| 少数株主からの払込みによる収入 | 3, 843 | 235, 145 | 155, 509 |
| 優先株式等の償還等による支出 | - | △106, 420 | △106, 000 |
| リース債務の返済による支出 | - | $\triangle 22$ | _ |
| 配当金の支払額 | △64, 589 | △75, 818 | △141, 327 |
| 少数株主への配当金の支払額 | △47, 494 | △40, 589 | $\triangle 65,507$ |
| 少数株主への減資等による支出 | _ | △57 | _ |
| 自己株式の取得による支出 | $\triangle 1,225$ | △279 | △151, 364 |
| 自己株式の売却による収入 | 672 | 1, 367 | 780 |
| 子会社による当該会社の自己株式の取得による支出 | $\triangle 4,259$ | △238 | △12, 462 |
| 子会社による当該会社の自己株式の売却による収入 | 15 | 3 | 166 |
| その他 | | 0 | △2, 937 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △141,779 | 84, 170 | △328, 022 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 26, 128 | △86, 493 | △34, 202 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 277, 744 | 332, 334 | 1, 261, 069 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 2, 961, 153 | 4, 222, 222 | 2, 961, 153 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | 3, 238, 898 | 4, 554, 556 | 4, 222, 222 |

| Γ | | | V >4 × 1 × 3 × 4 × 4 × |
|------------|-----------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|
| | 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
| | (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 | (自 平成19年4月1日 |
| | 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| 1 連結の範囲に関す | (1) 連結子会社 252社 | (1) 連結子会社 246社 | (1) 連結子会社 242社 |
| る事項 | 主要な会社名 | 主要な会社名 | 主要な会社名 |
| | 株式会社三菱東京 | 株式会社三菱東京 | 株式会社三菱東京 |
| | UFJ銀行 | UFJ銀行 | UFJ銀行 |
| | 三菱UFJ信託銀行 | 三菱UFJ信託銀行 | 三菱UFJ信託銀行 |
| | 株式会社 | 株式会社 | 株式会社 |
| | 三菱UFJ証券株式 | 三菱UFJ証券株式 | 三菱UFJ証券株式 |
| | 会社 | 会社 | 会社 |
| | 株式会社泉州銀行 | 株式会社泉州銀行 | 株式会社泉州銀行 |
| | 日本マスタートラスト | 日本マスタートラスト | 日本マスタートラスト |
| | 信託銀行株式会社 | 信託銀行株式会社 | 信託銀行株式会社 |
| | カブドットコム証券 | カブドットコム証券 | カブドットコム証券 |
| | 株式会社 | │ 株式会社 │ 三菱UFJメリルリン | 株式会社 |
| | 三菱UFJニコス株式 会社 | ニ愛UF J メリルリン チPB証券株式会社 | 三菱UFJニコス株式 会社 |
| | 三菱UFJファクター | 三菱UFJニコス株式 | 株式会社日本ビジネス |
| | 一変して | 会社 | リース |
| | エム・ユー・フロンテ | 株式会社日本ビジネス | 三菱UFJファクター |
| | ィア債権回収株式 | リース | 株式会社 |
| | 会社 | 三菱UFJファクター | 三菱UFJリサーチ& |
| | 三菱UFJキャピタル | 株式会社 | コンサルティング |
| | 株式会社 | 三菱UFJリサーチ& | 株式会社 |
| | 国際投信投資顧問株式 | コンサルティング | エム・ユー・フロンテ |
| | 会社 | 株式会社 | ィア債権回収株式 |
| | 三菱UFJ投信株式 | エム・ユー・フロンテ | 会社 |
| | 会社 | ィア債権回収株式 | 三菱UFJキャピタル |
| | エム・ユー投資顧問 | 会社 | 株式会社 |
| | 株式会社 | 三菱UFJキャピタル | 国際投信投資顧問株式 |
| | 三菱UFJ不動産販売 | 株式会社 | 会社 |
| | 株式会社 | 国際投信投資顧問株式 | 三菱UFJ投信株式 |
| | UnionBanCal | 会社 | 会社 |
| | Corporation | 三菱UFJ投信株式 | エム・ユー投資顧問 |
| | Mitsubishi UFJ Trust & Banking | 会社 エム・ユー投資顧問 | 株式会社 三菱UFJ不動産販売 |
| | Corporation | 株式会社 | ニ変し F J 不動産販売 株式会社 |
| | (U. S. A.) | 三菱UFJ不動産販売 | UnionBanCal |
| | Mitsubishi UFJ | 大型型 | Corporation |
| | Global Custody | UnionBanCal | Mitsubishi UFJ |
| | S. A. | Corporation | Wealth Management |
| | Mitsubishi UFJ | Mitsubishi UFJ | Bank |
| | Securities | Wealth Management | (Switzerland), |
| | International plc | Bank | Ltd. |
| | Mitsubishi UFJ | (Switzerland), | Mitsubishi UFJ |
| | Securities | Ltd. | Trust & Banking |
| | (USA), Inc. | Mitsubishi UFJ | Corporation |
| | Mitsubishi UFJ Trust | Trust & Banking | (U. S. A.) |
| | International | Corporation | Mitsubishi UFJ |
| | Limited | (U. S. A.) | Global Custody |
| | Mitsubishi UFJ | Mitsubishi UFJ | S. A. |
| | Securities (HK) | Global Custody | Mitsubishi UFJ |
| | Holdings, Limited | S.A. Mitsubishi UFJ | Securities International plc |
| | BTMU Capital Corporation | Mitsubishi Urj Securities | International pic Mitsubishi UFI |
| | BTMU Leasing & | International plc | Securities |
| | Finance, Inc. | Mitsubishi UFJ | (USA), Inc. |
| | PT U Finance | Securities | Mitsubishi UFJ Trust |
| | Indonesia | (USA), Inc. | International |
| | PT UFJ-BRI Finance | (-3.2), 1 | Limited |
| | | | |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|---------------|---|---------------|
| (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 | (自 平成19年4月1日 |
| 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| | Mitsubishi UFJ Trust International Limited Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited BTMU Capital Corporation BTMU Leasing & Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT. BTMU-BRI Finance | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| 本 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 | なお、三菱UFJメリルリンチPB証券株社の とは、新規連立等は を対し、新規では を対し、新規では を対し、 をがし、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 | 本 本 大 会 |
| (2) 条者い目範ま等目に 適特に成計年連れ伴間しまりのの会か。、会げな指目す年準月1分と計画 お頭切のの会か。、会げな指目す年準月1分と計画 お頭頭のの会か。、会げな指目す年準月1分と計画 おり当た 連ばかり 要別記 準の示平会り後かっ連指 が開いるさに対した がままり で で が ま 業 が 関 のの会か が ま 業 号に指 日 り後かっ連 指 が 関 のの会か が ま ま で が 関 ら た 結 針 で が ま ま で が ま ま で が ま ま で が ま で が ま で が ま で が 関 ら た に さ は り ま で が 関 ら た に さ は り ま で が 関 ら た に す が 関 い が 関 い が 関 り と か で が 関 い が で が 関 い が 関 い が 関 い が で が 関 い が 関 い が に か に か に か に か に か に か に か に か に か に | (2) 非連結子会社 該当ありません。 | は、 (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 |

| V 1 HHV4/1 A 31 HHHH | A L HHALLA L A ST HHHH | >/ >d+/ |
|----------------------|------------------------|---------------------------|
| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
| (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 | (自 平成19年4月1日 |
| 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| (3) 他の会社等の議決権 | (3) 他の会社等の議決権 | (3) 他の会社等の議決権 |
| (業務執行権)の過半数を | (業務執行権)の過半数を | (業務執行権)の過半数を |
| 自己の計算において所有 | 自己の計算において所有 | 自己の計算において所有 |
| しているにもかかわらず | しているにもかかわらず | しているにもかかわらず |
| 子会社としなかった当該 | 子会社としなかった当該 | 子会社としなかった当該 |
| 他の会社等の名称 | 他の会社等の名称 | 他の会社等の名称 |
| ニチエレ株式会社 | ニチエレ株式会社 | ニチェレ株式会社 |
| (子会社としなかった理 | (子会社としなかった理 | (子会社としなかった理 |
| (子芸社としながろた理 由) | (丁芸社としながつた理) | (子芸任としながろた瑾 由) |
| | <u> </u> | |
| 投資事業を営む連結子 | 投資事業を営む連結子 | 投資事業を営む連結子 |
| 会社による企業価値向上 | 会社による企業価値向上 | 会社による企業価値向上 |
| を目的とした株式の所有 | を目的とした株式の所有 | を目的とした株式の所有 |
| であって、傘下に入れる | であって、傘下に入れる | であって、傘下に入れる |
| 目的ではないことから、 | 目的ではないことから、 | 目的ではないことから、 |
| 子会社として取り扱って | 子会社として取り扱って | 子会社として取り扱って |
| おりません。 | おりません。 | おりません。 |
| 株式会社ハイジア | 株式会社ハイジア | 株式会社ハイジア |
| (子会社としなかった理 | (子会社としなかった理 | (子会社としなかった理 |
| 由) | 由) | 由) |
| 土地信託事業において | 十地信託事業において | 土地信託事業において |
| 受益者のために信託建物 | 受益者のために信託建物 | 受益者のために信託建物 |
| を管理する目的で設立さ | を管理する目的で設立さ | を管理する目的で設立さ |
| れた管理会社であり、傘 | れた管理会社であり、傘 | れた管理会社であり、傘 |
| 下に入れる目的で設立さ | 下に入れる目的で設立さ | 下に入れる目的で設立さ |
| れたものではないことか | れたものではないことか | れたものではないことか |
| ら、子会社として取り扱 | ら、子会社として取り扱 | ら、子会社として取り扱 |
| っておりません。 | っておりません。 | ら、子云紅として取り扱 っておりません。 |
| つくわりません。 | つくわりません。 | |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|---|-------------------------|-------------------------|
| (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 | (自 平成19年4月1日 |
| 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| ティ・エイチ・シー・ | ティ・エイチ・シー・ | ティ・エイチ・シー・ |
| エー・ピー投資事業 | エー・ピー投資事業 | エー・ピー投資事業 |
| 有限責任組合 | 有限責任組合 | 有限責任組合 |
| 投資事業有限責任組合 | 投資事業有限責任組合 | 投資事業有限責任組合 |
| しょうなん産学連携 | しょうなん産学連携 | しょうなん産学連携 |
| 事業化支援ファンド | 事業化支援ファンド | 事業化支援ファンド |
| 投資事業有限責任組合 | 投資事業有限責任組合 | 投資事業有限責任組合 |
| ぐんまチャレンジ | ぐんまチャレンジ | ぐんまチャレンジ |
| ファンド | ファンド | ファンド |
| 株式会社フーズネット | 株式会社フーズネット | 株式会社フーズネット |
| ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ | ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ | ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ |
| ベル | ベル | 休式芸社グリーン・ベル |
| \ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \ | 株式会社パトライト | 株式会社パトライト |
| | ベスタ・フーズ株式 | ベスタ・フーズ株式 |
| | 会社 | 会社 |
| | ち止 ドリームインフィニテ | ドリームインフィニテ |
| | ィ株式会社 | ィ株式会社 |
| | 日本コンピュータシス | |
| | テム株式会社 | |
| (子会社としなかった | (子会社としなかった | (子会社としなかった |
| 理由) | 理由) | 理由) |
| ベンチャーキャピタ | ベンチャーキャピタ | ベンチャーキャピタ |
| ル事業を営む連結子会 | ル事業を営む連結子会 | ル事業を営む連結子会 |
| 社が、主たる営業とし | 社が、主たる営業とし | 社が、主たる営業とし |
| て組合の管理業務に準 | て組合の管理業務に準 | て組合の管理業務に準 |
| ずる業務を行うために | ずる業務を行うために | ずる業務を行うために |
| 無限責任組合員の地位 | 無限責任組合員の地位 | 無限責任組合員の地位 |
| を有するものであるこ | を有するものであるこ | を有するものであるこ |
| と、あるいは投資育成 | と、あるいは投資育成 | と、あるいは投資育成 |
| 目的等による株式の所 | 目的等による株式の所 | 目的等による株式の所 |
| 有であって、傘下に入 | 有であって、傘下に入 | 有であって、傘下に入 |
| れる目的ではないこと | れる目的ではないこと | れる目的ではないこと |
| から、子会社として取りた。 | から、子会社として取りた。 | から、子会社として取りた。 |
| り扱っておりません。 | り扱っておりません。 | り扱っておりません。 |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
| | (4) 開示対象特別目的会社 | |
| | に関する事項 | |
| | 開示対象特別目的会 | |
| | 社の概要及び開示対象 | |
| | 特別目的会社を利用し | |
| | た取引の概要 | |
| | 当該流動化にあた | |
| | り、特別目的会社(主 | |
| | にケイマンに設立され | |
| | た会社)を利用してお | |
| | ります。当該流動化に | |
| | おいては、三菱UFJ | |
| | ニコスは、まず融資債 | |
| | 権に対してそれぞれ信 | |
| | 託資産の設定を行った | |
| | のち優先部分と劣後部 | |
| | 分等の異なる受益権に | |
| | 分割します。その後、 | |
| | 優先受益権のみを特別 | |
| | 目的会社に譲渡し、譲 | |
| | 渡した優先受益権を裏 | |
| | 付けとして特別目的会 | |
| | 社が社債の発行や借入 | |
| | を行い、調達した資金 | |
| | を売却代金として三菱 | |
| | UFJニコスは受領し | |
| | ます。 | |
| | さらに、三菱UFJ | |
| | ニコスは、特別目的会 | |
| | 社に対し回収サービス | |
| | 業務を行い、また、信 | |
| | 託資産における劣後受 | |
| | 益権等及び優先受益権 | |
| | の売却代金の一部を留 | |
| | 保しています。このた | |
| | め、当該信託資産が見 | |
| | 込みより回収不足とな | |
| | った劣後的な残存部分 | |
| | については、適正に貸 | |
| | 倒引当金が設定されて | |
| | おります。 | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| | 流動化の結果、平成 20年9月末において、 | |
| | 三菱UFJニコスと取 | |
| | 引残高のある特別目的 | |
| | 会社は3社あり、当該 | |
| | 特別目的会社の直近の | |
| 1 | 決算日における資産総 | |
| 1 | 額(単純合算)は17,947 | |
| | 百万円、負債総額(単 | |
| | 純合算)は17,866百万 円です。なお、いずれ | |
| | の特別目的会社につい | |
| 1 | ても、当社及び当社の | |
| | 連結子会社は議決権の | |
| | ある株式等は有してお | |
| | らず、役員や従業員の | |
| | 派遣もありません。 | |
| | 当中間連結会計期間 | |
| | における開示対象特別 | |
| | 目的会社との取引金額 | |
| | 等 | |
| | (単位:百万円) | |
| | の金額又 主な損益 は当中間 | |
| | 連結会計 期間末残 (項目) (金額) 高 | |
| | 譲渡した 優先受益 | |
| | 権 | |
| | 残存売却 代金残高 29 分配益 — | |
| | 金) | |
| | 回収サー ビス業務 取引高 ((注)2) 回収サー ビス業務 収益 | |
| | (注) 1 平成20年9月末現 在、特別目的会社 | |
| | へ譲渡していない | |
| | 劣後受益権等の残 高は、73,304百万 | |
| | 円であります。ま た、当該劣後受益 | |
| | 権等に係る分配益 | |
| | (9,511百万円)は、 「資金運用収益」 | |
| | 等に計上されております。 | |
| | 2 回収サービス業務 | |
| | 収益は、「役務取 引等収益」等に計 | |
| | 上されておりま | |
| | す。 | |

| 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計4 (自 平成19年4月1日 (自 平成20年4月1日 (自 平成19年4 至 平成19年9月30日) 至 平成20年9月30日) 至 平成20年3 | 月1日 |
|---|--|
| (1) 持分法適用の関連会社 主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社中京銀行 株式会社中京銀行 株式会社世 早級 | 銀銀リ株一 式社ッッS an 社追結適 d表見をえ結対 ッ7、で結対。リセ社付菱に コ株月総行行ル式ス 会 トク株 はTbジ加会用 PLの合持る会象 ト社合な会象 ーンはでU変 ン式1研43 リ会株 社 ス式 ak・Y出計し C当う分影計と コは併く計か スト、合F更 ピ会日D社 ン社式 |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|---|--|---|
| (2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。(3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 SCB Leasing Public | (2) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 SCB Leasing Public | (2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 SCB Leasing Public |
| Company Limited MU Japan Fund PLC 持分法非適用の関連会 社は、中間純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分に 見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から除いております。 | Company Limited 持分法非適用の関連会 社は、中間純損益(持) に見合う額)、利益剰及 (持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持)ない 見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないら いております。 | Company Limited 持分法非適用の関連会 社は、当期純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分に 見合う額)等から除いて 見合う額が等から除いて も連結財務諸表に重要な 影響を与えないため、持 分法の対象から除いてお ります。 |

前中間連結会計期間 平成19年4月1日 (自 平成19年9月30日) (4) 他の会社等の議決権の 百分の二十以上百分の五 十以下を自己の計算にお いて所有しているにもか かわらず関連会社としな かった当該他の会社等の 名称 株式会社京都レメディ ブイ・エル・アイ・コ ミュニケーションズ 株式会社 株式会社スーパーイン デックス 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 メディカルトライアル ズ株式会社 マーズ株式会社 株式会社アシストコン ピュータシステムズ SSI株式会社

> 日本スーパーマップ 株式会社 NBA株式会社 株式会社医療情報総合 研究所 株式会社ストリート デザイン 株式会社シフラ Centillion II Venture Capital Corporation

株式会社サンキ

(関連会社としなかった理由)

ベンチャーキャピタル 事業等を営む連結子会社 による投資育成目である株式の所有である 傘下に入れる目があって はないことから、関連も 社として取り扱っており ません。

株式会社両国シティコ ア

(関連会社としなかった 理由)

土地信託事業において 受益者のために信託建物 を管理する目的で設立さ れた管理会社であり、傘 下に入れる目的で設立さ れたものではないことか ら、関連会社として取り 扱っておりません。 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(4) 他の会社等の議決権の 百分の二十以上百分の五 十以下を自己の計算にお いて所有しているにもか かわらず関連会社としな かった当該他の会社等の 名称

株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社スーパーイン デックス 株式会社パスト 株式会社シフラ ファルマフロンティア 株式会社 メディカルトライアル ズ株式会社 株式会社アシストコン ピュータシステムズ 株式会社Spring 株式会社ストリート デザイン マーズ株式会社 株式会社コンバージョ SSI株式会社 日本スーパーマップ

トースーペーマック 株式会社 NBA株式会社 株式会社医療情報綜合 研究所

Centillion II

Venture Capital

Corporation

(関連会社としなかった 理由)

ベンチャーキャピタル 事業等を営む連結子会社 による投資育成目である株式の所有である な本下に入れる目があって はないことから、関連お 社として取り扱っておりません。

株式会社両国シティコア

(関連会社としなかった 理由)

土地信託事業において 受益者のために信託建物 を管理する目的で設立さ れた管理会社であり、傘 下に入れる目的で設立さ れたものではないことか ら、関連会社として取り 扱っておりません。 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(4) 他の会社等の議決権の 百分の二十以上百分の五 十以下を自己の計算にお いて所有しているにもか かわらず関連会社としな かった当該他の会社等の 名称

株式会社京都レメディ 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社スーパーイン デックス 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 メディカルトライアル ズ株式会社 マーズ株式会社 株式会社アシストコン ピュータシステムズ 株式会社コンバージョ 1 SSI株式会社 日本スーパーマップ 株式会社 NBA株式会社 株式会社医療情報総合 研究所 株式会社ストリート デザイン 株式会社シフラ Centillion II

(関連会社としなかった理由)

Venture Capital

Corporation

ベンチャーキャピタル 事業等を営む連結子会社 による投資育成目がある はよる株式の所有である を下に入れる目がある はないことから、関連な 社として取り扱っており ません。

株式会社両国シティコ ア

(関連会社としなかった理由)

土地信託事業において 受益者のために信託建物 を管理する目的で設立さ れた管理会社であり、傘 下に入れる目的で設立さ れたものではないことか ら、関連会社として取り 扱っておりません。

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1 至 平成19年9月30 | E . | 当中間連結会記 (自 平成20年4 至 平成20年9 | 月1日 | 前連結会計 ⁴ (自 平成19年4 至 平成20年3 | 月1日 |
|---|--------------|---|---------|----------------------------------|------------------|---|-----------|
| 3 | 連結子会社の中間 | (1) 連結子会社の中間? | | (1) 連結子会社の | 中間決算 | (1) 連結子会社の | 決算日は |
| | 決算日(決算日)等 | 日は次のとおりであ | | 日は次のとおり | | 次のとおりであ | |
| | に関する事項 | す。 | | す。 | | 5月末日 | 3社 |
| | . ,,, - , ,, | | 3 社 | 11月末日 | 3社 | 8月末日 | 1社 |
| | | | 3 社 | 12月末日 | 1社 | 10月末日 | 1社 |
| | | | 10社 | 2月末日 | 1社 | 12月末日 | 139社 |
| | | | 18社 | 4月末日 | 1社 | 1月24日 | .— 17社 |
| | | | 1社 | 6月末日 | 138社 | 1月末日 | 1 社 |
| | | | 2社 | 7月24日 | 20社 | 2月末日 | 1社 |
| | | | 85社 | 7月末日 | 1社 | 3月末日 | 79社 |
| | | ,,,, | | 8月末日 | 2社 | , , , , | .— |
| | | | | 9月末日 | 79社 | | |
| ŀ | | (2) 11月末日を中間決算 | 第 日 | (2) 11月末日を中 | | (2) 5月末日を決 | 箟日とす |
| | | とする連結子会社の | | とする連結子会 | | る連結子会社の | |
| | | 2社は、8月末日現在 | | 2社は、8月末 | | は、2月末日現 | - |
| | | 実施した仮決算に基づ | | 実施した仮決算 | | した仮決算に基 | |
| | | 財務諸表により連結 | | 財務諸表により | | 諸表により連結 | |
| | | おります。 | • • | おります。 | , <u>C</u> , C | ます。 | |
| | | 11月末日を中間決算 | 算日 | 11月末日を中 | 間決算日 | 5月末日を決 | 算日とす |
| | | とする連結子会社の | | とする連結子会 | | る連結子会社の | |
| | | 1社、4月末日を中 | | 1社、2月末日 | | 社、8月末日を | - |
| | | 算日とする連結子会 | | 算日とする連続 | | する連結子会社 | |
| | | うち1社、6月末日 | | は、9月末日現 | | 末日現在で実施 | |
| | | 間決算日とする連結 | | した仮決算に基 | | 算に基づく財務 | · · |
| | | 社のうち1社は、9 | | 諸表により連結 | | り連結しており | |
| | | 日現在で実施した仮 | | ます。 | | 10月末日を決 | |
| | | に基づく財務諸表に、 | | 12月末日を中間 | 決算日と | る連結子会社は | |
| | | 連結しております。 | | する連結子会社 | | 日現在で実施し | |
| | | 4月末日を中間決 | 算日 | 末日現在で実施 | | に基づく財務諸 | |
| | | とする連結子会社の | うち | に基づく財務諸 | 表により | 連結しておりま | す。 |
| | | 1 社は、6 月末日現る | 生で | 連結しておりま | す。 | また、その他 | |
| | | 実施した仮決算に基っ | づく | 4月末日を中 | 間決算日 | 会社は、それぞ | れの決算 |
| | | 財務諸表により連結 | して | とする連結子会 | :社は、7 | 日の財務諸表に | より連結 |
| | | おります。 | | 月末日現在で実 | 施した仮 | しております。 | |
| | | 4月末日を中間決 | 算日 | 決算に基づく財 | 務諸表に | なお、連結決 | 算日と上 |
| | | とする連結子会社の | うち | より連結してお | ります。 | 記の決算日等と | の間に生 |
| | | 1社は、7月末日現在 | 在で | また、その他 | の連結子 | じた重要な取引 | について |
| | | 実施した仮決算に基っ | づく | 会社は、それぞ | れの中間 | は、必要な調整 | を行って |
| | | 財務諸表により連結 | して | 決算日の財務諸 | 表により | おります。 | |
| | | おります。 | | 連結しておりま | す。 | | |
| | | また、その他の連絡 | 洁子 | なお、中間連 | 結決算日 | | |
| | | 会社は、それぞれの「 | 中間 | と上記の中間決 | :算日等と | | |
| | | 決算日の財務諸表に | より | の間に生じた重 | 要な取引 | | |
| | | 連結しております。 | | については、必 | 要な調整 | | |
| | | なお、中間連結決算 | 算日 | を行っておりま | す。 | | |
| | | と上記の中間決算日常 | 等と | | | | |
| | | の間に生じた重要な」 | 取引 | | | | |
| | | については、必要な | 調整 | | | | |
| | | を行っております。 | | | | | |

| T | | |
|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 |
| 至 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 至 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
| (追加情報) | | (追加情報) |
| 当社の子会社である株 | | 当社の子会社である株 |
| 式会社三菱東京UFI銀 | | 式会社三菱東京UFI銀 |
| 代云社二変東京OFJ駅 行は、平成19年6月28日 | | 大云社三変東京UFJ歌 行は、平成19年6月28日 |
| | | |
| に Bank of Tokyo- | | に Bank of Tokyo- |
| Mitsubishi UFJ | | Mitsubishi UFJ |
| (China), Ltd.を設立 | | (China), Ltd.を設立 |
| し、同行の中国における | | し、同行の中国における |
| 6支店2出張所は平成19 | | 6支店2出張所は平成19 |
| 年7月1日付で同社の支 | | 年7月1日付で同社の支 |
| 店・出張所となりまし | | 店・出張所となりまし |
| た。上記支店・出張所の | | た。同社は12月末日を決 |
| 移管については、重要な | | 算日とする連結子会社で |
| 取引として調整を行って | | あります。 |
| おります。同社の平成19 | | |
| 年7月1日から同年9月 | | |
| 30日までの期間の損益は | | |
| 中間連結損益計算書に反 | | |
| 映されておりませんが、 | | |
| その影響は軽微でありま | | |
| す。 | | |
| なお、同社は「アジ | | |
| ア・オセアニア」セグメ | | |
| ントに属しております。 | | |

| | 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 |
|------------|-----------------------|------------------------|----------------------|
| | 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| 4 会計処理基準に関 | (1) 特定取引資産・負債の | (1) 特定取引資産・負債の | (1) 特定取引資産・負債の |
| する事項 | 評価基準及び収益・費用 | 評価基準及び収益・費用 | 評価基準及び収益・費用 |
| | の計上基準 | の計上基準 | の計上基準 |
| | 金利、通貨の価格、有 | 金利、通貨の価格、金 | 金利、通貨の価格、有 |
| | 価証券市場における相場 | 融商品市場における相場 | 価証券市場における相場 |
| | その他の指標に係る短期 | その他の指標に係る短期 | その他の指標に係る短期 |
| | 的な変動、市場間の格差 | 的な変動、市場間の格差 | 的な変動、市場間の格差 |
| | 等を利用して利益を得る | 等を利用して利益を得る | 等を利用して利益を得る |
| | 等の目的(以下「特定取 | 等の目的(以下「特定取 | 等の目的(以下「特定取 |
| | 引目的」)の取引につい | 引目的」)の取引につい | 引目的」)の取引につい |
| | ては、取引の約定時点を | ては、取引の約定時点を | ては、取引の約定時点を |
| | 基準とし、中間連結貸借 | 基準とし、中間連結貸借 | 基準とし、連結貸借対照 |
| | 対照表上「特定取引資 | 対照表上「特定取引資 | 表上「特定取引資産」及 |
| | 産」及び「特定取引負 | 産」及び「特定取引負 | び「特定取引負債」に計 |
| | 債」に計上するととも | 債」に計上するととも | 上するとともに、当該取 |
| | に、当該取引からの損益 | に、当該取引からの損益 | 引からの損益(利息配当 |
| | (利息配当金、売却損益 | (利息配当金、売却損益 | 金、売却損益及び評価損 |
| | 及び評価損益)を中間連 | 及び評価損益)を中間連 | 益)を連結損益計算書上 |
| | 結損益計算書上「特定取 | 結損益計算書上「特定取 | 「特定取引収益」及び |
| | 引収益」及び「特定取引 | 引収益」及び「特定取引 | 「特定取引費用」に計上 |
| | 費用」に計上しておりま | 費用」に計上しておりま | しております。 |
| | す。 | す。 | 特定取引資産及び特定 |
| | 特定取引資産及び特定 | 特定取引資産及び特定 | 取引負債の評価は、時価 |
| | 取引負債の評価は、時価 | 取引負債の評価は、時価 | 法により行っておりま |
| | 法により行っておりま | 法により行っておりま | す。 |
| | す。 | す。 | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| (2) 有価証券の評価基準及 | (2) 有価証券の評価基準及 | (2) 有価証券の評価基準及 |
| び評価方法 | び評価方法 | び評価方法 |
| (A) 有価証券の評価は、 | (A) 同左 | (A) 有価証券の評価は、 |
| 満期保有目的の債券に | (3) | 満期保有目的の債券に |
| ついては移動平均法に | | ついては移動平均法に |
| よる償却原価法(定額 | | よる償却原価法(定額 |
| 法)、持分法非適用の | | 法)、持分法非適用の |
| 関連会社株式について | | 関連会社株式について |
| は移動平均法による原 | | は移動平均法による原 |
| 価法、その他有価証券 | | 価法、その他有価証券 |
| のうち時価のあるもの | | のうち時価のあるもの |
| については中間連結決 | | については連結決算日 |
| 算日の市場価格等に基 | | の市場価格等に基づく |
| づく時価法(売却原価 | | 時価法(売却原価は主 |
| は主として移動平均法 | | として移動平均法によ |
| により算定)、時価の | | り算定)、時価のない |
| ないものについては移 | | ものについては移動平 |
| 動平均法による原価法 | | 均法による原価法又は |
| 又は償却原価法により | | 償却原価法により行っ |
| 行っております。 | | ております。 |
| なお、その他有価証 | | なお、その他有価証 |
| 券の評価差額について | | 券の評価差額について |
| は、組込デリバティブ | | は、組込デリバティブ |
| を一体処理したことに | | を一体処理したことに |
| より損益に反映させた | | より損益に反映させた |
| 額を除き、全部純資産 | | 額を除き、全部純資産 |
| 直入法により処理して | | 直入法により処理して |
| おります。 | | おります。 |
| | | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| | (追加情報) | |
| | 従来、「有価証券」に | |
| | 含まれる変動利付国債は | |
| | 市場価格に基づく価額に | |
| | より評価を行っておりま | |
| | したが、実務対応報告第 | |
| | 25号「金融資産の時価の | |
| | 算定に関する実務上の取 | |
| | 扱い」(平成20年10月28 | |
| | 日企業会計基準委員 | |
| | 会) の公表を受けて、昨 | |
| | 今の市場環境を踏まえた | |
| | 検討の結果、当中間連結 | |
| | 会計期間末において市場 | |
| | 価格を時価とみなせない | |
| | 状態にあると考えられる | |
| | ため、国内銀行連結子会 | |
| | 社は合理的に算定された | |
| | 価額による評価を行って | |
| | おります。 | |
| | この結果、市場価格に | |
| | 基づく価額による評価と | |
| | 比較して、「有価証券」 | |
| | が122,235百万円増加、 | |
| | 「繰延税金資産」が | |
| | 41,083百万円減少、「そ | |
| | の他有価証券評価差額 | |
| | 金」が81,152百万円増加 | |
| | しております。 | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|---|--|--|
| (B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法によっております。 なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託財産の信託財産がある有価証券の評価差額につる事がである有価により処理しております。 | (B) 同左 | (B) 同左 |
| (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。 | (3) デリバティブ取引の評 価基準及び評価方法 同左 | (3) デリバティブ取引の評 価基準及び評価方法 同左 |
| (4) 減価償却の方法 有形は、有形は、 有形は、 当会社及子神をです。 一定率法。 一定率法。 一定率法。 一定率法。 一定率法。 一定率法。 一定率法。 一定率法。 一定率、 一定率、 一定率、 一定率、 一定率、 一定率、 一定率、 一定率、 | (4) 減価の (4) 減価の (5) 数点の (6) 数点の (6) 数点の (6) 数点の (7) 数点の (7) 数点の (8) 数点の (8) 数点の (8) 数点の (9) 数点の (| (4) 減価償却の方法 有形社、有形立 当社、及子連結 子会社活の有別の有別の有別の有別の有別でででででででででででででででででででででででで |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| | (追加情報) | (会計方針の変更) |
| | 前連結会計年度より | 平成19年度税制改正 |
| | 平成19年度税制改正に | に伴い、平成19年4月 |
| | 伴い、平成19年4月1 | 1日以後に取得した有 |
| | 日以後に取得した有形 | 形固定資産のうち国内 |
| | 固定資産のうち国内銀 | 銀行連結子会社の建物 |
| | 行連結子会社の建物 | (建物附属設備を除く) |
| | (建物附属設備を除 | 以外については、改正 |
| | く)以外については、 | 後の法人税法に基づく |
| | 改正後の法人税法に基 | 償却方法により減価償 |
| | づく償却方法により減 | 却費を計上しておりま |
| | 価償却費を計上してお | す。 |
| | ります。 | |
| | | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| | また、国内銀行連結 | また、国内銀行連結 |
| | 子会社の建物(建物附 | 子会社の建物(建物附 |
| | 属設備を除く)につい | 属設備を除く)につい |
| | ては、平成19年度税制 | ては、平成19年度税制 |
| | 改正を契機に、残存価 | 改正を契機に、残存価 |
| | 額に関して過去の処分 | 額に関して過去の処分 |
| | 実績等をもとに再検討 | 実績等をもとに再検討 |
| | を行った結果、前連結 | を行った結果、当連結 |
| | 会計年度より、残存価 | 会計年度より、残存価 |
| | 額は備忘価額に見直す | 額は備忘価額に見直す |
| | こととし、耐用年数到 | こととし、耐用年数到 |
| | 来時点で備忘価額まで | 来時点で備忘価額まで |
| | 償却する方法として | 償却する方法として |
| | は、法人税法に規定する | は、法人税法に規定する事故が公理的し |
| | る新定率法が合理的と | る新定率法が合理的と 判断できるため、既存 |
| | の物件も含め、当該の | の物件も含め、当該方 |
| | 方法に変更いたしまし | 法に変更しておりま |
| | た。 | 」 なに多定しておりよ す。 |
| | '-。 なお、国内銀行連結 | '° '° '' これらの変更によ |
| | 子会社及び一部の連結 | り、従来の方法に比 |
| | 子会社において、減価 | し、営業経費は11,135 |
| | 償却システムの変更に | 百万円増加し、経常利 |
| | 時間を要する等の事情 | 益及び税金等調整前当 |
| | から、これらの変更を | 期純利益はそれぞれ同 |
| | 前連結会計年度の下期 | 額減少しております。 |
| | に行ったため、前中間 | なお、国内銀行連結 |
| | 連結会計期間において | 子会社及び一部の連結 |
| | は従来の方法によって | 子会社において、減価 |
| | おります。従って、前 | 償却システムの変更に |
| | 中間連結会計期間は変 | 時間を要する等の事情 |
| | 更後の方法によった場 | から、これらの変更を |
| | 合と比較して、営業経 | 下期に行ったため、当 |
| | 費は4,713百万円少な | 中間連結会計期間にお |
| | く、経常利益及び税金 | いては従来の方法によ |
| | 等調整前中間純利益は | っており、当連結会計 |
| | 同額それぞれ多く計上 | 年度との首尾一貫性を |
| | されております。 | 欠くことになりまし |
| | | た。従って、当中間連 |
| | | 結会計期間は変更後の |
| | | 方法によった場合と比 |
| | | 較して、営業経費は |
| | | 4,713百万円少なく、 |
| | | 経常利益及び税金等調 |
| | | 整前中間純利益はそれ |
| | | ぞれ同額多く計上され |
| | | ております。 |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|---------------|---------------|---------------|
| (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 | (自 平成19年4月1日 |
| 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| | | |

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 平成19年4月1日 平成20年4月1日 (自 (自 (自 平成19年9月30日) 至 平成20年9月30日) 至 無形固定資産 無形固定資産(リー 無形固定資産の減価 ス資産を除く) 償却は、主として定額 無形固定資産の減価 法により償却しており 償却は、主として定額 法により償却しており ます。 なお、自社利用のソ ます。 フトウェアについて なお、自社利用のソ は、当社及び連結子会 フトウェアについて 社で定める利用可能期 は、当社及び連結子会 間(主として3年から 社で定める利用可能期 10年)に対応して定額 間(主として3年から 法により償却しており 10年) に対応して定額 ます。 法により償却しており ます。 リース資産 所有権移転外ファイ ナンス・リース取引に 係る「有形固定資産」 及び「無形固定資産」 中のリース資産は、リ ース期間を耐用年数と した定額法によってお ります。 なお、残存価額につ いては、リース契約上 に残価保証の取決めが あるものは当該残価保 証額とし、それ以外の ものは零としておりま す。 (5) 繰延資産の処理方法 (5) 繰延資産の処理方法 株式交付費及び社債発 株式交付費及び社債発 行費は支出時に全額費用 行費は支出時に全額費用 として処理しておりま として処理しておりま として処理しておりま す。 なお、社債は償却原価 なお、社債は償却原価 法(定額法)に基づいて算 法(定額法)に基づいて算 定された価額をもって中 定された価額をもって中 間連結貸借対照表価額と 間連結貸借対照表価額と しておりますが、平成18 しておりますが、平成18 年3月31日に終了する連 年3月31日に終了する連 結会計年度の連結貸借対 結会計年度の連結貸借対 照表に計上した社債発行

差金は、「繰延資産の会

計処理に関する当面の取

扱い」(企業会計基準実

務対応報告第19号平成18

年8月11日)の経過措置

に基づき従前の会計処理

を適用し、社債の償還期

間にわたり均等償却を行

うとともに未償却残高を

社債から直接控除してお

ります。

前連結会計年度 平成19年4月1日 平成20年3月31日)

無形固定資産

無形固定資産の減価 償却は、主として定額 法により償却しており ます。

なお、自社利用のソ フトウェアについて は、当社及び連結子会 社で定める利用可能期 間(主として3年から 10年)に対応して定額 法により償却しており ます。

照表に計上した社債発行 差金は、「繰延資産の会 計処理に関する当面の取 扱い」(実務対応報告第 19号平成18年8月11日) の経過措置に基づき従前 の会計処理を適用し、社 債の償還期間にわたり均 等償却を行うとともに未 償却残高を社債から直接 控除しております。

(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費及び社債発 行費は支出時に全額費用

なお、社債は償却原価 法(定額法)に基づいて算 定された価額をもって連 結貸借対照表価額として おりますが、平成18年3 月31日に終了する連結会 計年度の連結貸借対照表 に計上した社債発行差金 は、「繰延資産の会計処 理に関する当面の取扱 い」(実務対応報告第19 号平成18年8月11日)の 経過措置に基づき従前の 会計処理を適用し、社債 の償還期間にわたり均等 償却を行うとともに未償 却残高を社債から直接控 除しております。

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社 の貸倒引当金は、予め定 めている資産の自己査定 基準及び償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。

破産、特別清算、手形 交換所における取引停止 処分等、法的・形式的に 経営破綻の事実が発生し ている債務者(以下「破 綻先」という)に対する 債権及び実質的に経営破 綻に陥っている債務者 (以下「実質破綻先」と いう)に対する債権につ いては、下記直接減額後 の帳簿価額から担保の処 分可能見込額及び保証に よる回収が可能と認めら れる額を控除し、その残 額を引き当てておりま す。今後、経営破綻に陥 る可能性が大きいと認め られる債務者に対する債 権(以下「破綻懸念先債 権」という)のうち、債 権の元本の回収及び利息 の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見 積ることができない債権 については、債権額から 担保の処分可能見込額及 び保証による回収が可能 と認められる額を控除 し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的 に判断して必要と認めら れる額を引き当てており ます。破綻懸念先債権及 び今後の管理に注意を要 する債務者に対する債権 のうち、債権の元本の回 収及び利息の受取りに係 るキャッシュ・フローを 合理的に見積ることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 当初の約定利子率で割り 引いた金額と債権の帳簿 価額との差額を引き当て ております。

当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社 の貸倒引当金は、予め定 めている資産の自己査定 基準及び償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。

しております。 破産、特別清算、手形 交換所における取引停止 処分等、法的・形式的に 経営破綻の事実が発生し ている債務者(以下「破 綻先」という)に対する 債権及び実質的に経営破 綻に陥っている債務者 (以下「実質破綻先」と いう)に対する債権につ いては、下記直接減額後 の帳簿価額から担保の処 分可能見込額及び保証に よる回収が可能と認めら れる額を控除し、その残 額を引き当てておりま す。今後、経営破綻に陥 る可能性が大きいと認め られる債務者に対する債 権(以下「破綻懸念先債 権」という)のうち、債 権の元本の回収及び利息 の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見 積ることができない債権 については、債権額から 担保の処分可能見込額及 び保証による回収が可能 と認められる額を控除 し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的 に判断して必要と認めら れる額を引き当てており ます。破綻懸念先債権及 び今後の管理に注意を要 する債務者に対する債権 のうち、債権の元本の回 収及び利息の受取りに係 るキャッシュ・フローを 合理的に見積ることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 当初の約定利子率で割り 引いた金額と債権の帳簿 価額との差額を引き当て 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社 の貸倒引当金は、予め定 めている資産の自己査定 基準及び償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。

破産、特別清算、手形 交換所における取引停止 処分等、法的・形式的に 経営破綻の事実が発生し ている債務者(以下「破 綻先」という)に対する 債権及び実質的に経営破 綻に陥っている債務者 (以下「実質破綻先」と いう)に対する債権につ いては、下記直接減額後 の帳簿価額から担保の処 分可能見込額及び保証に よる回収が可能と認めら れる額を控除し、その残 額を引き当てておりま す。今後、経営破綻に陥 る可能性が大きいと認め られる債務者に対する債 権(以下「破綻懸念先債 権」という)のうち、債 権の元本の回収及び利息 の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見 積ることができない債権 については、債権額から 担保の処分可能見込額及 び保証による回収が可能 と認められる額を控除 し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的 に判断して必要と認めら れる額を引き当てており ます。破綻懸念先債権及 び今後の管理に注意を要 する債務者に対する債権 のうち、債権の元本の回 収及び利息の受取りに係 るキャッシュ・フローを 合理的に見積ることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 当初の約定利子率で割り 引いた金額と債権の帳簿 価額との差額を引き当て ております。

ております。

| 前 | 中間連結会計期間 |
|----|-------------|
| (自 | 平成19年4月1日 |
| 至 | 平成19年9月30日) |

すべての債権は、資産の自己査定基準に基準に基本で審査所をでいる。 管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・保 証付債権等については、 債権額から担保の評価額 及び保証による回収が可 能と認められる額を控除 した残額を取立不能見込 額として債権額から直接 減額しており、その金額 は796,115百万円であり ます。

その他の連結子会社の 貸倒引当金は、一般債権 については過去の貸倒要と 績率等を勘案して必貸倒要と 認められる額を、貸倒を 急債権等特定の債権に回収不 は、個別に回収不能 性を勘案し、回収不能見 込額をそれぞれ引き当て ております。

当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基準 を、営業部店及び審査所 管部が資産査定を独立し、 当該部署から独立した 与信監査部署が査定結 果を監査しており、 を上記 の引当を行っております。

その他の連結子会社の 貸倒引当金は、一般債権 については過去の貸倒実 績率等を勘案して必要と 認められる額を、貸倒を 念債権等特定の債権につ いては、個別に回収不能見 性を勘案し、回収不能見 込額をそれぞれ引き当て ております。

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業部店及び審査所 管部が資産査定を実施 し、当該部署から独立し た与信監査部署が査定結 果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記 の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・ 証付債権等については 債権額から担保の評が を担保の証による額を担保の 能と認められる額を控見 した残額を取立不能見 をして債権額から をして が に は 691,894百万円であり ます。

その他の連結子会社の 貸倒引当金は、一般債権 については過去の貸倒 調本等を勘案して必要を 認められる額を、貸権に では、個別に回収不能 性を勘案し、回収不能見 込額をそれぞれ引き当て ております。

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| (7) 投資損失引当金の計上 | (7) 投資損失引当金の計上 | (7) 投資損失引当金の計上 |
| 基準 | 基準 | 基準 |
| 投資損失引当金は、投 | 同左 | 同左 |
| 資に対する損失に備える | | |
| ため、有価証券の発行会 | | |
| 社の財政状態等を勘案し | | |
| て必要と認められる額を | | |
| 計上しております。 | | |
| (8) 賞与引当金の計上基準 | (8) 賞与引当金の計上基準 | (8) 賞与引当金の計上基準 |
| 賞与引当金は、従業員 | 同左 | 賞与引当金は、従業員 |
| への賞与の支払いに備え | | への賞与の支払いに備え |
| るため、従業員に対する | | るため、従業員に対する |
| 賞与の支給見込額のう | | 賞与の支給見込額のう |
| ち、当中間連結会計期間 | | ち、当連結会計年度に帰 |
| に帰属する額を計上して | | 属する額を計上しており |
| おります。 | | ます。 |
| (9) 役員賞与引当金の計上 | (9) 役員賞与引当金の計上 | (9) 役員賞与引当金の計上 |
| 基準 | 基準 | 基準 |
| 一部の国内連結子会社 | 役員賞与引当金は、役 | 役員賞与の支出に備え |
| は、役員賞与の支出に備 | 員賞与の支出に備えるた | るため、役員に対する賞 |
| えるため、役員に対する | め、役員に対する賞与の | 与の支給見込額のうち、 |
| 賞与の支給見込額のう | 支給見込額のうち、当中 | 当連結会計年度に帰属す |
| ち、当中間連結会計期間 | 間連結会計期間に帰属す | る額を計上しておりま |
| に帰属する額を計上して | る額を計上しておりま | す。 |
| おります。 | す。 | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日 | | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|---|----------------------------|--|
| (10)退職給付引当金の計 基準 | ト上 (10)退職給付引当金の計上 基準 | (10)退職給付引当金の計上 基準 |
| | | |
| 退職給付引当金は、 | , · · — | 退職給付引当金は、従 |
| 業員の退職給付に備え | | 業員の退職給付に備える |
| ため、当連結会計年度 | | ため、当連結会計年度末 |
| における退職給付債務 | | における退職給付債務及 |
| び年金資産の見込額に | | び年金資産の見込額に基 |
| づき、当中間連結会計 | | づき、必要額を計上して |
| 間末において発生して | | おります。また、過去勤 |
| ると認められる額を計 | | 務債務及び数理計算上の |
| しております。また、 | | 差異の費用処理方法は以 |
| 去勤務債務及び数理計 | | 下のとおりであります。 |
| 上の差異の費用処理力 | | |
| は以下のとおりであり | ま | |
| す。 | | |
| (A) 過去勤務債務 | (A) 過去勤務債務 | (A) 過去勤務債務 |
| その発生時の従業 | 15 1 | 同左 |
| の平均残存勤務期間 |]内 | |
| の一定の年数(主と | : し | |
| て10年)による定額 | [法 | |
| により費用処理 | | |
| (B) 数理計算上の差異 | (B) 数理計算上の差異 | (B) 数理計算上の差異 |
| 各連結会計年度の | 9発 同左 | 同左 |
| 生時の従業員の平均 | 7残 | |
| 存勤務期間内の一定 | 三の | |
| 年数(主として10年) |) に | |
| よる定額法により接 | 安分 | |
| した額をそれぞれ主 | E | |
| して発生の翌連結会 | 計 | |
| 年度から費用処理 | | |
| (11)役員退職慰労引当金 | きの (11)役員退職慰労引当金の | (11)役員退職慰労引当金の |
| 計上基準 | 計上基準 | 計上基準 |
| 役員への退職慰労金 | きの 役員退職慰労引当金 | 役員への退職慰労金の |
| 支払に備えるため、役 | は、役員への退職慰労金 | 支払に備えるため、役員 |
| に対する退職慰労金の |)支 の支払に備えるため、役 | に対する退職慰労金の支 |
| 給見積額のうち、当中 | 『間 員に対する退職慰労金の | 給見積額のうち、当連結 |
| 連結会計期間末までに | 芝給見積額のうち、当中 | 会計年度末までに発生し |
| 生していると認められ | | ていると認められる額を |
| 額を役員退職慰労引当 | | 役員退職慰労引当金とし |
| として計上しており | ま る額を計上しておりま | て計上しております。 |
| す。 | す。 | |
| ——— | (12)ポイント引当金の計上 | (12)ポイント引当金の計上 |
| | 基準 | 基準 |
| | ポイント引当金は、 「スーパー I Cカード」 | ポイント引当金は、 「スーパーICカード」 |
| | 等におけるポイントの将 | 「スーハー I しカート」 等におけるポイントの将 |
| | 来の利用による負担に備 | 来の利用による負担に備 |
| | えるため、未利用の付与 | えるため、未利用の付与 |
| | 済ポイントを金額に換算 | えるため、木利用のドサード 済ポイントを金額に換算 |
| | した残高のうち、将来利 | した残高のうち、将来利 |
| | 用される見込額を見積 | 用される見込額を見積 |
| | り、必要と認める額を計 | り、必要と認める額を計 |
| | 上しております。 | 上しております。 |
| | 1 - (4-) 6 10 | 1 20 (40) 6 / 6 |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| (12) 偶発損失引当金の計上 基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失 に備えるため、将来発生する可能性のある損失の 見積額を計上しております。 | (13) 偶発損失引当金の計上 基準 同左 | (13) 偶発損失引当金の計上 基準 同左 偶発損失引当金は、オ フバランス取引等に関し て偶発的に発生する損失 に備えるため、将来発生 する可能性のある損失の 見積額を計上しておりま |
| (13)構造改革損失引当金の 計上基準 連結子会社における業 務構造改革に伴い、今後 発生が見込まれる費用及 び損失見積額を計上して おります。 | (14) 構造改革損失引当金の 計上基準 構造改革損失引当金 は、連結子会社における 業務構造改革に伴い、今 後発生が見込まれる費用 及び損失見積額を計上し ております。 | でである。 (14)構造改革損失引当金の計上基準連結子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。 |

| | | |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
| (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
| (14)特別法上の引当金の計 | (15)特別法上の引当金の計 | (15)特別法上の引当金の計 |
| 上基準 | (15)特別伍工の列目並の前 上基準 | (13)特別位工の列目並の前 上基準 |
| ー 工 室中 特別法上の引当金は、 | 工 室中 特別法上の引当金は、 | 工 室中 特別法上の引当金は、 |
| 金融商品取引責任準備金 | 金融商品取引責任準備金 | 金融商品取引責任準備金 |
| 4,300百万円であり、受 | 3,335百万円であり、受 | 型 (M) (|
| 新等をした市場デリバテ | 1 託等をした市場デリバテ | 1、509日ガロとあり、気 託等をした市場デリバテ |
| れずをした印場/リハ/ イブ取引に関して生じた | 記事をした印場/リハ/ イブ取引に関して生じた | 記寺をした印場ノリハノ イブ取引に関して生じた |
| 事故による損失の補填に | 事故による損失の補填に | 事故による損失の補填に |
| 新取による損犬の補填に 充てるため、金融商品取 | 新取による損犬の補填に 充てるため、金融商品取 | 新版による損犬の柵填に 充てるため、金融商品取 |
| 引法第48条の3第1項及 | 元くるため、金融商品取 引法第46条の5第1項、 | 光くるため、金融間面取 引法第46条の5第1項、 |
| | | |
| び金融商品取引業等に関 | 第48条の3第1項及び金 | 第48条の3第1項及び金 |
| する内閣府令第189条の 規定に定めるところによ | 融商品取引業等に関する 内閣府令第175条、第189 | 融商品取引業等に関する |
| //8/21 /2 / 3 2 2 3 1 31 | | 内閣府令第175条、第189 |
| り算出した額を計上して | 条の規定に定めるところ | 条の規定に定めるところ |
| おります。 | により算出した額を計上 | により算出した額を計上 |
| なお、従来、金融先物 | しております。 | しております。 |
| 取引法第81条及び証券取 | | なお、従来、金融先物 |
| 引法第51条の規定に基づ | | 取引法第81条及び証券取 |
| き、金融先物取引責任準 | | 引法第51条の規定に基づ |
| 備金及び証券取引責任準 | | き、金融先物取引責任準 |
| 備金を計上しておりまし | | 備金及び証券取引責任準 |
| たが、平成19年9月30日 | | 備金を計上しておりまし |
| に金融商品取引法が施行 | | たが、平成19年9月30日 |
| されたことに伴い、当中 | | に金融商品取引法が施行 |
| 間連結会計期間から金融 | | されたことに伴い、当連 |
| 商品取引責任準備金とし | | 結会計年度から金融商品 |
| て計上しております。 | | 取引責任準備金として計 |
| | | 上しております。 |
| (15)外貨建資産・負債の換 | (16)外貨建資産・負債の換 | (16)外貨建資産・負債の換 |
| 算基準 | 算基準 | 算基準 |
| 国内銀行連結子会社及 | 同左 | 国内銀行連結子会社及 |
| び国内信託銀行連結子会 | | び国内信託銀行連結子会 |
| 社の外貨建資産・負債及 | | 社の外貨建資産・負債及 |
| び海外支店勘定は、取得 | | び海外支店勘定は、取得 |
| 時の為替相場による円換 | | 時の為替相場による円換 |
| 算額を付す関連会社株式 | | 算額を付す関連会社株式 |
| を除き、主として中間連 | | を除き、主として連結決 |
| 結決算日の為替相場によ | | 算日の為替相場による円 |
| る円換算額を付しており | | 換算額を付しておりま |
| ます。 | | す。 |
| その他の連結子会社の | | その他の連結子会社の |
| 外貨建資産・負債につい | | 外貨建資産・負債につい |
| ては、それぞれの中間決 | | ては、それぞれの決算日 |
| 算日等の為替相場により | | 等の為替相場により換算 |
| 換算しております。 | | しております。 |

| (16) リース取引の処理方法 国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (17) リース取引の処理方法 (17) リース取引の連結子会社の所有 権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月1日以後開始する連 | 4月1日 3月31日) |
|--|----------------|
| ス物件の所有権が借主に 移転すると認められるも の以外のファイナンス・ リース取引については、 通常の賃貸借取引に準じ た会計処理によっております。 国内連結子会社の所有 権移転外ファイナンス・ リース取引のうち、リー ス取引開始日が平成20年 4月1日以後開始する連 結会計年度に属するものについては、通常の売買 処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース | の処理方法 |
| 移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 | 会社のリー |
| の以外のファイナンス・ リース取引については、 通常の賃貸借取引に準じ た会計処理によっております。 リース取引開始日が平成20年 4月1日以後開始する連 結会計年度に属するものについては、通常の売買 処理に係る方法に準じて 会計処理を行い、リース | 権が借主に |
| リース取引については、 通常の賃貸借取引に準じ た会計処理によっており ます。 ス取引開始日が平成20年 4月1日以後開始する連 結会計年度に属するもの については、通常の売買 処理に係る方法に準じて 会計処理を行い、リース | められるも |
| 通常の賃貸借取引に準じ 4月1日以後開始する連 通常の賃貸借取 | イナンス・ |
| た会計処理によっており 結会計年度に属するもの た会計処理に。 ます。 については、通常の売買 | ついては、 |
| ます。 については、通常の売買 ます。 処理に係る方法に準じて 会計処理を行い、リース | 取引に準じ |
| 処理に係る方法に準じて 会計処理を行い、リース | よっており |
| 会計処理を行い、リース | |
| | |
| I a constant and the second of | |
| 資産の減価償却の方法に | |
| ついては、リース期間を | |
| 耐用年数とした定額法に | |
| よっております。残存価 | |
| 額については、リース契 | |
| 約上に残価保証の取決め | |
| があるものは当該残価保 | |
| 証額とし、それ以外のも | |
| のは零としております。 | |
| なお、リース取引開始 | |
| 日が平成20年4月1日前 | |
| に開始する連結会計年度 | |
| に属するものについて | |
| は、通常の賃貸借取引に | |
| 係る方法に準じた会計処 | |
| 理によっております。 | |
| (貸手側) | |
| 所有権移転外ファイナ | |
| ンス・リース取引につい | |
| ては、通常の売買処理に | |
| 係る方法に準じて会計処 | |
| 理を行い、収益及び費用 | |
| の計上基準については、 | |
| 売上高を「その他経常収 | |
| 益」に含めて計上せず | |
| に、利息相当額を各期へ | |
| 配分する方法によってお | |
| ります。 | |
| | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| | (会計方針の変更) | |
| | 所有権移転外ファイナ | |
| | ンス・リース取引につい | |
| | ては、従来、賃貸借取引 | |
| | に係る方法に準じた会計 | |
| | 処理によっておりました が、公業会計其準第12円 | |
| | が、企業会計基準第13号 「リース取引に関する会 | |
| | | |
| | 計基準」(平成19年3月 | |
| | 30日 企業会計基準委員 会。以下「企業会計基準 | |
| | 第13号」という)及び企 | |
| | 業会計基準適用指針第16 | |
| | 乗去計基準週用指針第16 号「リース取引に関する | |
| | 会計基準の適用指針」 | |
| | 云司基準の週用指到」 (平成19年3月30日 企 | |
| | 業会計基準委員会。以下 | |
| | 「企業会計基準適用指針 | |
| | 第16号」という)が平成 | |
| | 20年4月1日以後開始す | |
| | る連結会計年度から適用 | |
| | されることになったこと | |
| | に伴い、当中間連結会計 | |
| | 期間から同会計基準及び | |
| | 同適用指針を適用してお | |
| | ります。 | |
| | (借手側) | |
| | この変更による中間連 | |
| | 結貸借対照表等に与える | |
| | 影響は軽微であります。 | |
| | (貸手側) | |
| | この変更により、従来 | |
| | の方法によった場合と比 | |
| | 較して、「経常収益」は | |
| | 58,083百万円減少し、う | |
| | ち「資金運用収益」が | |
| | 4,266百万円増加、「そ | |
| | の他経常収益」が62,349 | |
| | 百万円減少しておりま | |
| | す。「経常費用」は | |
| | 58,295百万円減少し、う | |
| | ち「その他経常費用」が | |
| | 56,376百万円減少してお | |
| | ります。「経常利益」は | |
| | 212百万円増加、「特別 | |
| | 利益」は6,107百万円増 | |
| | 加、「税金等調整前中間 | |
| | 純利益」は6,319百万円 | |
| | 増加しております。 | |

当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 前連結会計年度 平成19年4月1日 平成20年4月1日 平成19年4月1日 (自 (自 (自 平成19年9月30日) 平成20年9月30日) 平成20年3月31日) (18) 重要なヘッジ会計の方 (18) 重要なヘッジ会計の方 (17) 重要なヘッジ会計の方 (イ)金利リスク・ヘッジ (イ)金利リスク・ヘッジ (イ)金利リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社 国内銀行連結子会社 国内銀行連結子会社 及び国内信託銀行連結 及び国内信託銀行連結 及び国内信託銀行連結 子会社の金融資産・負 子会社の金融資産・負 子会社の金融資産・負 債から生じる金利リス 債から生じる金利リス 債から生じる金利リス クを対象とするヘッジ クを対象とするヘッジ クを対象とするヘッジ 会計のヘッジ対象を識 会計のヘッジ対象を識 会計のヘッジ対象を識 別する方法は、主とし 別する方法は、主とし 別する方法は、主とし て、業種別監査委員会 て、業種別監査委員会 て、業種別監査委員会 報告第24号「銀行業に 報告第24号「銀行業に 報告第24号「銀行業に おける金融商品会計基 おける金融商品会計基 おける金融商品会計基 準適用に関する会計上 準適用に関する会計上 準適用に関する会計上 及び監査上の取扱い」 及び監査上の取扱い」 及び監査上の取扱い」 (平成14年2月13日 (平成14年2月13日 (平成14年2月13日 日本公認会計士協会。 日本公認会計士協会。 日本公認会計士協会。 以下「業種別監査委員 以下「業種別監査委員 以下「業種別監査委員 会報告第24号 とい 会報告第24号 レンい 会報告第24号 とい う)及び会計制度委員 う)及び会計制度委員 う)及び会計制度委員 会報告第14号「金融商 会報告第14号「金融商 会報告第14号「金融商 品会計に関する実務指 品会計に関する実務指 品会計に関する実務指 針」(平成12年1月31 針」(平成12年1月31 針」(平成12年1月31 日 日本公認会計士協 日 日本公認会計士協 日 日本公認会計士協 会)に示されている取 会)に示されている取 会)に示されている取 扱いによる包括ヘッジ 扱いによる包括ヘッジ 扱いによる包括ヘッジ 又は個別ヘッジによっ 又は個別ヘッジによっ 又は個別ヘッジによっ ております。ヘッジ会 ております。ヘッジ会 ております。ヘッジ会 計の方法は、繰延ヘッ 計の方法は、繰延ヘッ 計の方法は、繰延ヘッ ジによっております。 ジによっております。 ジによっております。 固定金利の預金・貸 固定金利の預金・貸 固定金利の預金・貸 出金等の相場変動を相 出金等の相場変動を相 出金等の相場変動を相 殺するヘッジにおいて 殺するヘッジにおいて 殺するヘッジにおいて は、個別に又は業種別 は、個別に又は業種別 は、個別に又は業種別 監査委員会報告第24号 監査委員会報告第24号 監查委員会報告第24号 に基づき一定の残存期 に基づき一定の残存期 に基づき一定の残存期 間毎にグルーピングし 間毎にグルーピングし 間毎にグルーピングし てヘッジ対象を識別 てヘッジ対象を識別 てヘッジ対象を識別 し、金利スワップ取引 し、金利スワップ取引

し、金利スワップ取引 等をヘッジ手段として 指定しております。そ

等をヘッジ手段として

指定しております。そ

等をヘッジ手段として

指定しております。そ

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

の他有価証券に区分し ている固定金利の債券 の相場変動を相殺する ヘッジにおいては、同 一種類毎にヘッジ対象 を識別し、金利スワッ プ取引等をヘッジ手段 として指定しておりま す。ヘッジ対象とヘッ ジ手段に関する重要な 条件がほぼ同一となる ようなヘッジ指定を行 っているため、高い有 効性があるとみなして おり、これをもって有 効性の判定に代えてお

ります。 変動金利の預金・貸 出金等及び短期固定金 利の預金・貸出金等に 係る予定取引のキャッ シュ・フローを固定す るヘッジにおいては、 業種別監查委員会報告 第24号に基づき金利イ ンデックス及び一定の 金利改定期間毎にグル ーピングしてヘッジ対 象を識別し、金利スワ ップ取引等をヘッジ手 段として指定しており ます。ヘッジ対象とヘ ッジ手段に関する重要 な条件がほぼ同一とな るようなヘッジ指定を 行っているため、高い 有効性があるとみなし ており、これをもって 有効性の判定に代えて いるほか、金利変動要 素の相関関係により有 効性の評価を行ってお ります。

当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

の他有価証券に区分し ている固定金利の債券 の相場変動を相殺する ヘッジにおいては、同 一種類毎にヘッジ対象 を識別し、金利スワッ プ取引等をヘッジ手段 として指定しておりま す。ヘッジ対象とヘッ ジ手段に関する重要な 条件がほぼ同一となる ようなヘッジ指定を行 っているため、高い有 効性があるとみなして おり、これをもって有 効性の判定に代えてお ります。

変動金利の預金・貸 出金等及び短期固定金 利の預金・貸出金等に 係る予定取引のキャッ シュ・フローを固定す るヘッジにおいては、 業種別監查委員会報告 第24号に基づき金利イ ンデックス及び一定の 金利改定期間毎にグル ーピングしてヘッジ対 象を識別し、金利スワ ップ取引等をヘッジ手 段として指定しており ます。ヘッジ対象とヘ ッジ手段に関する重要 な条件がほぼ同一とな るようなヘッジ指定を 行っているため、高い 有効性があるとみなし ており、これをもって 有効性の判定に代えて いるほか、金利変動要 素の相関関係により有 効性の評価を行ってお ります。

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

の他有価証券に区分し ている固定金利の債券 の相場変動を相殺する ヘッジにおいては、同 一種類毎にヘッジ対象 を識別し、金利スワッ プ取引等をヘッジ手段 として指定しておりま す。ヘッジ対象とヘッ ジ手段に関する重要な 条件がほぼ同一となる ようなヘッジ指定を行 っているため、高い有 効性があるとみなして おり、これをもって有 効性の判定に代えてお ります。

変動金利の預金・貸 出金等及び短期固定金 利の預金・貸出金等に 係る予定取引のキャッ シュ・フローを固定す るヘッジにおいては、 業種別監查委員会報告 第24号に基づき金利イ ンデックス及び一定の 金利改定期間毎にグル ーピングしてヘッジ対 象を識別し、金利スワ ップ取引等をヘッジ手 段として指定しており ます。ヘッジ対象とヘ ッジ手段に関する重要 な条件がほぼ同一とな るようなヘッジ指定を 行っているため、高い 有効性があるとみなし ており、これをもって 有効性の判定に代えて いるほか、金利変動要 素の相関関係により有 効性の評価を行ってお ります。

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 |
|---------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| なお、平成14年度末 | なお、平成14年度末 | なお、平成14年度末 |
| の連結貸借対照表に計 | の連結貸借対照表に計 | の連結貸借対照表に計 |
| 上した、業種別監査委 | 上した、業種別監査委 | 上した、業種別監査委 |
| 員会報告第15号「銀行 | 員会報告第15号「銀行 | 員会報告第15号「銀行 |
| 業における金融商品会 | 業における金融商品会 | 業における金融商品会 |
| 計基準適用に関する当 | 計基準適用に関する当 | 計基準適用に関する当 |
| 面の会計上及び監査上 | 面の会計上及び監査上 | 面の会計上及び監査上 |
| の取扱い」(平成12年 | の取扱い」(平成12年 | の取扱い」(平成12年 |
| 2月15日 日本公認会 | 2月15日 日本公認会 | 2月15日 日本公認会 |
| 計士協会)を適用して | 計士協会)を適用して | 計士協会)を適用して |
| 実施しておりました、 | 実施しておりました、 | 実施しておりました、 |
| 多数の預金・貸出金等 | 多数の預金・貸出金等 | 多数の預金・貸出金等 |
| から生じる金利リスク | から生じる金利リスク | から生じる金利リスク |
| をデリバティブ取引を | をデリバティブ取引を | をデリバティブ取引を |
| 用いて総体で管理す | 用いて総体で管理す | 用いて総体で管理す |
| る、従来の「マクロへ | る、従来の「マクロへ | る、従来の「マクロへ |
| ッジ」に基づく繰延へ | ッジ」に基づく繰延へ | ッジ」に基づく繰延へ |
| ッジ損失及び繰延ヘッ | ッジ損失及び繰延ヘッ | ッジ損失及び繰延ヘッ |
| ジ利益は、当該「マク | ジ利益は、当該「マク | ジ利益は、当該「マク |
| ロヘッジ」におけるへ | ロヘッジ」におけるへ | ロヘッジ」におけるへ |
| ッジ手段の残存期間に | ッジ手段の残存期間に | ッジ手段の残存期間に |
| 応じ平成15年度から最 | 応じ平成15年度から最 | 応じ平成15年度から最 |
| 長15年間にわたり費用 | 長15年間にわたり費用 | 長15年間にわたり費用 |
| 又は収益として認識し | 又は収益として認識し | 又は収益として認識し |
| ております。当中間連 | ております。当中間連 | ております。当連結会 |
| 結会計期間末における | 結会計期間末における | 計年度末における「マ |
| 「マクロヘッジ」に基 | 「マクロヘッジ」に基 | クロヘッジ」に基づく |
| づく繰延ヘッジ損失は | づく繰延ヘッジ損失は | 繰延ヘッジ損失は |
| 33,622百万円(税効果 | 18,664百万円(税効果 | 25,715百万円(税効果 |
| 額控除前)、繰延ヘッ | 額控除前)、繰延ヘッ | 額控除前)、繰延ヘッ |
| ジ利益は55,135百万円 | ジ利益は32,459百万円 | ジ利益は41,677百万円 |
| (同前)であります。 | (同前)であります。 | (同前)であります。 |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 |
|---------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| (ロ)為替変動リスク・へ ッジ | (ロ)為替変動リスク・へ ッジ | (ロ)為替変動リスク・ヘ ッジ |
| 国内銀行連結子会社 | 同左 | 同左 |
| 及び国内信託銀行連結 | | |
| 子会社の外貨建の金融 | | |
| 資産・負債から生じる | | |
| 為替変動リスクに対す | | |
| るヘッジ会計につい | | |
| て、業種別監査委員会 | | |
| 報告第25号「銀行業に | | |
| おける外貨建取引等の | | |
| 会計処理に関する会計 | | |
| 上及び監査上の取扱 | | |
| い」(平成14年7月29 | | |
| 日 日本公認会計士協 | | |
| 会。以下「業種別監査 | | |
| 委員会報告第25号」と | | |
| いう)に基づき、外貨 | | |
| 建金銭債権債務等を通 | | |
| 貨毎にグルーピングし | | |
| てヘッジ対象を識別 | | |
| し、同一通貨の通貨ス | | |
| ワップ取引及び為替予 | | |
| 約(資金関連スワップ | | |
| 取引)をヘッジ手段と | | |
| して指定しており、へ ッジ会計の方法は繰延 | | |
| ツン云町の万伝は磔延 | | |
| す。 | | |
| また、外貨建関連会 | | |
| 社株式及び外貨建その | | |
| 他有価証券(債券以外) | | |
| の為替変動リスクをへ | | |
| ッジするため、同一通 | | |
| 貨の外貨建金銭債務及 | | |
| び為替予約をヘッジ手 | | |
| 段として包括ヘッジ又 | | |
| は個別ヘッジを行って | | |
| おり、外貨建関連会社 | | |
| 株式については繰延へ | | |
| ッジ、外貨建その他有 | | |
| 価証券(債券以外)につ | | |
| いては時価ヘッジを適 | | |
| 用しております。 | | |

| 前 | 中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|----|-------------------|---------------|---------------|
| (自 | 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 | (自 平成19年4月1日 |
| 至 | 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| () | 、)連結会社間取引等 | (ハ)連結会社間取引等 | (ハ)連結会社間取引等 |
| | デリバティブ取引の | 同左 | デリバティブ取引の |
| | うち連結会社間及び特 | | うち連結会社間及び特 |
| | 定取引勘定とそれ以外 | | 定取引勘定とそれ以外 |
| | の勘定との間(又は内 | | の勘定との間(又は内 |
| 1 | 部部門間)の内部取引 | | 部部門間)の内部取引 |
| | については、ヘッジ手 | | については、ヘッジ手 |
| | 没として指定している | | 段として指定している |
| | 金利スワップ取引及び | | 金利スワップ取引及び |
| | 通貨スワップ取引等に | | 通貨スワップ取引等に |
| | 対して、業種別監査委 | | 対して、業種別監査委 |
| | 員会報告第24号及び同 | | 員会報告第24号及び同 |
| | 第25号に基づき、恣意 | | 第25号に基づき、恣意 |
| | 生を排除し厳格なヘッ | | 性を排除し厳格なヘッ |
| | ジ運営が可能と認めら | | ジ運営が可能と認めら |
| | れる対外カバー取引の | | れる対外カバー取引の |
| | 基準に準拠した運営を | | 基準に準拠した運営を |
| | 行っているため、当該 | | 行っているため、当該 |
| | 金利スワップ取引及び | | 金利スワップ取引及び |
| | 通貨スワップ取引等か | | 通貨スワップ取引等か |
| | ら生じる損益又は評価 | | ら生じる損益又は評価 |
| | 差額を消去せずに当中 | | 差額を消去せずに当連 |
| | 間連結会計期間の損益 | | 結会計年度の損益とし |
| | として処理し、あるい | | て処理し、あるいは繰 |
| | は繰延処理を行ってお | | 延処理を行っておりま |
| | ります。 | | す。 |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| (18)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会 | (19)消費税等の会計処理 同左 | (19)消費税等の会計処理 同左 |
| 社の消費税及び地方消費 | | |
| 税(以下「消費税等」と | | |
| いう)の会計処理は、税 抜方式によっておりま | | |
| す。なお、有形固定資産 | | |
| に係る控除対象外消費税 | | |
| 等は発生した連結会計年 | | |
| 度の費用に計上しており | | |
| ます。 | | |
| (19)税効果会計に関する事 | (20)税効果会計に関する事 | |
| 項 中間連結会計期間に係 | 項 同左 | |
| る納付税額及び法人税等 | I. d. mark | |
| 調整額は、国内信託銀行 | | |
| 連結子会社の決算期にお | | |
| いて予定している剰余金 | | |
| の処分による海外投資等 損失準備金の取崩しを前 | | |
| 提として、当中間連結会 | | |
| 計期間に係る金額を計算 | | |
| しております。 | | |
| (20)手形割引及び再割引の | (21)手形割引及び再割引の | (20)手形割引及び再割引の |
| 会計処理 | 会計処理 | 会計処理 |
| 手形割引及び再割引 は、業種別監査委員会報 | 同左 | 同左 |
| は、業種別監査委員会報 告第24号に基づき金融取 | | |
| 引として処理しておりま | | |
| す。 | | |
| | (22)在外子会社の会計処理 | |
| | 基準 | |
| | 在外子会社の財務諸表 は、国際財務報告基準又 | |
| | は米国会計基準に準拠し | |
| | て作成されている場合に | |
| | は、それらを連結決算手 | |
| | 続上利用しております。 | |
| | なお、在外子会社の財 務諸表が、国際財務報告 | |
| | 務諸表が、国際財務報告 基準又は米国会計基準以 | |
| | 外の各所在地国で公正妥 | |
| | 当と認められた会計基準 | |
| | に準拠して作成されてい | |
| | る場合には、主として米 | |
| | 国会計基準に準拠して修 正しております。 | |
| | 近してわりまり。 また、連結決算上必要 | |
| | な修正を実施しておりま | |
| | す。 | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| | (会計方針の変更) 実務対応報告第18号 | |
| | 「連結財務諸表作成にお | |
| | | |
| | ける在外子会社の会計処理は関する火売の原料 | |
| | 理に関する当面の取扱 | |
| | い」(平成18年5月17 | |
| | 日企業会計基準委員 | |
| | 会。以下「実務対応報告 | |
| | 第18号」という)が平成 | |
| | 20年4月1日以後開始す | |
| | る連結会計年度から適用 | |
| | されることになったこと | |
| | に伴い、当中間連結会計 | |
| | 期間から同実務対応報告 | |
| | を適用しております。 | |
| | この変更により、従来 | |
| | の方法によった場合と比 | |
| | 較して、経常利益及び税 | |
| | 金等調整前中間純利益 | |
| | が、それぞれ7,218百万 | |
| | 円増加しております。 | |
| | (追加情報) | |
| | 米国会計基準適用子会 | |
| | 社の財務諸表において、 | |
| | 米国財務会計基準審議会 | |
| l l | 基準書第158号「確定給 | |
| | 付型年金制度及びその他 | |
| | の退職後給付制度に関す | |
| | る事業主の会計処理-米 | |
| | 国財務会計基準審議会基 | |
| l l | 準書第87号、第88号、第 | |
| | 106号及び第132号(改訂 | |
| | 版)の改訂」に基づき計 | |
| l l | 上される「退職給付費用 | |
| | として未認識の数理計算 | |
| | 上の差異等」について | |
| | は、従来、純資産の部か | |
| | ら控除し、「その他資 | |
| | 産」及び「退職給付引当 | |
| l l | 金」を加減しておりまし | |
| | たが、当中間連結会計期 | |
| | 間より税効果相当額及び | |
| | 少数株主持分相当額控除 | |
| | 後の金額を「米国会計基 | |
| | 準適用子会社における年 | |
| | 金債務調整額」として純 | |
| | 資産の部の評価・換算差 | |
| | 額等の区分に計上してお 調等の区分に計上してお | |
| | ります。 | |
| | ソムソ。 | · |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|---|---|---|---|
| | | この変更により、従来 の方法によった場合とと 較して、「その他資産」 が21,136百万円減少、 「退職給付引当金」が 9,620百万円増加、「繰 延税金負債」が11,814百 万円減少、「少数株主持 分」が6,573百万円減少 しております。 | |
| 5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。 | 同左 | 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち、定 期性預け金と譲渡性預け金 以外のものであります。 |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| 77 T BB 14 VT V 31 TEBBB | | <u> </u> |
|--------------------------|---------------|--|
| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
| (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 | (自 平成19年4月1日 |
| 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| (金融商品に関する会計基準) | | (金融商品に関する会計基準) |
| 「金融商品に関する会計基準」 | | 「金融商品に関する会計基準」 |
| (企業会計基準第10号)及び「金融商 | | (企業会計基準第10号)及び「金融商 |
| 品会計に関する実務指針 (日本公 | | 品会計に関する実務指針 (日本公 |
| | | |
| 認会計士協会会計制度委員会報告第 | | 認会計士協会会計制度委員会報告第 |
| 14号)等における有価証券の範囲に | | 14号)等における有価証券の範囲に |
| 関する規定が一部改正され(平成19 | | 関する規定が一部改正され(平成19 |
| 年6月15日付及び同7月4日付)、 | | 年6月15日付及び同7月4日付)、 |
| 金融商品取引法の施行日以後に終了 | | 金融商品取引法の施行日以後に終了 |
| する連結会計年度及び中間連結会計 | | する連結会計年度から適用されるこ |
| 期間から適用されることになったこ | | とになったことに伴い、当連結会計 |
| とに伴い、当中間連結会計期間から | | 年度から改正会計基準及び実務指針 |
| 改正会計基準及び実務指針を適用し | | を適用しております。なお、これに |
| ております。 | | よる連結貸借対照表等に与える影響 |
| なお、これによる中間連結貸借対 | | はございません。 |
| 照表等に与える影響はございませ | | 1 42 27 4 2700 |
| ん。 | | |
| (固定資産の減損に係る会計基準に | | <u>│</u> (固定資産の減損に係る会計基準に |
| おける資産のグルーピングの方法の | | (固足質座の感質に係る云司 基準に おける資産のグルーピングの方法の |
| | | |
| 変更) | | 変更) |
| 当社の連結子会社である三菱UF | | 当社の連結子会社である三菱UF |
| Jニコス株式会社は、株式会社ディ | | Jニコス株式会社は、株式会社ディ |
| ーシーカードとの合併を契機とし | | ーシーカードとの合併を契機とし |
| て、資産のグルーピング単位を、ク | | て、資産のグルーピング単位を、ク |
| レジット事業に係る資産全体につい | | レジット事業に係る資産全体につい |
| てクレジット事業グループとするグ | | てクレジット事業グループとするグ |
| ルーピングから、管理会計上の区分 | | ルーピングから、管理会計上の区分 |
| として継続的な収支の管理・把握を | | として継続的な収支の管理・把握を |
| 実施している各事業単位を基本とし | | 実施している各事業単位を基本とし |
| たグルーピングに変更しておりま | | たグルーピングに変更しておりま |
| す。この変更は合併に伴い業務シス | | す。この変更は合併に伴い業務シス |
| テムの選別を行ったこと及び構造改 | | - す。この及えばロがに FV 来物 スペープ テムの選別を行ったこと及び構造改 |
| 革の実施を行うことなどに伴う変更 | | 革の実施を行うことなどに伴う変更 |
| 一であります。 | | 革の天旭を打りことなどに伴り変叉 であります。 |
| なお、この変更により経常利益は | | このりょり。 なお、この変更により経常利益は |
| 542百万円増加し、税金等調整前中 | | 1,085百万円増加し、税金等調整前 |
| | | |
| 間純利益及び中間純利益は、4,717 | | 当期純利益は、4,174百万円減少し |
| 百万円減少しております。 | | ております。 |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|---------------|--|---------------|
| (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 | (自 平成19年4月1日 |
| 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| | (マスターネッティング契約に基づ | |
| | くデリバティブ取引相殺表示) | |
| | 従来、同一相手先とのデリバティ | |
| | ブ取引の時価評価による金融資産と | |
| | 金融負債については、法的に有効な | |
| | マスターネッティング契約を有する | |
| | 場合には、その適用範囲で相殺し表 | |
| | 示しておりましたが、当中間連結会 計期間より、これらの金融資産及び | |
| | 計規间より、これらの金融資産及び 負債を総額で表示する方法に変更し | |
| | 貝頂を脳鎖に衣がりる力伝に変更し ております。 | |
| | - これは、デリバティブ取引に係る | |
| | 担保金が増加基調にあることに鑑 | |
| | み、信用リスクを適切に表示する観 | |
| | 点から検討した結果、デリバティブ | |
| | 取引の時価評価による金融資産・負 | |
| | 債のみを相殺表示する合理性が薄れ | |
| | ており、原則通り総額で表示するこ | |
| | とがより適切との判断に至ったもの | |
| | であります。 | |
| | この変更により、従来の表示方法 | |
| | によった場合と比較して、中間連結 | |
| | 貸借対照表については、「特定取引 | |
| | 資産」が3,336,769百万円増加、 | |
| | 「特定取引負債」が3,384,170百万 円 増 加、「そ の 他 資 産」が | |
| | 1,141,588百万円増加、「その他負 | |
| | 情」が1,094,188百万円増加してお | |
| | ります。また、中間連結キャッシ | |
| | ュ・フロー計算書については、営業 | |
| | 活動によるキャッシュ・フローの | |
| | 「特定取引資産の純増(△)減」が | |
| | 716,895百万円増加、「特定取引負 | |
| | 債の純増減(△)」が706,252百万 | |
| | 円減少、「その他」が10,642百万円 | |
| | 減少しております。 | |

なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシ ュ・フロー」の「その他」に含まれる「役員退職慰労引 当金の増加額」は161百万円、前中間連結会計期間の 「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」

は△128百万円であります。

| 【表示方法の変更】 | |
|--|--|
| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) |
| (中間連結貸借対照表関係) | |
| 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成 | |
| 19年9月28日内閣府令第76号)による「銀行法施行規 | |
| 則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行なわ | |
| れ、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用さ | |
| れることに伴い、「その他負債」に含めて計上しており | |
| ました「役員退職慰労引当金」は、当中間連結会計期間 | |
| から区分して表示しております。 | |
| なお、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれる | |
| 「役員退職慰労引当金」の金額は1,241百万円、前中間 | |
| 連結会計期間末の「その他負債」に含まれる「役員退職 | |
| 慰労引当金」の金額は952百万円であります。 | |
| (中間連結損益計算書関係) | |
| 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙 | |
| 様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」 | |
| (内閣府令第60号平成19年8月8日)により改正され、 | |
| 平成19年9月30日から施行されることになったことに伴 | |
| い、「特別損失」に計上しておりました金融先物取引責 | |
| 任準備金繰入額及び証券取引責任準備金繰入額は、当中 | |
| 間連結会計期間から金融商品取引責任準備金繰入額とし | |
| て計上しております。 | |
| (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) | |
| 中間連結貸借対照表の「その他負債」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金が「役員退職慰労引当 | |
| これりました役員返職窓カ引ヨ金か「役員返職窓カリョー金」に区分して表示されたことに伴い、「営業活動によ | |
| 金」に区分して表示されたことに伴い、「呂栗石動によ」るキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上して | |
| おりました役員退職慰労引当金の純増減は、「役員退職 | |
| おりました仮員巡職窓方が日金の飛星機は、「仮員巡職 慰労引当金の増加額 として表示しております。 | |
| 一心カガヨ並が相側してして状かしてわりより。 | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 |
|---------------------------|-----------------------------|
| 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) |
| | (中間連結貸借対照表関係) |
| | (1) 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」 |
| | (平成20年7月11日 内閣府令第44号)による「銀行 |
| | 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の |
| | 改正が行われ、平成20年4月1日以後に開始する事 |
| | 業年度に係る書類について適用されることになった |
| | ことに伴い、リース債権及びリース投資資産は、 |
| | 「その他資産」に含めて表示しております。この変 |
| | 更により、従来、「貸出金」に含めて表示していた |
| | 海外のリース業を営む子会社のファイナンス・リー |
| | ス取引に係る債権及び、「有形固定資産」又は「無 |
| | 形固定資産」に含めて表示していたリース投資資産 |
| | は、当中間連結会計期間より、「その他資産」に含 |
| | めて表示しております。 |
| | なお、前中間連結会計期間末の「貸出金」に含ま |
| | れる「その他資産」の金額は328,751百万円、「有形 |
| | 固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は |
| | 13,707百万円、「無形固定資産」に含まれる「その |
| | 他資産」の金額は305百万円であります。 |
| | (2) 連結子会社のポイント引当金は、従来、重要性が |
| | 乏しかったことから、「その他負債」に含めて計上 |
| | しており、前中間連結会計期間末の「その他負債」 |
| | に含まれる「ポイント引当金」の金額は8,801百万円 |
| | であります。 |
| | (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) |
| | 中間連結貸借対照表の「その他負債」に含めて計上し |
| | ておりましたポイント引当金が、「ポイント引当金」に |
| | 区分して表示されたことに伴い、「営業活動によるキャ |
| | ッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しておりま |
| | したポイント引当金の純増減は「ポイント引当金の増加 |
| | 額」として表示しております。 |
| | なお、前中間連結会計期間の「営業活動によるキャッ |
| | シュ・フロー」の「その他」に含まれる「ポイント引当 |
| 1 | I A = 124 looks |

金の増加額」は3,592百万円であります。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)

前連結会計年度末 (平成20年3月31日)

有価証券には、関連会社の株

式249,266百万円及び出資金

※ 1

- 有価証券には、関連会社の株 **※** 1 式209,910百万円及び出資金 2,331百万円を含んでおりま す。
- 有価証券には、関連会社の株 **※** 1 式284,654百万円及び出資金 1,982百万円を含んでおりま す。
- 2,269百万円を含んでおりま なお、上記に含まれる共同支 配企業に対する投資の金額は

※2 無担保の消費貸借契約により 貸し付けている有価証券が、 「有価証券」に538百万円含ま れております。

※2 無担保の消費貸借契約により 貸し付けている有価証券が、 「有価証券」に794百万円含ま れております。

※2 無担保の消費貸借契約により 貸し付けている有価証券が、 「有価証券」に942百万円含ま れております。

消費貸借契約により借り入れ

ている有価証券及び買現先取引

により売戻し条件付で購入した

有価証券等のうち、売却又は再

8,301百万円であります。

消費貸借契約により借り入れ ている有価証券及び買現先取引 により売戻し条件付で購入した 有価証券等のうち、売却又は再 担保という方法で自由に処分で きる権利を有する有価証券で、 再担保に差し入れている有価証 券は6,044,205百万円、再貸付 に供している有価証券は 574,469百万円、当中間連結会 計期間末に当該処分をせずに所 有しているものは9,083,538百 万円であります。

消費貸借契約により借り入れ ている有価証券及び買現先取引 きる権利を有する有価証券で、 券は5,400,337百万円、再貸付

により売戻し条件付で購入した 有価証券等のうち、売却又は再 担保という方法で自由に処分で 再担保に差し入れている有価証 に供している有価証券は 943,264百万円、当中間連結会 計期間末に当該処分をせずに所 有しているものは7,586,639百 万円であります。

担保という方法で自由に処分で きる権利を有する有価証券で、 再担保に差し入れている有価証 券は5,557,035百万円、再貸付 に供している有価証券は 399,451百万円、当連結会計年 度末に当該処分をせずに所有し ているものは14,686,956百万円 であります。 手形割引により受け入れた銀 行引受手形、商業手形、荷付為 替手形及び買入外国為替は、売

手形割引により受け入れた銀 行引受手形、商業手形、荷付為 替手形及び買入外国為替は、売 却又は担保差し入れという方法 で自由に処分できる権利を有し ておりますが、その額面金額は 1,093,616百万円であります。 この内、手形の再割引により引 き渡した銀行引受手形、商業手 形、荷付為替手形及び買入外国 為替の額面金額は10,680百万円 であります。

手形割引により受け入れた銀 行引受手形、商業手形、荷付為 替手形及び買入外国為替は、売 却又は担保差し入れという方法 で自由に処分できる権利を有し ておりますが、その額面金額は 1,007,324百万円であります。 この内、手形の再割引により引 き渡した銀行引受手形、商業手 形、荷付為替手形及び買入外国 為替の額面金額は14,921百万円 であります。

却又は担保差し入れという方法 で自由に処分できる権利を有し ておりますが、その額面金額は 989,845百万円であります。こ の内、手形の再割引により引き 渡した銀行引受手形、商業手 形、荷付為替手形及び買入外国 為替の額面金額は7,927百万円 であります。

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

※3 貸出金のうち、破綻先債権額 は36,878百万円、延滞債権額は 897,477百万円であります。

> なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないもの で未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行ったた 貸出金」という)のうち、法 税法施行令(昭和40年政令第7 号)第96条第1項第3号のイ 時、 場別では掲げる事由又は同項 第4号に規定する事由が生じて いる貸出金であります。

> また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は17,866百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は449,472百万円であり ます。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他債 務者に有利となる取決めを行っ た貸出金で破綻先債権、延滞債 権及び3ヵ月以上延滞債権に該 当しないものであります。

当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)

※3 貸出金のうち、破綻先債権額 は70,362百万円、延滞債権額は 928,338百万円であります。

> なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないもの で表収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行ったた分 を除く。以下「未収利息不計上 貸出金」という)のうち、法 税法施行令(昭和40年政令第7 号)第96条第1項第3号のイ の おまでに掲げる事由又は同項 第4号に規定する事由が生じて いる貸出金であります。

> また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は17,708百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3ヵ月以上遅 延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないもの であります。

※5 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は434,086百万円であり ます。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他債 務者に有利となる取決めを行っ た貸出金で破綻先債権、延滞債 権及び3ヵ月以上延滞債権に該 当しないものであります。

前連結会計年度末 (平成20年3月31日)

※3 貸出金のうち、破綻先債権額 は43,298百万円、延滞債権額は 737,926百万円であります。

> なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行った部分 を除く。以下「未収利息不計上 貸出金」という)のうち、法 税法施行令(昭和40年政令第97 号)第96条第1項第3号のイ 時、おまでに掲げる事由又は同て 第4号に規定する事由が生じて いる貸出金であります。

> また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は17,900百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3ヵ月以上遅 延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないもの であります。

※5 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は477,544百万円であり ます。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他債 務者に有利となる取決めを行っ た貸出金で破綻先債権、延滞債 権及び3ヵ月以上延滞債権に該 当しないものであります。

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

※6 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 1,401,694百万円であります。

> なお、上記3から6に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 1,124百万円 特定取引資産 846,698百万円 有価証券 1,312,667百万円 貸出金 208,993百万円 その他資産 2,475百万円 有形固定資産 662百万円 無形固定資産 374百万円

担保資産に対応する債務

預金 293, 359百万円 コールマネー 及び売渡手形 612,000百万円 借用金 1,632,801百万円 社債 11,217百万円 支払承諾 1,124百万円

上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、現金預け金 158,369百万円、買入金銭債権 662,081百万円、特定取引資産 26,839 百万円、有価証券 5,213,729 百万円、貸出金 6,042,207百万円及びその他資 産6,163百万円を差し入れてお ります。また、売現先取引によ る買戻し条件付の売却又は現金 担保付債券貸借取引による貸出 を行っている特定取引資産は 5,063,594百万円、有価証券は 5,334,575百万円であり、対応 する売現先勘定は4,166,266百 万円、債券貸借取引受入担保金 は5,758,665百万円でありま す。

当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)

※6 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 1,450,495百万円であります。

> なお、上記3から6に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 1,819百万円 特定取引資産 506,583百万円 有価証券 1,323,102百万円 貸出金 1,308,153百万円 その他資産 364百万円 有形固定資産 844百万円 無形固定資産 833百万円

担保資産に対応する債務

預金 343,940百万円 コールマネー 及び売渡手形 コマーシャル・ ペーパー 25,000百万円 借用金 2,496,849百万円 社債 18,393百万円 支払承諾 1,705百万円

上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、現金預け金 219,166百万円、買入金銭債権 569,862百万円、特定取引資産 303,128 百万円、有価証券 9,279,365 百万円、貸出金 7,708,551百万円及びその他資 産5,321百万円を差し入れてお ります。また、売現先取引によ る買戻し条件付の売却又は現金 担保付債券貸借取引による貸出 を行っている特定取引資産は 5,209,172百万円、有価証券は 4,935,319百万円であり、対応 する売現先勘定は6,014,334百 万円、債券貸借取引受入担保金 は3,504,866百万円でありま す。

前連結会計年度末 (平成20年3月31日)

※6 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 1,276,670百万円であります。

> なお、上記3から6に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 特定取引資産 有価証券 貸出金 その他資産 有形固定資産 電形固定資産 無形固定資産 (1,142百万円 (142百万円 (142百万円 (142百万円 (142百万円 (142百万円 (142百万円 (142百万円

担保資産に対応する債務

預金 393,748百万円 コールマネー 及び売渡手形 610,900百万円 ペーパー 25,000百万円 借用金 2,120,577百万円 社債 17,154百万円 支払承諾 2,124百万円

上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、現金預け金 113,293百万円、買入金銭債権 568,156百万円、特定取引資産 19,698 百万円、有価証券 4,670,829 百万円、貸出金 6,165,191百万円及びその他資 産5,707百万円を差し入れてお ります。また、売現先取引によ る買戻し条件付の売却又は現金 担保付債券貸借取引による貸出 を行っている特定取引資産は 4,432,044百万円、有価証券は 6,151,604百万円であり、対応 する売現先勘定は5,903,798百 万円、債券貸借取引受入担保金 は3,877,010百万円でありま す。

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は68,604,086百万円であります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも将来のキ ャッシュ・フローに影響を与え るものではありません。これら の契約の多くには、金融情勢の 変化、債権の保全、その他相当 の事由があるときは、実行申し 込みを受けた融資の拒絶又は契 約極度額の減額をすることがで きる旨の条項が付けられており ます。また、契約時において必 要に応じて不動産・有価証券等 の担保を徴求するほか、契約後 も定期的に予め定めている社内 手続に基づき顧客の業況等を把 握し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は62,785,375百万円であります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも将来のキ ャッシュ・フローに影響を与え るものではありません。これら の契約の多くには、金融情勢の 変化、債権の保全、その他相当 の事由があるときは、実行申し 込みを受けた融資の拒絶又は契 約極度額の減額をすることがで きる旨の条項が付けられており ます。また、契約時において必 要に応じて不動産・有価証券等 の担保を徴求するほか、契約後 も定期的に予め定めている社内 手続に基づき顧客の業況等を把 握し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

前連結会計年度末 (平成20年3月31日)

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は69,330,633百万円であります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも将来のキ ャッシュ・フローに影響を与え るものではありません。これら の契約の多くには、金融情勢の 変化、債権の保全、その他相当 の事由があるときは、実行申し 込みを受けた融資の拒絶又は契 約極度額の減額をすることがで きる旨の条項が付けられており ます。また、契約時において必 要に応じて不動産・有価証券等 の担保を徴求するほか、契約後 も定期的に予め定めている社内 手続に基づき顧客の業況等を把 握し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

※9 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内銀行連結子 会社及び国内信託銀行連結子会 社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該 評価差額に係る税金相当額を 「再評価に係る繰延税金負債」 として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用 関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親

> 資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成 13年12月31日及び平成14 年3月31日

> 会社持分相当額を加えた金額を 「土地再評価差額金」として純

同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律 施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号 に定める「地価公示法の規 定により公示された価 格」、同条第2号に定める 「国土利用計画法施行令に 規定する基準地について判 定された標準価格」及び同 条第4号に定める「地価税 法第16条に規定する地価税 の課税価格の計算の基礎と なる土地の価額を算定する ために国税庁長官が定めて 公表した方法により算定し た価額」に奥行価格補正及 び時点修正等を行って算定 したほか、同条第5号に定 める不動産鑑定士による鑑 定評価に時点修正を行って 算定。

なお、一部の持分法適用関連 会社は、平成14年3月31日に事 業用の土地の再評価を行ってお ります。 当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)

土地の再評価に関する法律 **※** 9 (平成10年3月31日 法律第34 号)に基づき、国内銀行連結子 会社及び国内信託銀行連結子会 社の事業用の土地の再評価を行 い、評価差額については、当該 評価差額に係る税金相当額を 「再評価に係る繰延税金負債」 として負債の部に計上し、これ を控除した金額に、持分法適用 関連会社の純資産の部に計上さ れた土地再評価差額金のうち親 会社持分相当額を加えた金額を 「土地再評価差額金」として純 資産の部に計上しております。

> 再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成 13年12月31日及び平成14 年3月31日

同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律 施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号 に定める「地価公示法の規 定により公示された価 格」、同条第2号に定める 「国土利用計画法施行令に 規定する基準地について判 定された標準価格」及び同 条第4号に定める「地価税 法第16条に規定する地価税 の課税価格の計算の基礎と なる土地の価額を算定する ために国税庁長官が定めて 公表した方法により算定し た価額」に奥行価格補正及 び時点修正等を行って算定 したほか、同条第5号に定 める不動産鑑定士による鑑 定評価に時点修正を行って 算定。

なお、一部の持分法適用関連 会社は、平成14年3月31日に事 業用の土地の再評価を行ってお ります。 前連結会計年度末 (平成20年3月31日)

土地の再評価に関する法律 **※** 9 (平成10年3月31日 法律第34 号)に基づき、国内銀行連結子 会社及び国内信託銀行連結子会 社の事業用の土地の再評価を行 い、評価差額については、当該 評価差額に係る税金相当額を 「再評価に係る繰延税金負債」 として負債の部に計上し、これ を控除した金額に、持分法適用 関連会社の純資産の部に計上さ れた土地再評価差額金のうち親 会社持分相当額を加えた金額を 「土地再評価差額金」として純 資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成 13年12月31日及び平成14 年3月31日 同法律第3条第3項に定める

再評価の方法

土地の再評価に関する法律 施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号 に定める「地価公示法の規 定により公示された価 格」、同条第2号に定める 「国土利用計画法施行令に 規定する基準地について判 定された標準価格」及び同 条第4号に定める「地価税 法第16条に規定する地価税 の課税価格の計算の基礎と なる土地の価額を算定する ために国税庁長官が定めて 公表した方法により算定し た価額」に奥行価格補正及 び時点修正等を行って算定 したほか、同条第5号に定 める不動産鑑定士による鑑 定評価に時点修正を行って 算定。

なお、一部の持分法適用関連 会社は、平成14年3月31日に事 業用の土地の再評価を行ってお ります。

| 前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|----------------------------|----------------------------|--------------------------|
| ※10 有形固定資産の減価償却累計 | ※10 有形固定資産の減価償却累計 | ※10 有形固定資産の減価償却累計 |
| | | |
| 額 | 額 | 額 |
| 1,383,524百万円 | 1,029,988百万円 | 1,372,174百万円 |
| ※11 有形固定資産の圧縮記帳額 | | ※11 有形固定資産の圧縮記帳額 |
| 91,738百万円 | | 91,673百万円 |
| (当中間連結会計期間圧縮記帳 | | (当連結会計年度圧縮記帳額 |
| 額 | | 一百万円) |
| 一百万円) | | |
| ※12 借用金には、他の債務よりも | ※12 借用金には、他の債務よりも | ※12 借用金には、他の債務よりも |
| 債務の履行が後順位である旨の | 債務の履行が後順位である旨の | 債務の履行が後順位である旨の |
| 特約が付された劣後特約付借入 | 特約が付された劣後特約付借入 | 特約が付された劣後特約付借入 |
| 金1,178,500百万円が含まれて | 金1,166,000百万円が含まれて | 金1,202,500百万円が含まれて |
| おります。 | おります。 | おります。 |
| ※13 社債には、劣後特約付社債 | ※13 社債には、劣後特約付社債 | ※13 社債には、劣後特約付社債 |
| | | |
| 3,293,896百万円が含まれてお | 3,221,661百万円が含まれてお | 3,158,606百万円が含まれてお |
| ります。 | ります。 | ります。 |
| | ※14 のれん及び負ののれんは相殺 | |
| | し、その他の資産に含めて表示 | |
| | しております。なお、相殺前の | |
| | 金額は次のとおりであります。 | |
| | のれん 367,951百万円 | |
| | 負ののれん 31,433百万円 | |
| | 純額 336,517百万円 | |
| 15 国内信託銀行連結子会社の受 | 15 国内信託銀行連結子会社の受 | 15 国内信託銀行連結子会社の受 |
| 託する元本補てん契約のある信 | 託する元本補てん契約のある信 | 託する元本補てん契約のある信 |
| 託の元本金額は、金銭信託 | 託の元本金額は、金銭信託 | 託の元本金額は、金銭信託 |
| | | |
| 1,386,986 百万円、貸付信託 | 1,154,687百万円、貸付信託 | 1,277,958 百万円、貸付信託 |
| 293,603百万円であります。 | 169,572百万円であります。 | 231,508百万円であります。 |
| ※16 有価証券中の社債のうち、有 | ※16 有価証券中の社債のうち、有 | ※16 有価証券中の社債のうち、有 |
| 価証券の私募(金融商品取引法 | 価証券の私募(金融商品取引法 | 価証券の私募(金融商品取引法 |
| 第2条第3項)による社債に対 | 第2条第3項)による社債に対 | 第2条第3項)による社債に対 |
| する保証債務の額は3,352,216 | する保証債務の額は3,044,763 | する保証債務の額は3,093,449 |
| ナーロッチ ルナナ | アアローナ カナト | |

百万円であります。

百万円であります。

百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| ※1 その他経常収益には、株式等 売却益105,818百万円及びリー ス業を営む連結子会社に係る受 取リース料76,995百万円を含ん でおります。 ※2 その他経常費用には、貸倒引 当金繰入額163,776百万円、貸 出金償却87,010百万円、リース 業を営む連結子会社に係るリー ス原価66,711百万円及び株式等 償却45,010百万円を含んでおり | ※1 その他経常収益には、株式等 売却益71,840百万円を含んでお ります。 ※2 その他経常費用には、貸倒引 当金繰入額171,834百万円、貸 出金償却163,052百万円及び株 式等償却145,276百万円を含ん でおります。 | ※1 その他経常収益には、株式等 売却益176,970百万円及びリー ス業を営む連結子会社に係る受 取リース料152,639百万円を含 んでおります。 ※2 その他の経常費用には、貸出 金償却251,597百万円、リース 業を営む連結子会社に係るリー ス原価132,564百万円、株式等 償却187,104百万円を含んでお ります。 |
| ます。 | ※3 リース会計基準の適用に伴う 影響額は、リース業を主たる事 業として営む連結子会社が貸手 としてのリース取引の処理方法 を変更したことに伴う影響額で あります。 | ※4 過年度損益修正損は、平成17 年10月1日に国内銀行連結子会 社となった株式会社UFJ銀行 の資産を修正消去したものであ ります。 |

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
- 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | | | | (1)== | • 1 1/1/ |
|------------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|----------|
| | 前連結会計年度末 株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 10, 861 | 10, 850, 782 | _ | 10, 861, 643 | 注1 |
| 第一回第三種優先株式 | 100 | 99, 900 | _ | 100, 000 | 注2 |
| 第八種優先株式 | 17 | 17, 682 | _ | 17, 700 | 注3 |
| 第十一種優先株式 | 0 | 0 | _ | 1 | 注4 |
| 第十二種優先株式 | 33 | 33, 666 | _ | 33, 700 | 注5 |
| 合計 | 11, 013 | 11, 002, 031 | _ | 11, 013, 044 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 654 | 654, 379 | 277, 165 | 377, 867 | 注6 |
| 合計 | 654 | 654, 379 | 277, 165 | 377, 867 | |

- (注) 1 普通株式数の増加10,850,782千株は、株式分割によるものであります。
 - 2 第一回第三種優先株式数の増加99,900千株は、株式分割によるものであります。
 - 3 第八種優先株式数の増加17,682千株は、株式分割によるものであります。
 - 4 第十一種優先株式数の増加0千株は、株式分割によるものであります。
 - 5 第十二種優先株式数の増加33,666千株は、株式分割によるものであります。
 - 6 普通株式の自己株式数の増加654,379千株は、株式分割によるもの、端株の買取請求に応じたもの、及び子会社及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少277,165千株は、株式交換によるもの、端株の買増請求に応じたもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| | | 新株予約権 | 新株予約 | 内権の目的と | なる株式の |)数(株) | 当中間連 | |
|------------------------|-----------------------------|--------------|------|--------|---------|-------------|--------------|----|
| 区分 | 新株予約権の内訳 | の目的 となる株式 | 前連結会 | 当中間連絡 | 吉会計期間 | 当中間 連結会計 | 結会計期 間末残高 | 摘要 |
| | | の種類 | 計年度末 | 増加 | 減少 | 期間末 | (百万円) | |
| | 新株予約権 (自己新株予約権) | | (—) | (—) | _ () | (—) | (—) | |
| 当社 | ストック・オプショ ンとしての新株予約 権 | | _ | | | | _ | |
| 連結子会社 (自己新株予約 権) | | | _ | | | | (—) | |
| | 合計 | | | | | | 87 (—) | |

3 配当に関する事項

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの 金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| | 普通株式 | 61, 259 | 6,000 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日 |
| 平成19年6月28日 | 第一回第三種 優先株式 | 3,000 | 30, 000 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日 |
| 定時株主総会 | 第八種優先株式 | 140 | 7, 950 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日 |
| | 第十一種優先株式 | 0 | 2, 650 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日 |
| | 第十二種優先株式 | 193 | 5, 750 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日 |

なお、配当金の総額のうち、3百万円は、連結子会社への支払であります。

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後 となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり の金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|----------------|---------------------|--------------|-----------------|------------|-------------|
| | 普通株式 | 73, 411 | その他 利益剰余金 | 7 | 平成19年9月30日 | 平成19年12月10日 |
| | 第一回第三種 優先株式 | 3,000 | その他 利益剰余金 | 30 | 平成19年9月30日 | 平成19年12月10日 |
| 平成19年11月21日 取締役会 | 第八種 優先株式 | 140 | その他 利益剰余金 | 7. 95 | 平成19年9月30日 | 平成19年12月10日 |
| | 第十一種 優先株式 | 0 | その他 利益剰余金 | 2. 65 | 平成19年9月30日 | 平成19年12月10日 |
| | 第十二種 優先株式 | 193 | その他 利益剰余金 | 5. 75 | 平成19年9月30日 | 平成19年12月10日 |

なお、平成19年9月30日をもって、当社の普通株式及び各優先株式についてそれぞれ1株を1,000株に分割しております。

- Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
- 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | | | | · · · · | • 1 1/1/ |
|------------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|----------|
| | 前連結会計年度末 株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 10, 861, 643 | 72, 035 | _ | 10, 933, 679 | 注1 |
| 第一回第三種優先株式 | 100, 000 | _ | _ | 100, 000 | |
| 第八種優先株式 | 17, 700 | _ | 17, 700 | _ | 注2 |
| 第十一種優先株式 | 1 | _ | _ | 1 | |
| 第十二種優先株式 | 33, 700 | _ | _ | 33, 700 | |
| 合計 | 11, 013, 044 | 72, 035 | 17, 700 | 11, 067, 380 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 504, 262 | 3, 216 | 201, 045 | 306, 433 | 注3 |
| 第八種優先株式 | _ | 17, 700 | 17, 700 | _ | 注4 |
| 第十二種優先株式 | | 22, 400 | | 22, 400 | 注5 |
| 合計 | 504, 262 | 43, 316 | 218, 745 | 328, 833 | |

- (注) 1 普通株式数の増加72,035千株は、第八種優先株式を一斉取得し交付したもの及び第十二種優先株式の取得請求を受け交付したものであります。
 - 2 第八種優先株式の減少17,700千株は、一斉取得した当該優先株式を消却したことによるものであります。
 - 3 普通株式の自己株式の増加3,216千株は、単元未満株及びその他の買取請求に応じて取得したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少201,045千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したもの、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使及び株式交換に伴い交付したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。
 - 4 第八種優先株式の自己株式の増加17,700千株は、一斉取得によるものであります。また、第八種優先株式の自己株式の減少17,700千株は、当該優先株式を消却したことによるものであります。
 - 5 第十二種優先株式の自己株式の増加22,400千株は、取得請求を受けたことによるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| | | 新株予約権 | 新株予約 | 内権の目的と | なる株式の | 数(株) | 当中間連 | |
|------------------------|-----------------------------|--------------|------|--------|-----------|-------------|----------------|----|
| 区分 | 新株予約権の内訳 | の目的 となる株式 | 前連結会 | 当中間連絡 | 吉会計期間 | 当中間 連結会計 | 結会計期 間末残高 | 摘要 |
| | | の種類 | 計年度末 | 増加 | 減少 | 期間末 | (百万円) | |
| | 新株予約権 (自己新株予約権) | | (—) | (—) | — (—) | (—) | (—) | |
| 当社 | ストック・オプショ ンとしての新株予約 権 | _ | _ | | | | 3, 562 | |
| 連結子会社 (自己新株予約 権) | | | | | | | (—) | |
| | 合計 | | _ | | | | 3, 674 (—) | |

3 配当に関する事項

(1)当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの 金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| | 普通株式 | 72, 525 | 7 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月27日 |
| | 第一回第三種 優先株式 | 3,000 | 30 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月27日 |
| 平成20年6月27日 定時株主総会 | 第八種優先株式 | 140 | 7. 95 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月27日 |
| | 第十一種優先株式 | 0 | 2.65 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月27日 |
| | 第十二種優先株式 | 193 | 5. 75 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月27日 |

なお、配当金の総額のうち、4百万円は、連結子会社への支払であります。

(2)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり の金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-------------|----------------|---------------------|--------------|-----------------|------------|-------------|
| | 普通株式 | 74, 428 | その他 利益剰余金 | 7 | 平成20年9月30日 | 平成20年12月10日 |
| 平成20年11月18日 | 第一回第三種 優先株式 | 3,000 | その他 利益剰余金 | 30 | 平成20年9月30日 | 平成20年12月10日 |
| 取締役会 | 第十一種 優先株式 | 0 | その他 利益剰余金 | 2. 65 | 平成20年9月30日 | 平成20年12月10日 |
| | 第十二種 優先株式 | 64 | その他 利益剰余金 | 5. 75 | 平成20年9月30日 | 平成20年12月10日 |

- Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
- 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 前連結会計年度末 株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 | 摘要 |
|------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 10, 861 | 10, 850, 782 | _ | 10, 861, 643 | 注1 |
| 第一回第三種優先株式 | 100 | 99, 900 | _ | 100,000 | 注2 |
| 第八種優先株式 | 17 | 17, 682 | _ | 17, 700 | 注3 |
| 第十一種優先株式 | 0 | 0 | _ | 1 | 注4 |
| 第十二種優先株式 | 33 | 33, 666 | _ | 33, 700 | 注5 |
| 合計 | 11, 013 | 11, 002, 031 | _ | 11, 013, 044 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 654 | 781, 337 | 277, 729 | 504, 262 | 注6 |
| 合計 | 654 | 781, 337 | 277, 729 | 504, 262 | |

- (注) 1 普通株式数の増加10,850,782千株は、株式分割によるものであります。
 - 2 第一回第三種優先株式数の増加99,900千株は、株式分割によるものであります。
 - 3 第八種優先株式数の増加17,682千株は、株式分割によるものであります。
 - 4 第十一種優先株式数の増加0千株は、株式分割によるものであります。
 - 5 第十二種優先株式数の増加33,666千株は、株式分割によるものであります。
 - 6 普通株式の自己株式数の増加781,337千株は、株式分割によるもの、端株及び単元未満株の買取請求に応じたもの、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるもの、及び子会社及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少277,729千株は、株式交換によるもの、端株及び単元未満株の買増請求に応じたもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| | | 新株予約権 | 新株予約権 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | | |
|------------------------|-----------------------------|--------------|--------------------------|------|------|-------|----------------|----|
| 区分 | 新株予約権の内訳 | の目的 となる株式 | 前連結会 | 当連結会 | 計年度 | 当連結会計 | 計年度末 残高 | 摘要 |
| | | の種類 | 計年度末 | 増加 | 減少 | 年度末 | (百万円) | |
| | 新株予約権 (自己新株予約権) | | (—) | (—) | (—) | (—) | (—) | |
| 当社 | ストック・オプショ ンとしての新株予約 権 | | _ | | | | 2, 408 | |
| 連結子会社 (自己新株予約 権) | | | _ | | | | (—) | |
| | 合計 | | _ | | | | 2, 509 (—) | |

3 配当に関する事項

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの 金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| | 普通株式 | 61, 259 | 6,000 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日 |
| E-Diok a Book | 第一回第三種 優先株式 | 3, 000 | 30, 000 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日 |
| 平成19年6月28日 定時株主総会 | 第八種優先株式 | 140 | 7, 950 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日 |
| | 第十一種優先株式 | 0 | 2, 650 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日 |
| | 第十二種優先株式 | 193 | 5, 750 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日 |
| 平成19年11月21日 取締役会 | 普通株式 | 73, 411 | 7 | 平成19年9月30日 | 平成19年12月10日 |
| | 第一回第三種 優先株式 | 3,000 | 30 | 平成19年9月30日 | 平成19年12月10日 |
| | 第八種優先株式 | 140 | 7. 95 | 平成19年9月30日 | 平成19年12月10日 |
| | 第十一種優先株式 | 0 | 2.65 | 平成19年9月30日 | 平成19年12月10日 |
| | 第十二種優先株式 | 193 | 5. 75 | 平成19年9月30日 | 平成19年12月10日 |

なお、配当金の総額のうち、11百万円は、連結子会社への支払であります。

また、平成19年9月30日をもって、当社の普通株式及び各優先株式についてそれぞれ 1 株を1,000株に分割しております。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり の金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|----------------|---------------------|--------------|-----------------|------------|------------|
| 平成20年 6 月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 72, 525 | その他 利益剰余金 | 7 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月27日 |
| | 第一回第三種 優先株式 | 3,000 | その他 利益剰余金 | 30 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月27日 |
| | 第八種 優先株式 | 140 | その他 利益剰余金 | 7. 95 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月27日 |
| | 第十一種 優先株式 | 0 | その他 利益剰余金 | 2. 65 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月27日 |
| | 第十二種 優先株式 | 193 | その他 利益剰余金 | 5. 75 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月27日 |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | |
|--|--|--|--|
| 現金及び現金同等物の中間期末残 | 現金及び現金同等物の中間期末残 | 現金及び現金同等物の期末残高と | |
| 高と中間連結貸借対照表に掲記され | 高と中間連結貸借対照表に掲記され | 連結貸借対照表に掲記されている科 | |
| ている科目の金額との関係 | ている科目の金額との関係 | 目の金額との関係 | |
| 平成19年 9 月30日現在 | 平成20年 9 月30日現在 | 平成20年 3 月31日現在 | |
| 現金預け 金勘定 10,978,368百万円 | 現金預け 金勘定 10,148,110百万円 | 現金預け 金勘定 10,281,603百万円 | |
| 定期性預 け金及び 7,739,470百万円 譲渡性預 け金 | 定期性預 け金及び 5,593,553百万円 譲渡性預 け金 | 定期性預 け金及び 6,059,380百万円 譲渡性預 け金 | |
| 現金及び 現金同等 3,238,898百万円 物 | 現金及び 現金同等 4,554,556百万円 物 | 現金及び 現金同等 4,222,222百万円 物 | |

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間連結会 計期間末残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産 187,054百万円 無形固定資産 152,611百万円 合計 339,666百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産 93,503百万円 無形固定資産 74,653百万円 合計 168,156百万円

減損損失累計額相当額

有形固定資産 301百万円 無形固定資産 37百万円 合計 338百万円

- 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 93,249百万円 無形固定資産 77,921百万円 合計 171,170百万円
- (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間連結会計期間末 残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み法によっております。但 し、無形固定資産のうちの主 なものについては、利息相当 額の合理的な見積額を控除する方法によっております。

当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所有 権移転外ファイナンス・リース取 引

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間連結会 計期間末残高相当額 取得価額担よ額

取得価額相当額

有形固定資産 156,025百万円 無形固定資産 141,442百万円 合計 297,468百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産 90,932百万円 無形固定資産 86,331百万円 合計 177,264百万円

減損損失累計額相当額

有形固定資産167百万円無形固定資産46百万円合計213百万円

- 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 64,925百万円 無形固定資産 55,064百万円 合計 119,990百万円
- (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間連結会計期間末 残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み法によっております。但 し、無形固定資産のうちの主 なものについては、利息相当 額の合理的な見積額を控除する方法によっております。

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び年度末残高 相当額

取得価額相当額

建物 49百万円 その他の有形 固定資産 166,896百万円

ソフトウェア 151,405百万円 合計 318,351百万円

減価償却累計額相当額

建物40百万円その他の有形
固定資産86,976百万円ソフトウェア84,115百万円

合計 171,132百万円

減損損失累計額相当額

その他の有形
固定資産1,068百万円ソフトウェア37百万円合計1,105百万円

年度末残高相当額

建物9百万円その他の有形
固定資産78,852百万円ソフトウェア67,252百万円合計146,113百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過 リース料年度末残高が有形固 定資産の年度末残高等に占め る割合が低いため、支払利子 込み法によっております。但 し、ソフトウェアのうちの主 なものについては、利息相当 額の合理的な見積額を控除す る方法によっております。 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

1年内52,074百万円1年超121,794百万円合計173,868百万円

- (注) 未経過リース料中間連結会 計期間末残高相当額は、未経 過リース料中間連結会計期間 末残高が有形固定資産の時 連結会計期間末残高等に占め る割合が低いため、支払利子 込み法によっております。但 し、無形固定資産のうちの主 なものについては、利息相当 額の合理的な見積額を控除す る方法によっております。
- リース資産減損勘定の中間連結 会計期間末残高

271百万円

・支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 額、支払利息相当額及び減損損 失

> 支払リース料 29,290百万円 リース資産 減損勘定の 取崩額 減価償却費 相当額 28,620百万円 支払利息 相当額 624百万円 減損損失 338百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。
- ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相 当額とし、各中間連結会計期間 への配分方法については、利息 法によっております。

当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額

> 1 年内 45,249百万円 1 年超 76,749百万円 合計 121,998百万円

- (注) 未経過リース料中間連結会 計期間末残高相当額は、未経 過リース料中間連結会計期間 末残高が有形固定資産の中間 連結会計期間末残高等に占め る割合が低いため、支払利子 込み法によっております。但 し、無形固定資産のうち相当 額の合理的な見積額を控除す る方法によっております。
- リース資産減損勘定の中間連結 会計期間末残高

213百万円

・支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 額、支払利息相当額及び減損損 失

> 支払リース料 25,987百万円 リース資産 減損勘定の 67百万円 取崩額 減価償却費 25,429百万円 支払利息 455百万円 減損損失 78百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。
- ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相 当額とし、各中間連結会計期間 への配分方法については、利息 法によっております。

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

・未経過リース料年度末残高相当 額

1年内49,570百万円1年超99,869百万円合計149,440百万円

- (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。
 - ・リース資産減損勘定年度末残高 970百万円
 - ・支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 額、支払利息相当額及び減損損 失

支払リース料 57,380百万円 リース資産 減損勘定取 209百万円 崩額 減価償却費 56,057百万円 支払利息 1,180百万円 減損損失 1,179百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。
- ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相 当額とし、各連結会計年度への 配分方法については、利息法に よっております。

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|--|------------------|---|
| (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 | (自 平成19年4月1日 |
| 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| (貸手側) | | (貸手側) |
| ・リース物件の取得価額、減価償 | | ・有形固定資産及び無形固定資産 |
| 却累計額及び中間連結会計期間 | | に含まれているリース物件の取 |
| | | |
| 末残高 | | 得価額、減価償却累計額及び年 |
| | | 度末残高 |
| 取得価額 | | 取得価額 |
| 有形固定資產 512,665百万円 | | その他の有形 510 617 エエロ |
| 無形固定資產 66,094百万円 | | てい他の有形 510,617百万円 固定資産 |
| | | その他の無形 |
| 合計 578,760百万円 | | 世界 |
| | | 合計 580,707百万円 |
| N. h. a. Div. I. v. Etc. a. L. dec | | |
| 減価償却累計額 | | 減価償却累計額 |
| 有形固定資産 225,598百万円 | | その他の有形 日本次章 228, 336百万円 |
| 無形固定資產 28,203百万円 | | 固定資産 220,330日77日 |
| 合計 253,801百万円 | | その他の無形 20.059五天四 |
| 日前 255,001日万门 | | |
| | | 合計 258,395百万円 |
| 中間連結会計期間末残高 | | 年度末残高 |
| | | |
| 有形固定資産 287,066百万円 | | その他の有形 282, 280百万円 |
| 無形固定資產 37,891百万円 | | 固定資産 202,200日分 1 |
| 合計 324,958百万円 | | その他の無形 日本次章 40,031百万円 |
| | | <u> </u> |
| | | 合計 322,312百万円 |
| ・未経過リース料中間連結会計期 | | ・未経過リース料年度末残高相当 |
| 間末残高相当額 | | 額 |
| 1年内 115,858百万円 | | 1年内 115,947百万円 |
| 1 年超 242,853百万円 | | 1 年超 238, 268百万円 |
| | | |
| 合計 358,712百万円 | | 合計 354,215百万円 |
| (注) 未経過リース料中間連結会 | | (注) 未経過リース料年度末残高 |
| 計期間末残高相当額は、未経 | | 相当額は、未経過リース料及 |
| 過リース料及び見積残存価額 | | び見積残存価額の合計額の年 |
| の合計額の中間連結会計期間 | | 度末残高が営業債権の年度末 |
| | | |
| 末残高が営業債権の中間連結 | | 残高等に占める割合が低いた |
| 会計期間末残高等に占める割 | | め、受取利子込み法によって |
| 合が低いため、受取利子込み | | おります。 |
| 法によっております。 | | |
| ・受取リース料 61,519百万円 | | ・受取リース料 123,254百万円 |
| ・減価償却費52,792百万円 | | ・減価償却費 106,023百万円 |
| , | | , |
| 2 オペレーティング・リース取引 | 2 オペレーティング・リース取引 | 2 オペレーティング・リース取引 |
| (借手側) | (借手側) | (借手側) |
| ・未経過リース料 | ・オペレーティング・リース取引 | ・未経過リース料 |
| 1年内 40,753百万円 | のうち解約不能なものに係る未 | 1年内 44,476百万円 |
| 1年超 163,519百万円 | 経過リース料 | 1年超 139,734百万円 |
| 合計 204,273百万円 | 1 年内 42, 226百万円 | 合計 184,210百万円 |
| п п 204, 213 п <i>Л</i> П | | пы 104, 210 п /Л П |
| | 1年超 131,364百万円 | |
| | 合計 173,591百万円 | |
| (貸手側) | (貸手側) | (貸手側) |
| ・未経過リース料 | ・オペレーティング・リース取引 | ・未経過リース料 |
| 1年内 4,917百万円 | のうち解約不能なものに係る未 | 1年内 8,486百万円 |
| 1 年超 26, 357百万円 | 経過リース料 | 1 年超 22,473百万円 |
| | | |
| 合計 31,275百万円 | 1 年内 5,039百万円 | 合計 30,960百万円 |
| | 1年超 39,299百万円 | |
| | 合計 44,338百万円 | |
| | | |

(有価証券関係)

- I 前中間連結会計期間末
- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭 債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項と して記載しております。
- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

| | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|------|-----------------------|-------------|---------------|
| 国内債券 | 3, 007, 124 | 3, 009, 330 | 2, 205 |
| 国債 | 2, 697, 587 | 2, 697, 965 | 377 |
| 地方債 | 75, 694 | 76, 592 | 898 |
| 社債 | 233, 842 | 234, 772 | 929 |
| 外国債券 | 31, 998 | 32, 383 | 385 |
| その他 | 164, 967 | 164, 966 | $\triangle 0$ |
| 合計 | 3, 204, 090 | 3, 206, 681 | 2, 590 |

- (注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

| | 取得原価(百万円) | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額(百万円) |
|------|--------------|-----------------------|-------------|
| 国内株式 | 4, 393, 579 | 7, 413, 850 | 3, 020, 271 |
| 国内債券 | 18, 073, 311 | 17, 994, 368 | △78, 942 |
| 国債 | 16, 563, 424 | 16, 489, 597 | △73, 827 |
| 地方債 | 202, 000 | 201, 734 | △265 |
| 社債 | 1, 307, 886 | 1, 303, 036 | △4, 850 |
| 外国株式 | 108, 209 | 239, 629 | 131, 420 |
| 外国債券 | 7, 530, 373 | 7, 443, 250 | △87, 122 |
| その他 | 5, 252, 540 | 5, 247, 630 | △4, 910 |
| 合計 | 35, 358, 013 | 38, 338, 729 | 2, 980, 716 |

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落 なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は245百万円(費用)であります。
- 3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(1を除く)(平成19年9月30 日現在)

| | 金額(百万円) |
|-----------|-------------|
| 満期保有目的の債券 | |
| 外国債券 | 14, 495 |
| その他有価証券 | |
| 国内株式 | 420, 750 |
| 社債 | 3, 677, 349 |
| 外国株式 | 73, 181 |
| 外国債券 | 143, 771 |

- Ⅱ 当中間連結会計期間末
- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭 債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項と して記載しております。
- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

| | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|------|-----------------------|-------------|---------|
| 国内債券 | 2, 133, 993 | 2, 140, 795 | 6, 801 |
| 国債 | 1, 807, 176 | 1, 812, 057 | 4, 880 |
| 地方債 | 69, 002 | 69, 672 | 669 |
| 社債 | 257, 813 | 259, 065 | 1, 251 |
| 外国債券 | 22, 384 | 23, 177 | 793 |
| その他 | 222, 052 | 222, 052 | - |
| 合計 | 2, 378, 430 | 2, 386, 025 | 7, 594 |

- (注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

| | 取得原価(百万円) | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額(百万円) |
|------|--------------|-----------------------|------------|
| 国内株式 | 4, 150, 255 | 5, 010, 911 | 860, 656 |
| 国内債券 | 17, 669, 010 | 17, 658, 600 | △ 10, 409 |
| 国債 | 15, 714, 629 | 15, 704, 955 | △ 9,674 |
| 地方債 | 279, 536 | 280, 684 | 1, 148 |
| 社債 | 1, 674, 844 | 1, 672, 961 | △ 1,883 |
| 外国株式 | 117, 142 | 144, 176 | 27, 034 |
| 外国債券 | 7, 316, 688 | 7, 213, 911 | △ 102,776 |
| その他 | 5, 075, 815 | 4, 301, 555 | △ 774, 259 |
| 合計 | 34, 328, 910 | 34, 329, 155 | 244 |

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落 なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は8,516百万円(費用)であります。
- 3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(1を除く)(平成20年9月30 日現在)

| | 金額(百万円) |
|-----------|-------------|
| 満期保有目的の債券 | |
| 外国債券 | 543 |
| その他有価証券 | |
| 国内株式 | 438, 785 |
| 社債 | 3, 407, 603 |
| 外国株式 | 75, 686 |
| 外国債券 | 318, 250 |

Ⅲ 前連結会計年度

- ※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡 性預け金、並びに「買入金銭債権」中の有価証券及び商品投資受益権等を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として 記載しております。

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円) |
|----------|---------------------|------------------------------|
| 売買目的有価証券 | 10, 048, 468 | 53, 379 |

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

| | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) | うち益(百万円) | うち損(百万円) |
|------|---------------------|-------------|---------|----------|----------|
| 国内債券 | 2, 805, 196 | 2, 824, 350 | 19, 153 | 21, 178 | 2, 025 |
| 国債 | 2, 496, 983 | 2, 512, 116 | 15, 133 | 17, 129 | 1, 996 |
| 地方債 | 71, 844 | 73, 073 | 1, 229 | 1, 229 | _ |
| 社債 | 236, 368 | 239, 159 | 2, 790 | 2, 819 | 28 |
| その他 | 136, 778 | 137, 862 | 1, 083 | 1, 304 | 220 |
| 外国債券 | 20, 934 | 22, 018 | 1, 084 | 1, 304 | 220 |
| その他 | 115, 844 | 115, 844 | △0 | _ | 0 |
| 合計 | 2, 941, 975 | 2, 962, 212 | 20, 237 | 22, 483 | 2, 245 |

⁽注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

| | 取得原価(百万円) | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 評価差額(百万円) | うち益(百万円) | うち損(百万円) |
|------|--------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|
| 国内株式 | 4, 296, 748 | 5, 674, 702 | 1, 377, 953 | 1, 737, 517 | 359, 564 |
| 国内債券 | 17, 070, 963 | 17, 062, 116 | △8, 847 | 82, 767 | 91, 614 |
| 国債 | 15, 366, 668 | 15, 343, 602 | △23, 065 | 66, 131 | 89, 196 |
| 地方債 | 198, 806 | 202, 574 | 3, 767 | 3, 916 | 148 |
| 社債 | 1, 505, 488 | 1, 515, 939 | 10, 450 | 12, 719 | 2, 269 |
| その他 | 13, 789, 594 | 13, 425, 362 | △364, 231 | 192, 167 | 556, 398 |
| 外国株式 | 97, 079 | 192, 234 | 95, 154 | 95, 682 | 527 |
| 外国債券 | 8, 435, 851 | 8, 415, 050 | △20,800 | 65, 715 | 86, 515 |
| その他 | 5, 256, 662 | 4, 818, 077 | △438, 584 | 30, 770 | 469, 355 |
| 合計 | 35, 157, 305 | 36, 162, 180 | 1, 004, 875 | 2, 012, 453 | 1, 007, 578 |

^{2 「}うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 3 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 正常先 時価が取得原価に比べて30%以上下落 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 4 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は13,982百万円(費用)であります。
- 4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|--------------|----------|----------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| その他有価証券 | 50, 118, 819 | 332, 133 | 144, 781 |

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(2を除く)(平成20年3月31日現 在)

| | 連結貸借対照表計上額(百万円) | |
|-----------|-----------------|--|
| 満期保有目的の債券 | | |
| 外国債券 | 12, 886 | |
| その他有価証券 | | |
| 国内株式 | 446, 418 | |
| 社債 | 3, 481, 687 | |
| 外国株式 | 72, 450 | |
| 外国債券 | 243, 430 | |

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5 年超10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|------|---------------|------------------|--------------------|---------------|
| 国内債券 | 8, 972, 284 | 7, 467, 376 | 4, 633, 923 | 2, 279, 647 |
| 国債 | 8, 200, 246 | 4, 273, 924 | 3, 634, 820 | 1, 731, 595 |
| 地方債 | 24, 752 | 145, 509 | 105, 963 | 3, 846 |
| 社債 | 747, 285 | 3, 047, 942 | 893, 139 | 544, 205 |
| その他 | 799, 114 | 3, 425, 040 | 2, 761, 209 | 5, 570, 201 |
| 外国債券 | 589, 635 | 2, 986, 504 | 1, 440, 348 | 2, 955, 942 |
| その他 | 209, 479 | 438, 536 | 1, 320, 861 | 2, 614, 259 |
| 合計 | 9, 771, 398 | 10, 892, 417 | 7, 395, 133 | 7, 849, 848 |

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

| | 取得原価(百万円) | 中間連結貸借対照 表計上額(百万円) | 評価差額(百万円) |
|--------------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 運用目的及び満期保有目的 以外の金銭の信託 | 339, 957 | 340, 716 | 759 |

⁽注) 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

| | 取得原価(百万円) | 中間連結貸借対照 表計上額(百万円) | 評価差額(百万円) |
|--------------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 運用目的及び満期保有目的 以外の金銭の信託 | 313, 263 | 314, 062 | 798 |

⁽注) 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

Ⅲ 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円) | |
|------------|---------------------|------------------------------|--|
| 運用目的の金銭の信託 | 72, 392 | △9, 671 | |

2 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

| | 取得原価(百万円) | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 評価差額(百万円) | うち益(百万円) | うち損(百万円) |
|------------------------------|-----------|---------------------|-----------|----------|----------|
| 運用目的及び満 期保有目的以外 の金銭の信託 | 328, 054 | 329, 055 | 1,001 | 1, 091 | 89 |

⁽注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|--|--------------|
| 評価差額 | 3, 007, 857 |
| その他有価証券 | 3, 007, 098 |
| 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託 | 759 |
| 繰延税金負債 | △1, 208, 323 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 1, 799, 534 |
| 少数株主持分相当額 | 1,654 |
| 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | 2, 229 |
| その他有価証券評価差額金 | 1, 803, 418 |

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額245百万円(費用)を除いております。
 - 2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額26,136百万円(益)を含めております。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|--|-----------|
| 評価差額 | 22, 843 |
| その他有価証券 | 22, 044 |
| 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託 | 798 |
| 繰延税金負債 | △ 72, 785 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | △ 49, 941 |
| 少数株主持分相当額 | 19, 221 |
| 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | △ 8,523 |
| その他有価証券評価差額金 | △ 39, 243 |

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額8,516百万円(費用)を除いております。
 - 2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額13,283百万円(益)を含めております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|--|-------------|
| 評価差額 | 1, 034, 322 |
| その他有価証券 | 1, 033, 321 |
| 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託 | 1,001 |
| 繰延税金負債 | △443, 995 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 590, 327 |
| 少数株主持分相当額 | 7,771 |
| 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | △2,746 |
| その他有価証券評価差額金 | 595, 352 |

⁽注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額13,982百万円(費用)を除いております。

² 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額14,463百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

- I 前中間連結会計期間末
- (1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|-----|-----------|---------------|----------|-----------|
| 形引品 | 金利先物 | 17, 947, 289 | △1,876 | △1,876 |
| 取引所 | 金利オプション | 23, 208, 038 | 177 | △266 |
| | 金利先渡契約 | 3, 616, 306 | 179 | 179 |
| 店頭 | 金利スワップ | 509, 670, 483 | 264, 518 | 264, 723 |
| | 金利スワップション | 40, 172, 663 | 1, 477 | 7, 638 |
| | その他 | 7, 704, 037 | 7, 341 | 9, 046 |
| | 合計 | | 271, 818 | 279, 444 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から 除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|-----|---------|--------------|-----------|-----------|
| 取引所 | 通貨先物 | 13, 263 | △45 | △45 |
| | 通貨スワップ | 38, 395, 170 | 64, 614 | 64, 614 |
| 店頭 | 為替予約 | 88, 901, 187 | 214, 430 | 214, 430 |
| | 通貨オプション | 32, 063, 611 | △158, 048 | 1, 104 |
| | 合計 | | 120, 950 | 280, 103 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から 除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|-------------------|-----------|----------|-------------------|
| m. 71-r | 株式指数先物 | 577, 640 | △25, 778 | △25, 778 |
| 取引所 | 株式指数オプション | 155, 365 | 497 | 367 |
| | 有価証券 店頭オプション | 664, 845 | △12, 666 | △6, 157 |
| 店頭 | 有価証券 店頭指数等スワップ | 61, 100 | △2, 995 | $\triangle 2,995$ |
| | 有価証券 店頭指数等先渡取引 | 4, 531 | 10 | △3, 412 |
| | 合計 | | △40, 933 | △37, 977 |

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|-----------|-----------|-------------|---------|-----------|
| 取引所 | 債券先物 | 2, 549, 614 | 2, 450 | 2, 450 |
| 4X 71 171 | 債券先物オプション | 515, 321 | △913 | 73 |
| 店頭 | 債券店頭オプション | 558, 654 | △743 | △802 |
| | 合計 | | 793 | 1,721 |

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|---------|-------------|---------|-----------------|
| T. 71-r | 商品先物 | 11, 766 | 203 | 203 |
| 取引所 | 商品オプション | 3, 466 | 34 | 164 |
| | 商品スワップ | 1, 092, 133 | 85, 096 | 85, 096 |
| 店頭 | 商品オプション | 308, 111 | △4, 897 | △4 , 570 |
| | 合計 | | 80, 437 | 80, 894 |

⁽注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

² 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----|-----------------------|-------------|---------|-----------|
| 店頭 | クレジット・デフォル ト・オプション | 5, 767, 221 | △126 | △126 |

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成19年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----|-----------------|-----------|---------|-----------|
| 店頭 | ウェザー・デリバティ ブ | 353 | △13 | 17 |

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|-----------|---------------|---------------|---------------|
| 金融商品取引所 | 金利先物 | 8, 244, 886 | 1, 949 | 1, 949 |
| 金融街四級列列 | 金利オプション | 7, 823, 541 | 505 | 186 |
| | 金利先渡契約 | 12, 263, 502 | △666 | △666 |
| 店頭 | 金利スワップ | 520, 013, 941 | 432, 669 | 432, 669 |
| | 金利オプション | 49 | $\triangle 0$ | $\triangle 0$ |
| | 金利スワップション | 70, 134, 137 | 2, 410 | 6, 829 |
| | その他 | 8, 886, 867 | △1, 082 | 2, 950 |
| | 合計 | | 435, 785 | 443, 918 |

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から 除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|---------|--------------|-----------|-----------|
| 金融商品取引所 | 通貨先物 | 375, 022 | 193 | 193 |
| | 通貨スワップ | 35, 673, 874 | △108, 625 | △108, 625 |
| 店頭 | 為替予約 | 95, 042, 677 | 173, 677 | 173, 677 |
| | 通貨オプション | 31, 192, 334 | 96, 591 | 241, 496 |
| | 合計 | | 161, 837 | 306, 742 |

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から 除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|-------------------|-----------|--------------------|-----------|
| ^ = + + | 株式指数先物 | 584, 222 | 41, 923 | 41, 923 |
| 金融商品取引所 | 株式指数オプション | 95, 007 | $\triangle 1, 174$ | △464 |
| | 有価証券 店頭オプション | 822, 296 | △21, 445 | △11,739 |
| 店頭 | 有価証券 店頭指数等スワップ | 180, 465 | △7, 038 | △7, 038 |
| | 有価証券 店頭指数等先渡取引 | 17, 221 | △646 | △646 |
| | 合計 | · | 11,619 | 22, 034 |

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|-----------|-------------|---------|-----------|
| 金融商品取引所 | 債券先物 | 2, 157, 370 | 1, 512 | 1,512 |
| | 債券先物オプション | 476, 178 | 694 | 805 |
| 店頭 | 債券店頭オプション | 1, 062, 467 | 865 | 582 |
| | 合計 | | 3, 072 | 2, 900 |

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|---------|-------------|----------|--------------------|
| | 商品先物 | 65, 999 | 2, 752 | 2. 752 |
| 金融商品取引所 | 商品オプション | 28, 348 | △47 | 688 |
| | 商品スワップ | 1, 179, 246 | 118, 884 | 118, 884 |
| 店頭 | 商品オプション | 661, 281 | △16, 074 | $\triangle 15,649$ |
| | 合計 | | 105, 514 | 106, 676 |

⁽注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

² 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----|---------------------------|-------------|-------------------|-------------------|
| 店頭 | クレジット・デフォル ト・オプション | 7, 883, 603 | 40, 125 | 40, 125 |
| | トータル・レート・オ ブ・リターン・スワップ | 62, 484 | $\triangle 4,276$ | $\triangle 4,276$ |
| | 合計 | | 35, 849 | 35, 849 |

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成20年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|------------|-----------------|-----------|---------|-----------|
| 店頭 | ウェザー・ デリバティブ | 249 | △34 | △13 |
| 卢 姆 | 地震 デリバティブ | 20, 282 | △1, 517 | △1,517 |
| 合計 | | | △1, 551 | △1,530 |

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループの行っているデリバティブ取引は、以下の通りです。

・金利関連取引:金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利先渡契約等

・通貨関連取引:通貨スワップ、通貨先物、通貨オプション、為替予約等

・株式関連取引:株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等

・債券関連取引:債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション等

・その他: 商品先物、商品オプション、商品スワップ、クレジットデリバティブ等

(2) 利用目的並びに取組方針

デリバティブ取引の主な目的は、以下の通りであり、リスク管理・運営方針に基づき、積極的に取り 組んでおります。

- ・顧客の資金運用調達の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供
- ・当社グループの短期的な為替・金利見通しに基づくトレーディング
- ・当社グループの資産・負債に係わる為替・金利リスク等の調整

なお、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてヘッジを実施しております。ヘッジ会計では預貸金、有価証券等のヘッジ対象と、金利スワップ、先物等のヘッジ手段との間の関係が、一定基準の範囲内に収まることの検証が必要となっており、各グループ銀行ではこれに対応するための適切な管理体制を構築し、ヘッジの有効性を検証しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクを内包しております。

市場リスクとは金利、有価証券の価格、為替レート等の様々な市場の変動により損失を生じるリスクであり、当社グループでは、バリュー・アット・リスク(過去の市場変動を基にして、保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定したリスク指標)を共通の尺度としてリスク量の計測を行っています。

また、信用リスクにつきましては、主要なグループ会社では取引相手毎の取引含み損益を原則日次で市場実勢を基に算出し、これに将来の予想損失額を加えた金額を与信額として計測を行なっております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当社グループでは、持株会社がリスク管理に関するグループ全体の基本的な方針を決定し、主要なグループ会社がその基本方針に則って、それぞれ管理体制を整備し、リスク管理を行っております。

持株会社ではリスク管理委員会、主要なグループ会社ではALM委員会・ALM審議会・リスク管理 会議等を設置し、市場リスク管理・運営に関する重要事項を協議・決定しています。

また、主要なグループ会社では市場リスク限度額をリミットとして設けるとともに、損失額の上限についてもリミットを設定することにより、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるよう運営しています。当社グループ全体のリスクの状況及びリミット等の遵守状況は日次で経営陣に報告しています。

なお、信用リスクにつきましては、主要なグループ会社においては、個々の取引内容の妥当性の検証、リスク量・損益状況の把握、取引相手ごとのクレジットラインのチェックを運用担当部署から独立した与信所管部署やリスク管理部署が実施し、適正なリスク管理に努めております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|------------|------------------|---------------|---------------|----------------------------|-----------------|---------------|
| | 金利先物 | 売建 | 6, 460, 791 | 1, 147, 045 | △11, 234 | △11, 234 |
| 取引所 | 並利尤物 | 買建 | 5, 295, 151 | 810, 894 | 7, 441 | 7, 441 |
| りかりかり | 金利オプション | 売建 | 6, 721, 509 | 136, 162 | △4, 335 | △3, 173 |
| | 並削み ノンヨン | 買建 | 5, 928, 699 | 136, 492 | 5, 181 | 3, 249 |
| | A 41 th 35 to 40 | 売建 | 5, 384, 627 | 350, 830 | △101 | △101 |
| | 金利先渡契約 | 買建 | 4, 282, 298 | _ | △327 | △327 |
| | | 受取固定· 支払変動 | 267, 133, 591 | 179, 631, 170 | 3, 646, 374 | 3, 646, 374 |
| | 金利スワップ | 受取変動・ 支払固定 | 254, 439, 535 | 167, 296, 739 | △3, 163, 499 | △3, 163, 499 |
| 店頭 | 金州ハソツノ | 受取変動· 支払変動 | 30, 059, 854 | 17, 603, 850 | 8, 758 | 8, 793 |
| 卢 璵 | | 受取固定・ 支払固定 | 900, 052 | 712, 778 | △80, 536 | △80, 536 |
| | 金利スワップ | 売建 | 27, 750, 700 | 11, 337, 070 | 97, 055 | △99, 755 |
| | ション | 買建 | 22, 723, 066 | 10, 458, 638 | 278, 834 | 100, 639 |
| | 7 0 114 | 売建 | 3, 054, 410 | 2, 283, 440 | △6 , 520 | 471 |
| | その他 | 買建 | 3, 174, 670 | 2, 350, 937 | 23, 105 | 10,874 |
| 合計 | | | | 800, 196 | 419, 215 | |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載か ら除いております。
 - 2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|--------|----------|----|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 版訂能 | 取引所 通貨先物 | 売建 | 5, 593 | _ | △23 | △23 |
| AXJIDI | | 買建 | 6, 610 | _ | _ | _ |
| | 通貨スワップ | | 35, 213, 982 | 26, 993, 908 | △140, 627 | △140, 627 |
| | 為替予約 | 売建 | 38, 277, 586 | 572, 405 | 706, 642 | 706, 642 |
| 店頭 | | 買建 | 43, 453, 928 | 671, 253 | △632, 231 | △632, 231 |
| | 通貨オプション | 売建 | 16, 707, 450 | 8, 435, 397 | △591, 521 | △28, 965 |
|) 理貝 | | 買建 | 14, 893, 726 | 7, 320, 996 | 838, 642 | 384, 789 |
| 合計 | | | | 180, 879 | 289, 583 | |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1 年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|------------|--------------------------------------|--------------------|------------|-----------------------------|---------------|---------------|
| | 144- 1-46 146 H- H-60 | 売建 | 314, 847 | _ | 7, 511 | 7, 511 |
| 取引所 | 株式指数先物 | 買建 | 94, 291 | _ | △2, 784 | △2, 784 |
| 100 | 株式指数 | 売建 | 52, 278 | | 1, 290 | 476 |
| | オプション | 買建 | 48, 165 | | 1, 299 | △33 |
| | 有価証券 店頭オプション 有価証券店頭 指数等スワップ | 売建 | 424, 826 | 188, 285 | 48, 754 | △18, 441 |
| | | 買建 | 299, 719 | 120, 722 | 25, 505 | 2, 685 |
| | | 株価指数変化率 受取・金利支払 | 119, 600 | 119, 600 | △12, 977 | △12, 977 |
| 卢 姆 | | 金利受取・株価 指数変化率支払 | 12, 350 | 12, 350 | 786 | 786 |
| | | 売建 | 914 | _ | $\triangle 2$ | △2 |
| | 指数等先渡取引 | 買建 | 8, 768 | _ | △195 | △195 |
| 合計 | | | | 69, 186 | △22, 974 | |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|---------|---------------|----|-------------|----------------------------|-------------|---------------|
| | 生水什些 | 売建 | 1, 076, 348 | 56, 870 | △818 | △818 |
| 取引所 | 債券先物 | 買建 | 1, 180, 436 | 368, 820 | 2, 136 | 2, 136 |
| 127171 | 債券先物 オプション | 売建 | 543, 633 | 95, 851 | 177 | 114 |
| | | 買建 | 371, 173 | 105, 740 | 1, 335 | 99 |
| | 債券店頭 | 売建 | 341, 172 | _ | 357 | △6 |
| 店頭 | オプション | 買建 | 261, 688 | _ | 1,628 | 560 |
| 合計 | | | | 4, 817 | 2, 085 | |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1 年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----|-------------|----------------------------|------------|-----------------------------|-------------|---------------|
| | 商品先物 | 売建 | 8, 022 | 2, 628 | 3, 153 | 3, 153 |
| 版刊能 | 岡田元物 | 買建 | 16, 721 | 8, 273 | △2, 198 | △2, 198 |
| 100 | 取引所 商品オプション | 売建 | 6, 876 | 3, 628 | 713 | △81 |
| | | 買建 | 5, 476 | △1,631 | 202 | △138 |
| | 商品スワップ店頭 | 商品指数変化率 受取·短期変動 金利支払 | 411, 945 | 337, 902 | △151, 369 | △151, 369 |
| 店頭 | | 短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払 | 439, 731 | 360, 344 | 241, 059 | 241, 059 |
| | 商品オプション | 売建 | 158, 198 | 103, 957 | △13, 524 | 5, 346 |
| | 何四々ノンヨン | 買建 | 121, 097 | 63, 636 | 7, 838 | 7, 200 |
| 合計 | | | | 85, 874 | 102, 972 | |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算 定しております。
 - 3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|------------------|----|-------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 店頭 | クレジット・ デフォルト・ | 売建 | 2, 980, 889 | 2, 738, 513 | △86, 455 | △86, 455 |
| 卢與 | オプション | 買建 | 4, 232, 806 | 3, 750, 088 | 120, 354 | 120, 354 |
| 合計 | | | | 33, 899 | 33, 899 | |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成20年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|-----------------|----|------------|----------------------------|-------------|---------------|
| | ウェザー・ デリバティブ | 売建 | 144 | 24 | △10 | 23 |
| 店頭 | | 買建 | _ | _ | _ | _ |
| 卢與 | 地震 デリバティブ | 売建 | 9, 160 | 9, 160 | △1, 792 | △1,792 |
| | | 買建 | 9, 160 | 9, 160 | 14 | 14 |
| 合計 | | | | △1,789 | △1,755 | |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 該当ありません。
- Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
- 1 ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名 営業経費 1,767百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

| | 平成20年ストック・オプション | |
|-----------------------------|-------------------------------|--|
| | 当社取締役 17 | |
| 仕与社会学の区八及び上巻(タ) | 当社監査役 5 | |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社執行役員 40 | |
| | 子会社役員、執行役員 174 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)(注) | 普通株式 3,263,6 | |
| 付与日 | 平成20年7月15日 | |
| 権利確定条件 | 退任 | |
| 対象勤務期間 | 自 平成20年6月27日 至 平成21年定時株主総会 | |
| 権利行使期間 | 自 平成20年7月15日 至 平成50年7月14日 | |
| 権利行使価格(円) | 1 | |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 923 | |

⁽注) 株式数に換算して記載しております。

- Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
- 1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名 営業経費 2,509百万円
- 2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) 当社

ストック・オプションの内容

| | 平成19年ストック・オプション | |
|---------------------------|------------------------------|-----|
| | 当社取締役 | 15 |
| | 当社監査役 | 5 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社執行役員 | 39 |
| | 子会社役員、執行役員 | 130 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注) | 普通株式 2,79 | |
| 付与日 | 平成19年12月6日 | |
| 権利確定条件 | 退任 | |
| 対象勤務期間 | 自 平成19年6月28日 至 平成20年6月27日 | |
| 権利行使期間 | 自 平成19年12月6日 至 平成49年12月5日 | |

(注) 株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ)ストック・オプションの数

| | 平成19年ストック・オプション |
|----------|-----------------|
| 権利確定前(株) | |
| 前連結会計年度末 | _ |
| 付与 | 2, 798, 000 |
| 失効 | _ |
| 権利確定 | _ |
| 未確定残 | 2, 798, 000 |
| 権利確定後(株) | |
| 前連結会計年度末 | _ |
| 権利確定 | _ |
| 権利行使 | _ |
| 失効 | _ |
| 未行使残 | _ |

(ロ)単価情報

| | 平成19年ストック・オプション |
|-------------------|-----------------|
| 権利行使価格(円) | 1 |
| 行使時平均株価(円) | - |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 1,032 |

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見 積方法は以下のとおりであります。

- (イ)使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (ロ)主な基礎数値及び見積方法

| | | 平成19年ストック・オプション |
|---------|-------|-----------------|
| 株価変動性 | (注) 1 | 31. 06% |
| 予想残存期間 | (注) 2 | 4年 |
| 予想配当 | (注) 3 | 11円/株 |
| 無リスク利子率 | (注) 4 | 0.95% |

- (注) 1 4年間(平成15年11月30日から平成19年11月29日まで)の株価実績に基づき算出しております。
 - 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、当社及び連結子会社役員の平均的な就任期間に基づき見積っております。
 - 3 平成19年3月期の普通株配当実績によります。
 - 4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式 を採用しております。

(2) 連結子会社(カブドットコム証券株式会社)

ストック・オプションの内容

| | 平成15年 ストック・オプション | 平成16年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | |
|--------------------------------------|---|---|---|--|
| | 同社取締役 1 | 同社取締役 1 | 同社取締役 1 | |
| 付与対象者の区分及び人数(名)(注)3 | 同社従業員 36 | 同社監査役 1 | 同社執行役 1 | |
| (H) (IL) | | 同社従業員 4 | 同社従業員 31 | |
| 株式の種類別のストック・ オプションの数 (株)(注)1、2 | 同社普通株式 12,861 | 同社普通株式 1,854 | 同社普通株式 4,314 | |
| 付与日 | 平成15年12月31日 | 平成16年4月30日 | 平成18年3月31日 | |
| 権利確定条件 | 新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時において も同社の取締役、執行役又 は従業員の地位にあること を要する。 | 新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時において も同社の取締役、執行役又 は従業員の地位にあること を要する。 | 新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時において も同社の取締役、執行役又 は従業員の地位にあること を要する。 | |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 | 定めておりません。 | |
| 権利行使期間 | 自 平成18年1月1日 至 平成22年12月31日 | 自 平成18年5月1日 至 平成22年12月31日 | 自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日 | |

- (注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。
 - 2 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。
 - 3 平成16年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役1名は、平成16年6月22日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役に就任しております。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ)ストック・オプションの数

| | 平成15年 ストック・オプション | 平成16年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前(株) | | | |
| 前連結会計年度末 | _ | _ | 3, 753 |
| 付与 | _ | _ | _ |
| 失効 | _ | _ | 111 |
| 権利確定 | _ | _ | 3, 642 |
| 未確定残 | _ | _ | _ |
| 権利確定後(株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 4, 185 | 846 | _ |
| 権利確定 | _ | _ | 3, 642 |
| 権利行使 | 3, 375 | 333 | _ |
| 失効 | 27 | _ | _ |
| 未行使残 | 783 | 513 | 3, 642 |

(ロ)単価情報

| | 平成15年 ストック・オプション | 平成16年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利行使価格(円) | 15, 000 | 22, 366 | 327, 022 |
| 行使時平均株価(円) (注)1 | 117, 000 | 135, 486 | _ |
| 付与日における公正な評価 単価(円)(注)2 | _ | _ | _ |

- (注) 1 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成 17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。
 - 2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(3) 連結子会社(パレス・キャピタル・パートナーズA株式会社)

ストック・オプションの内容

| | 平成19年 ストック・オプショ | ン | 平成19年 ストック・オプ | ション |
|-------------------------------|-----------------------------|--------|---|---------------|
| 付与対象者の区分及び | 同社取締役 | 2 | 同社執行役員 | 1 |
| 人数(名) | 同社執行役員 | 1 | 同社従業員 | 9 |
| 株式の種類別のストック・ オプションの数(株)(注) | 同社普通株式 | 1, 450 | 同社普通株式 | 1, 130 |
| 付与日 | 平成19年9月1日 | | 平成19年9月1日 | |
| 権利確定条件 | | | 権利行使時において、会社を た場合を除き、同社または同を の取締役、監査役、執行役員ま 人の何れかの地位を有している | 上の子会社 たは使用 |
| 対象勤務期間 | 期間の定めはありません。 | | 期間の定めはありません。 | |
| 権利行使期間 | 自 平成19年9月1日 至 平成24年8月31日 | | 自 平成21年9月2日 至 平成24年8月31日 | |

⁽注) 同社の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ)ストック・オプションの数

| | 平成19年 ストック・オプション | 平成19年 ストック・オプション |
|----------|------------------|------------------|
| 権利確定前(株) | | |
| 前連結会計年度末 | _ | _ |
| 付与 | 1, 450 | 1, 130 |
| 失効 | _ | _ |
| 権利確定 | 1, 450 | _ |
| 未確定残 | _ | 1, 130 |
| 権利確定後(株) | | |
| 前連結会計年度末 | _ | _ |
| 権利確定 | 1, 450 | _ |
| 権利行使 | _ | _ |
| 失効 | | |
| 未行使残 | 1, 450 | _ |

(口)単価情報

| | 平成19年 ストック・オプション | 平成19年 ストック・オプション |
|-----------------------|------------------|------------------|
| 権利行使価格(円) | 1 | 99, 972 |
| 行使時平均株価(円) | _ | _ |
| 付与日における 公正な評価単価(円) | 99, 971 | 0 |

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについては、本新株予約権付与 日現在、非上場であるため、公正な評価単価に代え、単位当たりの本源的価値の見積りによっており ます。

| | 平成19年ストック・オプション |
|--|-----------------|
| 価値を算定する基礎となる同社の株式の評価方法 | 類似会社倍率法 |
| 当連結会計年度末における本源的価値の合計額(百万円) | 144 |
| 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利 行使日における本源的価値の合計額(百万円) | _ |

ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式 を採用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

| | 銀行業(百万円) | 信託銀行業 (百万円) | 証券業 (百万円) | クレジット カード業 (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|-------------|----------------|-----------|------------------------|--------------|-------------|---------------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する経常収益 | 2, 288, 908 | 349, 822 | 283, 909 | 219, 213 | 108, 371 | 3, 250, 225 | _ | 3, 250, 225 |
| (2) セグメント間の 内部経常収益 | 37, 859 | 13, 679 | 13, 832 | 6, 104 | 224, 263 | 295, 739 | (295, 739) | _ |
| 計 | 2, 326, 767 | 363, 502 | 297, 742 | 225, 317 | 332, 635 | 3, 545, 964 | (295, 739) | 3, 250, 225 |
| 経常費用 | 1, 926, 353 | 254, 997 | 261, 654 | 279, 009 | 143, 186 | 2, 865, 201 | (112, 516) | 2, 752, 685 |
| 経常利益 (△経常損失) | 400, 414 | 108, 505 | 36, 087 | △ 53,692 | 189, 448 | 680, 763 | (183, 223) | 497, 539 |

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 その他には、リース業等が属しております。
 - 3 その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当 金186,421百万円が含まれております。
 - 4 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更 当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、 資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルー ピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグ ルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実 施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により、「クレジットカード業」の経常利益は542百万円増加しております。

| | 銀行業(百万円) | 信託銀行業 (百万円) | 証券業 (百万円) | クレジット カード業 (百万円) | その他 (百万円) | 計(百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|-------------|----------------|--------------|------------------------|--------------|-------------|---------------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する経常収益 | 2, 085, 617 | 311, 761 | 301, 542 | 184, 061 | 42, 130 | 2, 925, 113 | _ | 2, 925, 113 |
| (2) セグメント間の 内部経常収益 | 40, 675 | 12, 647 | 12, 062 | 4, 519 | 268, 669 | 338, 574 | (338, 574) | _ |
| 計 | 2, 126, 292 | 324, 408 | 313, 605 | 188, 581 | 310, 800 | 3, 263, 688 | (338, 574) | 2, 925, 113 |
| 経常費用 | 1, 992, 669 | 266, 794 | 309, 142 | 184, 116 | 79, 629 | 2, 832, 352 | (95, 356) | 2, 736, 996 |
| 経常利益 | 133, 623 | 57, 614 | 4, 462 | 4, 465 | 231, 170 | 431, 335 | (243, 217) | 188, 117 |

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 その他には、リース業等が属しております。
 - 3 その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当 金231,777百万円が含まれております。
 - 4 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「その他」で2,493百万円減少し、経常費用は「銀行業」で7,218百万円、「その他」で2,493百万円それぞれ減少し、経常利益は「銀行業」で7,218百万円増加しております。なお、その他の各セグメントに与える影響は軽微であります。

5 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「銀行業」で671百万円、「その他」で57,421百万円それぞれ減少し、経常費用は「銀行業」で778百万円、「その他」で57,526百万円それぞれ減少し、経常利益は「銀行業」で106百万円、「その他」で105百万円それぞれ増加しております。

6 減価償却の方法

前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。

なお、国内銀行連結子会社及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「銀行業」で4,712百万円少なく、経常利益は同額多く計上されております。なお、「その他」の影響は軽微であります。

| | 銀行業(百万円) | 信託銀行業(百万円) | 証券業 (百万円) | クレジット カード業 (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|-------------|------------|--------------|------------------------|--------------|-------------|---------------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する経常収益 | 4, 509, 433 | 676, 037 | 539, 586 | 457, 533 | 211, 359 | 6, 393, 951 | _ | 6, 393, 951 |
| (2) セグメント間の 内部経常収益 | 68, 557 | 26, 127 | 34, 237 | 15, 826 | 575, 097 | 719, 846 | (719, 846) | _ |
| 計 | 4, 577, 991 | 702, 165 | 573, 824 | 473, 360 | 786, 456 | 7, 113, 798 | (719, 846) | 6, 393, 951 |
| 経常費用 | 3, 796, 167 | 513, 553 | 555, 695 | 487, 111 | 285, 831 | 5, 638, 358 | (273, 420) | 5, 364, 938 |
| 経常利益 (△経常損失) | 781, 824 | 188, 611 | 18, 128 | △13, 750 | 500, 625 | 1, 475, 440 | (446, 426) | 1, 029, 013 |

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 その他には、リース業等が属しております。
 - 3 その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当 金502,470百万円が含まれております。

4 減価償却の方法の変更

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。また、国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該方法に変更しております。

これらの変更により、従来の方法に比し、経常費用は「銀行業」で10,309百万円、「信託銀行業」で309百万円、「証券業」で479百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。なお、「クレジットカード業」及び「その他」の影響は軽微であります。

なお、国内銀行連結子会社及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情からこれらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。

従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「銀行業」で4,712百万円、経常利益は同額多く計上されております。なお、「その他」の影響は軽微であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより経常費用は「銀行業」で1,932百万円、「信託銀行業」で527百万円、「証券業」で36百万円、「クレジットカード業」で79百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

5 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当社の連結子会社である三菱UF Jニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は、合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。なお、この変更により、「クレジットカード業」の経常費用は1,085百万円減少し、経常利益は同額増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

| | 日本 (百万円) | 北米 (百万円) | 中南米 (百万円) | 欧州・ 中近東 (百万円) | アジア ・オセ アニア (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|-------------|-------------|--------------|---------------------|----------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する経常収益 | 2, 334, 076 | 444, 688 | 3, 724 | 295, 169 | 172, 566 | 3, 250, 225 | _ | 3, 250, 225 |
| (2) セグメント間の 内部経常収益 | 79, 697 | 35, 544 | 87, 171 | 50, 181 | 39, 989 | 292, 584 | (292, 584) | _ |
| 計 | 2, 413, 773 | 480, 232 | 90, 896 | 345, 351 | 212, 555 | 3, 542, 809 | (292, 584) | 3, 250, 225 |
| 経常費用 | 2, 041, 702 | 416, 140 | 67, 037 | 328, 512 | 182, 904 | 3, 036, 296 | (283, 611) | 2, 752, 685 |
| 経常利益 | 372, 071 | 64, 092 | 23, 859 | 16, 838 | 29, 651 | 506, 513 | (8, 973) | 497, 539 |

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。
 - 3 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更 当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、 資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルー ピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグ ルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実 施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により、経常利益は542百万円増加しておりますが、この影響は日本におけるものであります。

| | 日本 (百万円) | 北米 (百万円) | 中南米 (百万円) | 欧州・ 中近東 (百万円) | アジア ・オセ アニア (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|-------------|-------------|--------------|---------------------|----------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する経常収益 | 2, 059, 157 | 360, 559 | 6, 396 | 317, 259 | 181, 741 | 2, 925, 113 | _ | 2, 925, 113 |
| (2) セグメント間の 内部経常収益 | 74, 476 | 20, 669 | 68, 132 | 58, 431 | 25, 145 | 246, 854 | (246, 854) | _ |
| 計 | 2, 133, 633 | 381, 228 | 74, 528 | 375, 690 | 206, 886 | 3, 171, 968 | (246, 854) | 2, 925, 113 |
| 経常費用 | 2, 071, 979 | 357, 392 | 47, 085 | 358, 198 | 151, 741 | 2, 986, 397 | (249, 401) | 2, 736, 996 |
| 経常利益 | 61, 654 | 23, 835 | 27, 443 | 17, 491 | 55, 145 | 185, 571 | 2, 546 | 188, 117 |

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・ 中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中 国等が属しております。
 - 3 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「欧州・中近東」で2,494百万円減少し、経常費用は「北米」で1,003百万円増加し、「欧州・中近東」で2,176百万円、「アジア・オセアニア」で8,539百万円それぞれ減少し、経常利益は「北米」で1,003百万円、「欧州・中近東」で318百万円それぞれ減少し、「アジア・オセアニア」で8,539百万円増加しております。

4 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸毛側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は58,083百万円減少、経常費用は58,295百万円減少、経常利益は212百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

5 減価償却の方法

前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。

なお、国内銀行連結子会社及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「日本」で4,680百万円、「欧州・中近東」で30百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。なお、「北米」及び「アジア・オセアニア」の影響は軽微であります。

| | 日本 (百万円) | 北米 (百万円) | 中南米 (百万円) | 欧州・ 中近東 (百万円) | アジア ・オセ アニア (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|-------------|-------------|--------------|---------------------|----------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する経常収益 | 4, 587, 855 | 837, 473 | 10, 672 | 619, 655 | 338, 294 | 6, 393, 951 | _ | 6, 393, 951 |
| (2) セグメント間の 内部経常収益 | 175, 745 | 65, 887 | 156, 986 | 109, 735 | 65, 608 | 573, 964 | (573, 964) | _ |
| 計 | 4, 763, 600 | 903, 361 | 167, 659 | 729, 391 | 403, 902 | 6, 967, 916 | (573, 964) | 6, 393, 951 |
| 経常費用 | 4, 044, 118 | 769, 566 | 114, 636 | 705, 189 | 337, 461 | 5, 970, 972 | (606, 033) | 5, 364, 938 |
| 経常利益 | 719, 482 | 133, 795 | 53, 022 | 24, 201 | 66, 441 | 996, 943 | 32, 069 | 1, 029, 013 |

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・ 中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中 国等が属しております。
 - 3 減価償却の方法の変更

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。また、国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該方法に変更しております。これらの変更により、従来の方法に比し、経常費用は「日本」で11,031百万円、「欧州・中近東」で87百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。なお、「北米」、「中南米」及び「アジア・オセアニア」の影響は軽微であります。

なお、国内銀行連結子会社及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情からこれらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。

従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「日本」で4,680百万、「欧州・中近東」で30百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。なお、「北米」及び「アジア・オセアニア」の影響は軽微であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより経常費用は「日本」で2,539百万円、「北米」で22百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。なお、「欧州・中近東」及び「アジア・オセアニア」の影響は軽微であります。

4 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当社の連結子会社である三菱UF Jニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。なお、この変更により経常費用は1,085百万円減少し、経常利益は同額増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

| | | 金額(百万円) |
|---|------------------------|-------------|
| I | 海外経常収益 | 916, 149 |
| П | 連結経常収益 | 3, 250, 225 |
| Ш | 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%) | 28. 1 |

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 - 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

| | | 金額(百万円) |
|---|------------------------|-------------|
| Ι | 海外経常収益 | 865, 956 |
| П | 連結経常収益 | 2, 925, 113 |
| Ш | 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%) | 29. 6 |

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 - 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

| | | 金額(百万円) |
|---|------------------------|-------------|
| I | 海外経常収益 | 1, 806, 096 |
| П | 連結経常収益 | 6, 393, 951 |
| Ш | 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%) | 28. 2 |

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 - 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の 取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分 していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
- 1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社の連結子会社である三菱UF Jニコス株式会社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UF Jニコス株式会社は、まず総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UF Jニコス株式会社は受領します。

さらに、三菱UF Jニコス株式会社は、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等および優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。

流動化の結果、平成19年9月末において、三菱UFJニコス株式会社と取引残高のある特別目的会社は7社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は145,328百万円、負債総額(単純合算)は145,037百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び当社の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2 当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等

(単位:百万円)

| | 主な取引の金額 又は当中間連結会計 | 主な損益 | | | |
|-------------------|----------------------|------------|--------|--|--|
| | 期間末残高 | (項目) | (金額) | | |
| 譲渡した優先受益権 | | | | | |
| 総合あっせん債権 | _ | 売却益 | _ | | |
| 個品あっせん債権 | _ | 売却益 | _ | | |
| 融資債権 | _ | 売却益 | _ | | |
| 残存売却代金残高(未収入金) | 228 | 分配益 | 6 | | |
| 回収サービス業務取引高((注)2) | 2, 277 | 回収サービス業務収益 | 2, 277 | | |

- (注) 1 平成19年9月末現在、特別目的会社へ譲渡していない劣後受益権等の残高は、185,459百万円であります。 また、当該劣後受益権等に係る分配益(24,243百万円)は、「資金運用収益」等に計上されております。
 - 2 回収サービス業務収益は、「役務取引等収益」等に計上されております。
 - 3 「1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要」にて記載した特別目的会社との取引金額等について記載しております。

- Ⅱ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
- 1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社の連結子会社である三菱UF Jニコス株式会社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UF Jニコス株式会社は、まず総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UF Jニコス株式会社は受領します。

さらに、三菱UFJニコス株式会社は、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等および優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。

流動化の結果、平成20年3月末において、三菱UFJニコス株式会社と取引残高のある特別目的会社は3社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は76,054百万円、負債総額(単純合算)は75,940百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び当社の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

(単位:百万円)

| | 主な取引の金額又は | 主な | 損益 |
|-------------------|------------|------------|--------|
| | 当連結会計年度末残高 | (項目) | (金額) |
| 譲渡した優先受益権 | | | |
| 総合あっせん債権 | _ | 売却益 | _ |
| 個品あっせん債権 | _ | 売却益 | _ |
| 融資債権 | _ | 売却益 | _ |
| 残存売却代金残高(未収入金) | 38 | 分配益 | 79 |
| 回収サービス業務取引高((注)2) | 3, 571 | 回収サービス業務収益 | 3, 571 |

- (注) 1 平成20年3月末現在、特別目的会社へ譲渡していない劣後受益権等の残高は、93,820百万円であります。また、当該劣後受益権等に係る分配益(38,806百万円)は、「資金運用収益」等に計上されております。
 - 2 回収サービス業務収益は、「役務取引等収益」等に計上されております。
 - 3 「1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要」に記載した特別目的会社3社との取引金額等のほか、損益につきましては当連結会計年度中に取引のあった類似の取引形態の特別目的会社4社との取引金額等を含めて記載しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(共通支配下の取引等)

当社の連結子会社であるUFJニコス株式会社は、平成18年12月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ディーシーカードとの合併契約書締結を決議し、平成19年4月1日、合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

- 1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
 - (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業

名称 UF Jニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

被結合企業

名称 株式会社ディーシーカード

事業の内容 クレジットカード業

(2) 企業結合日

平成19年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

UF Jニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

三菱UF Jニコス株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループの中核カード会社であるUFJニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFGグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号 「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員 会)に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び持分変動損益が発生しております。

(1) 発生したのれんの金額

3,244百万円

(2) 発生原因

被取得企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

(4) 持分変動利益の金額

6,985百万円

(パーチェス法を適用した場合)

当社の銀行連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下、三菱東京UFJ銀行という)は、平成19年3月5日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるカブドットコム証券株式会社(以下、カブドットコム証券という)の株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成19年3月20日から平成19年4月18日まで実施し、同社の株式94,000株を取得いたしました。本公開買付けにより、当社及びその子会社が保有するカブドットコム証券の普通株式に係る議決権の合計の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は、40.36%となりました。

平成19年6月24日に開催されたカブドットコム証券の定時株主総会決議により、当社又は当社の子会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、カブドットコム証券の取締役の過半数を占めたため、カブドットコム証券は当社の連結子会社となりました。

- 1. 被取得企業の名称、事業の内容、規模、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率
 - (1) 被取得企業の名称 カブドットコム証券株式会社

(2) 事業の内容 証券業

(3) 規模 資本金 7,195百万円 (平成19年3月期実績)

総資産 363,771百万円 (平成19年3月期実績)

従業員数 81名 (平成19年3月31日現在)

(4) 企業結合を行った主な理由

カブドットコム証券を当社グループにおける総合金融サービス実現の中核として位置づけ、インターネットを通じた付加価値の高い総合リテール金融分野におけるシナジーをさらに高めること

- (5) 企業結合日 平成19年6月24日
- (6) 企業結合の法的形式 株式取得
- (7) 取得した議決権比率 9.50%
- 2. 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成19年4月1日から平成19年9月30日まで
- 3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価 22,653百万円

(内訳)

株式取得代価22,560百万円取得に直接要した支出額93百万円

計 22,653百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

14,681百万円

(2) 発生原因

被取得企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

5. 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額 資産合計 388,728百万円

うち信用取引資産

177,455百万円

うち預託金

108,746百万円

(2) 負債の額 負債合計

326,203百万円

うち受入保証金

122,695百万円

うち信用取引負債 120,394百万円

(共通支配下の取引等)

当社と当社の連結子会社である三菱UFJ証券株式会社は、平成19年9月30日付けで当社を株式交換 完全親会社、三菱UFJ証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交 換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

- 1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的 を含む取引の概要
 - (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

三菱UFI証券株式会社

事業の内容 証券業

(2) 企業結合の法的形式

株式交換

(3) 結合後企業の名称

三菱UFJ証券株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループは、これまで、既存の業態の枠を超え、グループ各社が一体となって付加価値の 高い金融商品・サービスをタイムリーに提供する連結経営を展開してきましたが、間接金融から直接 金融への流れが加速し、また規制緩和に伴う業態間の垣根が一段と低下するなど大きく変動する金融 情勢に、よりスピーディーに、効果的に対応するため、この連結経営体制を高度化し、法令等を遵守 しつつ、総合金融グループとしてさらに一体的、融合的な経営を実践するべく、当社を完全親会社、 三菱UFJ証券株式会社を完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号 「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員 会)に規定する会計処理を適用した結果、のれんが発生しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得原価 375,719百万円

(内訳)

自己株式 375,526百万円 取得に直接要した支出額 192百万円

計 375,719百万円

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

株式の種類別の交換比率

普通株式 当社 1 : 三菱UFJ証券株式会社 1.02

交換比率の算定方法

当該株式交換にあたり、当社及び三菱UFJ証券株式会社は、各々、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関を選定し、当該第三者算定機関からそれぞれ提出を受けた株式交換比率案の算定についての専門家としての分析結果及び意見を慎重に検討し、これらも踏まえ当事会社間で交渉、協議を重ねた結果、上記の通り合意・決定いたしました。なお、第三者算定機関は、市場株価法、類似取引比較法、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法等による分析を行い、それらの結果を総合的に勘案して株式交換比率にかかる分析及び意見の提出を行っております。

交付株式数及びその評価額

交付株式数 277, 857, 563株 評価額 375, 719百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額 96,335百万円

発生原因

結合当事企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

共通支配下の取引等

(当社と三菱UF | ニコス株式会社との取引等)

当社と当社の連結子会社である三菱UF Jニコス株式会社(以下「三菱UF Jニコス」という)は、平成20年8月1日付けで当社を株式交換完全親会社、三菱UF Jニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 三菱UF J ニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

企業結合の法的形式

株式交換

結合後企業の名称

三菱UFIニコス株式会社

取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、当社と三菱UF Jニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、 三菱UF Jニコスの財務基盤を磐石なものとすること、 三菱UF Jニコスを含めたMUF Gグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、 銀行・信託・証券と並ぶMUF Gグループの中核事業体としての三菱UF Jニコスの位置付けを明確化すること、 三菱UF Jニコスの営むカード事業をMUF Gグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UF Jニコスが実施する第三者割当増資1,200億円について全額引受けること、また、株式交換の方法により、三菱UF Jニコスが当社の完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、当社と三菱UF Jニコスは、当社を完全親会社、三菱UF Jニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号 「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委 員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び負ののれんが発生しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

取得原価 198,936百万円

(内訳)

自己株式 198,821百万円

取得に直接要した支出額 115百万円

計 198,936百万円

株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(イ)株式の種類別の交換比率

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス普通株式 0.37

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス第1種株式 1.39

(ロ)交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村證券株式会社を、三菱UFJニコスは株式会社KPMGFASを、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の株式交換比率を決定いたしました。

(ハ)交付株式数及びその評価額

交付株式数 197, 989, 554株 評価額 286, 391百万円

発生したのれん及び負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ)発生したのれん、及び負ののれんの金額

のれん98,360百万円負ののれん38,419百万円

(口)発生原因

結合当事企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

(ハ)償却方法及び償却期間

のれん20年間で均等償却負ののれん20年間で均等償却

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. パーチェス法を適用した場合

当社の銀行連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下、三菱東京UFJ銀行という)は、平成19年3月5日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるカブドットコム証券株式会社(以下、カブドットコム証券という)の株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成19年3月20日から平成19年4月18日まで実施し、同社の株式94,000株を取得いたしました。本公開買付けにより、当社及びその子会社が保有するカブドットコム証券の普通株式に係る議決権の合計の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は、40.36%となりました。

平成19年6月24日に開催されたカブドットコム証券の定時株主総会決議により、当社又は当社の子会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、カブドットコム証券の取締役の過半数を占めたため、カブドットコム証券は当社の連結子会社となりました。

(1) 被取得企業の名称、事業の内容、規模、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的 形式及び取得した議決権比率

被取得企業の名称 カブドットコム証券株式会社

事業の内容 証券業

規模 資本金 7,195百万円 (平成19年3月期実績)

総資産 363,771百万円 (平成19年3月期実績)

従業員数 81名 (平成19年3月31日現在)

企業結合を行った主な理由

カブドットコム証券を当社グループにおける総合金融サービス実現の中核として位置づけ、インターネットを通じた付加価値の高い総合リテール金融分野におけるシナジーをさらに高めること

企業結合日 平成19年6月24日

企業結合の法的形式 株式取得

取得した議決権比率 9.50%

- (2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価 22,653百万円

(内訳)

株式取得代価 22,560百万円

取得に直接要した支出額 93百万円

計 22,653百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

14,681百万円

発生原因

被取得企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

(5) 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額 資産合計 388,728百万円

うち信用取引資産 177,455百万円

うち預託金 108,746百万円

負債の額 負債合計 326,203百万円

うち受入保証金 122,695百万円うち信用取引負債 120,394百万円

2. 共通支配下の取引等

(UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードとの取引等)

当社の連結子会社であるUF Jニコス株式会社は、平成18年12月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ディーシーカードとの合併契約書締結を決議し、平成19年4月1日、合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並び に取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

(イ)結合企業

名称 UF Jニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

(口)被結合企業

名称 株式会社ディーシーカード

事業の内容 クレジットカード業

企業結合日

平成19年4月1日

企業結合の法的形式

UF Jニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併 結合後企業の名称

三菱UF Jニコス株式会社

取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループの中核カード会社であるUFJニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFGグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び持分変動損益が発生しております。

発生したのれんの金額

3,244百万円

発生原因

被取得企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

持分変動利益の金額

6,985百万円

(当社と三菱UF J証券株式会社との取引等)

当社と当社の連結子会社である三菱UFJ証券株式会社は、平成19年9月30日付けで当社を株式交換完全親会社、三菱UFJ証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 三菱UF J 証券株式会社

事業の内容 企業結合の法的形式 株式交換

結合後企業の名称 三菱UF I 証券株式会社

取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループは、これまで、既存の業態の枠を超え、グループ各社が一体となって付加価値の高い金融商品・サービスをタイムリーに提供する連結経営を展開してきましたが、間接金融から直接金融への流れが加速し、また規制緩和に伴う業態間の垣根が一段と低下するなど大きく変動する金融情勢に、よりスピーディーに、効果的に対応するため、この連結経営体制を高度化し、法令等を遵守しつつ、総合金融グループとしてさらに一体的、融合的な経営を実践するべく、当社を完全親会社、三菱UFJ証券株式会社を完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれんが発生しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

取得原価 375,719百万円

(内訳)

自己株式 375,526百万円

取得に直接要した支出額 192百万円

計 375,719百万円

株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(イ)株式の種類別の交換比率

普通株式 当社 1 : 三菱UFJ証券株式会社 1.02

(ロ)交換比率の算定方法

当該株式交換にあたり、当社及び三菱UFJ証券株式会社は、各々、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関を選定し、当該第三者算定機関からそれぞれ提出を受けた株式交換比率案の算定についての専門家としての分析結果及び意見を慎重に検討し、これらも踏まえ当事会社間で交渉、協議を重ねた結果、上記の通り合意・決定いたしました。なお、第三者算定機関は、市場株価法、類似取引比較法、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法等による分析を行い、それらの結果を総合的に勘案して株式交換比率にかかる分析及び意見の提出を行っております。

(ハ)交付株式数及びその評価額

交付株式数 277, 857, 563株 評価額 375, 719百万円

発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ)発生したのれんの金額 96,335百万円

(口)発生原因

結合当事企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

(ハ)償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

3. 事業分離等関係

当社の連結子会社であるUnion Bank of California N.A.(以下、UBOC)は、平成19年11月29日、年金受託業務の一部売却について、Prudential Financial, Incと売買契約を締結し、同年12月31日、売却いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1) 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

分離先企業の名称

Prudential Financial, Incの子会社であるPrudential Retirement

分離した事業の内容

確定拠出型年金のプロバイダー業務及びレコード・キーピング業務

事業分離を行った主な理由

UBOCは、年金受託業務の継続には今後多額のシステム投資が必要である一方、UBOCの当該業務における規模が不十分であると判断したため。

事業分離日

平成19年12月31日

法的形式を含む事業分離の概要

UBOCを分離元企業、Prudential Retirementを分離先企業とする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

子会社による事業売却益 10,810百万円

(内訳)

事業譲渡対価11,516百万円無形固定資産706百万円

子会社による事業売却益

10,810百万円

なお、事業譲渡対価は譲渡手数料239百万円を差引いております。

(3) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

経常収益6,037百万円経常費用5,984百万円経常利益52百万円

(1株当たり情報)

| | 前中間連結会 (自 平成19年 至 平成19年 | | | 月1日 (自 | 前連結会計年度 平成19年4月1日 平成20年3月31日) |
|-----------------------------|--|---|-----|---------------------|--|
| 1株当たり純資産額 | 8 | 12円53銭 | 663 | 3円9銭 | 727円98銭 |
| 1株当たり中間(当期)純利益金額 | | 24円76銭 | 8 | 円46銭 | 61円 0 銭 |
| 潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額 | | 24円61銭 | 8 | 円41銭 | 60円62銭 |
| | 720円12銭 8(1株当たり 中間純利益 50円45銭 8 潜在株式調整 を1株式当整たり中間純 利益 | 1式 。朱わのおに報と 連度 株資の 株期 6 在後り株分 式れ前よおにお 結 当産円 当純円 株1当に割 分た中びけつり 会 た 22 た利 9 式株期のを 割と間前るいと 計 り 銭 り益銭 調当純 | | 月つ割 が仮会当はり 1純 1当 潜整 | 当社 19年9 1001年 1,000 株 19年1 1001年 1,000 株 19年1 100 |

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、 次のとおりであります。

| | - 9 0 | 火のとおりであります。 | | | |
|--|-------|---|---|---|--|
| | | 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | |
| 1株当たり中間(当期)純利益金 | 注額 | | | | |
| 中間(当期)純利益 | 百万円 | 256, 721 | 92, 023 | 636, 624 | |
| 普通株主に帰属しない金額 | 百万円 | 3, 949 | 3, 690 | 7, 929 | |
| うち優先配当額 | 百万円 | 3, 949 | 3, 690 | 7, 929 | |
| 普通株式に係る中間 (当期)純利益 | 百万円 | 252, 772 | 88, 332 | 628, 694 | |
| 普通株式の(中間)期中 平均株式数 | 千株 | 10, 208, 340 | 10, 437, 400 | 10, 306, 055 | |
| 潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 | | | | | |
| 中間(当期)純利益調整額 | 百万円 | 330 | 63 | 661 | |
| うち優先配当額 | 百万円 | 334 | 64 | 668 | |
| うち連結子会社の潜在株式 による調整額 | 百万円 | △3 | △1 | △7 | |
| 普通株式増加数 | 千株 | 73, 692 | 66, 885 | 74, 586 | |
| うち優先株式 | 千株 | 73, 692 | 63, 087 | 73, 692 | |
| うち新株予約権 | 千株 | _ | 3, 797 | 893 | |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株 式調整後1株当たり中間(当期)純利 益金額の算定に含めなかった潜在株 式等の概要 | | 第一回第三種優先株式 (発行済株式総数 100,000千株) | 第一回第三種優先株式 (発行済株式総数 100,000千株) | 第一回第三種優先株式 (発行済株式総数 100,000千株) | |
| | | 連結子会社の発行する 新株予約権 カブドットコム証券株 式会社 新株予約権(ストッ ク・オプション) | 連結子会社の発行する 新株予約権 カブドットコム証券株 式会社 新株予約権(ストッ ク・オプション) | 連結子会社の発行する 新株予約権 カブドットコム証券株 式会社 新株予約権(ストッ ク・オプション) | |

| | 사 나 태구산 V 키 frunc | ガキケイコと中 |
|---|--|--|
| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
| 付与日 平成18年3月31日 行使期限 平成24年6月30日 権利行使価格 327,022円 当初付与個数 1,438個 19年9月末現在個数 1,214個 | 付与日 平成18年3月31日 行使期限 平成24年6月30日 権利行使価格 327,022円 当初付与個数 1,438個 20年9月末現在個数 1,214個 | ·付与日 平成18年3月31日 ·行使期限 平成24年6月30日 ·権利行使価格 327,022円 ·当初付与個数 1,438個 ·20年3月末現在個数 1,214個 |
| エム・ユー・ル株権 (成 マル マル 大 | エム・ユータル株権 (水子) ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ | エム・ユー・ルス ・ユピタルを権 ・カー・ルス ・カー・ルス ・カー・ルス ・カー・ルス ・カー・ルス ・大きのので ・大きので ・大きの ・大きの |
| 平成22年12月1日 ・権利行使価格 120,000円 ・当初付与個数 585個 ・19年9月末現在個数 245個 パレス・キャピタル・ パートナーズA株式会 社 新株予約権(スト | 平成22年12月1日 ・権利行使価格 120,000円 ・当初付与個数 585個 ・20年9月末現在個数 245個 パレス・キャピタル・ パートナーズA株式会 社 新株予約権(スト | 平成22年12月1日 ・権利行使価格 120,000円 ・当初付与個数 585個 ・20年3月末現在個数 245個 パレス・キャピタル・ パートナーズA株式会 社 新株予約権(スト |
| ック・オプション) ・付与日 平成19年9月1日 ・行使期限 平成24年8月31日 ・権利行使価格 1円 ・当初付与個数 1,450個 ・19年9月末現在個数 1,450個 | ック・オプション) ・付与日 平成19年9月1日 ・行使期限 平成24年8月31日 ・権利行使価格 1円 ・当初付与個数 1,450個 ・20年9月末現在個数 1,450個 | ック・オプション) ・付与日 平成19年9月1日 ・行使期限 平成24年8月31日 ・権利行使価格 1円 ・当初付与個数 1,450個 ・20年3月末現在個数 1,450個 |
| 新株予約権(ストック・オプション) ・付与日 平成19年9月1日 ・行使期限 平成24年8月31日 ・権利行使価格 99,972円 ・当初付与個数 1,130個 ・19年9月末現在個数 1,130個 | 新株予約権(ストック・オプション) ・付与日 平成19年9月1日 ・行使期限 平成24年8月31日 ・権利行使価格 99,972円 ・当初付与個数 1,130個 ・20年9月末現在個数 1,130個 | 新株予約権(ストック・オプション) ・付与日 平成19年9月1日 ・行使期限 平成24年8月31日 ・権利行使価格 99,972円 ・当初付与個数 1,130個 ・20年3月末現在個数 1,130個 |

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | THE THE TENTH OF THE PROPERTY | | | |
|---|---|----------------------------|-------------------------|--------------------------|
| | | 前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
| 純資産の部の合計額 | 百万円 | 10, 574, 436 | 9, 042, 604 | 9, 599, 708 |
| 純資産の部の合計額 から控除する金額 | 百万円 | 2, 055, 970 | 1, 995, 762 | 2, 059, 660 |
| うち優先株式 | 百万円 | 336, 801 | 261, 301 | 336, 801 |
| うち優先配当額 | 百万円 | 3, 949 | 3, 690 | 3, 980 |
| うち新株予約権 | 百万円 | 87 | 3, 674 | 2, 509 |
| うち少数株主持分 | 百万円 | 1, 715, 132 | 1, 727, 096 | 1, 716, 370 |
| 普通株式に係る 中間期末(期末)の純資産額 | 百万円 | 8, 518, 466 | 7, 046, 842 | 7, 540, 047 |
| 1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末)の 普通株式の数 | 千株 | 10, 483, 776 | 10, 627, 246 | 10, 357, 381 |

(三菱UF Jニコス株式会社の第三 者割当増資引受)

当社は、平成19年9月20日開催の 取締役会において、三菱UFJニコス株式会社が行う第三者割当増資を 全額引受けることを決議し、平成19 年11月6日に同社普通株式 400,000,000株を取得いたしまし

第三者割当増資の概要 払込期日

平成19年11月6日

払込資金の額

120,000百万円 増資前発行済株式数

1,022,924,559株 当該増資における発行株式数 400,000,000株

增資後発行済株式数

1,422,924,559株

割当先

株式会社三菱UFJ

フィナンシャル・グループ なお、本増資引受に伴って当社る 本増資引受に伴って当社る 予定でありますが、その金額は現時 点では未定であります。また、三菱 UF Jニコス株式会社の株主総会の 承認を前提に、当社が株式交換(効力発生日は平成20年8月1日)により三菱 UF Jニコス株式会社を株式 交換完全子会社とすることを予定しております。

(自己株式の取得)

当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成19年10月31日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議いたしました

。 自己株式取得の概要 株式の種類

普通株式

株式の総数

上限150,000,000株 取得価額の総額

上限150,000百万円

取得する期間

平成19年12月3日から 平成20年3月24日

なお、上記決議に基づき平成19年 12月13日に取得を終了いたしまし た。取得状況は以下のとおりとなっ ております。

取得した株式の総数

126,513,900株 取得した株式の取得価額の総額 149,999,921,400円

取得期間

平成19年12月3日から 平成19年12月13日 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(公開買付けによるユニオンバンカル・コーポレーション株式の取得及び完全子会社化の完了)

本公開買付けの結果、三菱東京UFJ銀行は下記のとおりUNBCの普通株式を取得いたしました。

買付期間

平成20年8月29日から平成20年 9月26日まで

なお、買付けた普通株式は平成20年10月1日より決済を行い、 持分の増加を認識しております。(いずれも米国東部時間)

買付株数

46, 113, 521株

買付後の議決権比率 97.35%

買付価格

1 株当たり73ドル50セント 取得価額総額

3,389百万ドル(360,310百万円) なお、取得に直接要した支出額 は現時点では未確定であるた め、取得価額総額に含めており ません。

(1) 本公開買付け及び完全子会社化 の目的

海外事業強化は三菱東京UFJ銀行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧米の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。

このうち、米国ではニューヨー支 クをはじめとする主要都無開開 店、現地法人の形態で事業展開別 来、UNBCの議決権の過半数を 保有しております。UNBCは アに100%子会社として、米国カリ フォルニア州をベースとし、 残高で全米第20位の商業カリフォルニア(Union Bank of California N.A.)を有しております。

かかる状況下、三菱東京UFJ 銀行では米国戦略強化の一環とし 前連結会計年度

(自 平成19年4月1日

至 平成20年3月31日)

(優先証券の償還)

当社および当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」という)は、平成20年4月28日開催の取締役会において、三菱東京UFJ銀行の連結子会社であるTokai Preferred Capital Company L.L.C.の発行した優先証券について、全額償還されることを承認する決議をいたしました。

償還される優先証券の概要は以下 のとおりです。

なお、償還予定日は平成20年6月 30日です。

| 発行体 | Tokai Preferred Capital Company L.L.C. |
|------------|--|
| 証券の種類 | 配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、三菱 東京UFJ銀行の発行する残 余財産分配の順位が最も優先 する優先株式と実質的に同順 位の残余財産分配請求優先権 を有する。 |
| 償還期限 | 永久 ただし、平成20年6月以降の 配当支払日に、発行体はその 裁量により、本優先証券の全 部または一部を償還すること ができる。 |
| 配当 | 非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の 配当計算期間については、非 累積型・変動配当が適用され るとともに、ステップアップ 配当が付与される。 |
| 発行総額 | 10億米ドル(1券面当たり発 行価額1,000米ドル) |
| 払込目 | 平成10年3月26日 |
| 償還対象総 額 | 10億米ドル |
| 償還金額 | 1券面当たり1,000米ドル |

(株式交換契約書の締結)

当社および当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、平成19年9月20日締結の基本合意に基づき、平成20年5月28日開催の両社の取締役会の承認を受け、当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約書を締結いたしました。

株式交換の目的、方法及び内容、 時期等については以下のとおりであ ります。

(新株予約権証券の発行)

当社は、平成19年11月21日開催の取締役会において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権を発行することを決議し、11月29日に諸条件を確定し、12月6日に発行いたしました。新株予約権証券の発行要領は以下のとおりとなっております。

新株予約権証券の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権

(2) 新株予約権の総数

27,980個

(3) 新株予約権の目的である株式の 種類及び数

新株予約権の目的である株式の 種類は当社普通株式とし、各新株 予約権の目的である株式の数(以 下、「付与株式数」という)は100 株とする。

調整後 調整前 株式分割 付与 = 付与 × 又は株式 株式数 株式数 併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割 の場合は、当該株式分割の基準日 の翌日以降、株式併合の場合は、 その効力発生日以降、これを適用 する。ただし、剰余金の額を減少 して資本金又は準備金を増加する 議案が当社株主総会において承認 されることを条件として株式分割 が行われる場合で、当該株主総会 の終結の日以前の日を株式分割の ための基準日とする場合は、調整 後付与株式数は、当該株主総会の 終結の日の翌日以降これを適用す

また、上記の他、割当日後、当 社が合併、会社分割又は資本金の 額の減少を行う場合その他これら の場合に準じて付与株式数の調整 を必要とする場合には、当社は、 合理的な範囲で付与株式数を適切 に調整することができる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

てUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を布 国における成長戦略の重要な布の と位置づけ、同国における経営の 機動性を高め、更なるプレゼンス の向上をめざしてまいります。 た、本件はグループ横断のガ高皮 とたまります。 たいないののと考えております。 化にも資するものと考えております。

(2) 本公開買付け及び完全子会社化 の概要

UNBCの概要

商号

UnionBanCal Corporation 代表者

President & CEO,

Mr. Masaaki Tanaka

所在地

米国カリフォルニア州

設立年

1953年

主な事業内容

銀行持株会社

資本金

159百万ドル(平成20年9月30 日現在)

決算期

12月

上場証券取引所

ニューヨーク証券取引所 発行済株式数

140,069,898株(平成20年9月 30日現在)

本公開買付け後のUNBCの完全子 会社化

平成20年11月4日(米国東部時 可成20年11月4日(米国東部 明)、UNBCは三菱東京UFJ 銀行が米国に設立した100%開発 の受皿会社と合併し、本公開 対しにで存けたるので、一株当 が大50セントの現金を交付 が大50セントの現金を交付 での完全子会社となりました。の 完全子会社となりました。 が大50年11月14日(米 国東部時間)、UNBC株式は 大50年11月14日(米 国東部となり、ニューフ 場所引所での取引は終 の取りました。

なお、本公開買付け等に伴う三菱東京UFJ銀行持分比率の増加により、当社の連結財務諸表上、のれんが発生する見込みでありますが、その金額は現時点では未定であります。

(公開買付けによるアコム株式会社 株式の取得)

当社は、当社の持分法適用関連会社であるアコム株式会社(以下「アコム」という)をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における消費者金融事業の中核企業と位置付け、同事業の更なる発展を図るべく、平成20年9月8日開催の取締役会においてアコムの普通株式を公開買付けにより取得することを決議しております。

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 株式交換の目的

平成19年9月20日、当社と三菱 UF Jニコスは、貸金業法改正や 今後の割賦販売法改正等の外部環 境の変化への対応を先取りし、他 に先駆けてクレジットカード市場 の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、 三菱UFJ== スの財務基盤を磐石なものとする こと、 こと、 三菱UFJニコスを含め たMUFGグループの戦略的一体 性・機動性をさらに高め、グルー プ内の経営資源の有効活用を図る 銀行・信託・証券と並ぶ MUFGグループの中核事業体と しての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること、 三菱UF Jニコスの営むカード事業をMU FGグループのコンシューマーフ ァイナンス事業における戦略的分 野として一層強化・育成すること を目的として、三菱UFJニコス が実施する第三者割当増資1,200 億円について全額引受けること、 また、株式交換の方法により、 菱UF J ニコスが当社の完全子会 社となる方針を決定しておりまし

た。 この決定に基づき、当社と三菱 UFJニコスは、当該株式交換契 約書を締結いたしました。

2. 株式交換の方法及び内容

(1) 株式交換の方法

(2) 株式交換の内容

株式の種類及び交換比率

| 你以外里頻及UXI與此中 | | | |
|----------------|-----------------------|----------------|-------|
| 会社名 | 当社 (株式交換完 全親会社) | 三菱UF (株式交換兒 | |
| 株式 | 普通株式 | 普通株式 | 第1種株式 |
| 株式 交換 比率 | 1 | 0. 37 | 1. 39 |

三菱UFJニコスの普通株式 1株につき当社の普通株式 0.37株、三菱UFJニコスの第1種株式 1種につき当社の普通株式 1ないでは、25年では、1、39株を、それぞれ割当交付します。なお、割当交付する当社の普通株式は全て当社が所有する自己株式であります。

(5) 新株予約権を行使することがで きる期間

平成19年12月6日から平成49年 12月5日まで

(6) 新株予約権の行使により株式を 発行する場合における増加する資 本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式 を発行する場合における増加 する資本金の額は、会社計算 規則第40条第1項に従い額の される資本金等増加限度額の 2分の1の金額とし、計算 結果生じる1円未満の端数

> は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式 を発行する場合における増加 する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額 から上記 に定める増加する 資本金の額を減じた額とす

(7) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め 新株予約権を行使した新株予約 権者に交付する株式の数に1株に 満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社、株式会 社三菱東京UFJ銀行、又は三菱 UFJ信託銀行株式会社の取締役 又は執行役員の地位に基づき割当 てを受けた新株予約権について は、当該会社の取締役及び執行役 員のいずれの地位をも喪失した日 の翌日以降、新株予約権を行使で きる。また、新株予約権者は、当 社、株式会社三菱東京UFJ銀 又は三菱UF J 信託銀行株式 会社の監査役の地位に基づき割当 てを受けた新株予約権について は、当該会社の監査役の地位を喪 失した日の翌日以降、新株予約権 を行使できる。

(9) 新株予約権の払込金額(発行価額)

1株当たり1,032円

(10)新株予約権を割り当てる日 平成19年12月6日

(11) 新株予約権と引換えにする金銭 の払込みの期日

払込みの期日は平成19年12月6日とする。

当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

この決議に基づく公開買付けの結果、当社は下記のとおりアコムの普通株式を取得いたしました。

1. 買付け等の結果

買付期間

平成20年9月16日から 平成20年10月21日まで

買付株数

38, 140, 009株

買付後の議決権比率 40.04%(単体の議決権比率は 37.45%)

買付価格

1株当たり4,000円

取得価額総額

152,971百万円

アコムの規模等

(平成20年3月期 連結) 営業収益 379,706百万円 経常利益 83,120百万円 当期純利益 35,406百万円 総資産額 1,861,505百万円 純資産額 472,144百万円

2. 株式の取得時期

平成20年10月28日(公開買付け の決済の開始日)

なお、同社又は同社の子会社が現 に行っている事業のうち、銀行法等 の規定等が定める制限により当社の 連結子会社として行うことが許容さ れない事業を、同社又は同社の子会 社が行っていない状態が実現された 場合に、同社の「重要な財務及び 業又は事業の方針の決定に関する事 項」に係る当社との合意が発効さ れ、同社は当社の連結子会社となる 予定です。

また、本公開買付けに伴う当社持 分比率の増加により、当社の連結財 務諸表上、のれんが発生する見込み でありますが、その金額は現時点で は未定であります。

(モルガン・スタンレーへの出資に ついて)

当社は、平成20年10月13日開催の 取締役会において、お互いを戦略的 パートナーとして位置付けることを 目的として同社に対し90億米ドルを 出資し、以下の内容にて同社の潜在 的議決権(完全希薄化後の普通株式 出資比率)の20.9%を取得すること を決議し、同日取得いたしました。

1. 出資形態の概要

(1) 転換型優先株式 株式数

7,839,209株

取得価額総額

7,839,209千米ドル(806,027百万円)

なお、取得に直接要した支 出額は現時点では未確定で あるため、取得価額総額に 含めておりません。

年間配当利回り

10%

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

株式交換比率の算定方法

(3) 株式交換の効力発生日 平成20年8月1日

(子会社株式の売却に関する基本合 意書の締結)

平成20年5月28日、当社および農 林中央金庫(以下「農林中金」とい う)は、当社が当社の連結子会社で ある三菱UF Jニコス株式会社(以 下「三菱UFJニコス」という)を 株式交換(効力発生日平成20年8月 1日)により完全子会社化した後に 具体的な条件を定める株式譲渡契約 を締結し、当社が保有する三菱UF Jニコスの普通株式244百万株を農 林中金に譲渡する基本合意書を締結 いたしました。 これにより、 三菱U F Jニコスは農林中金の持分法適用 関連会社となる見込みです。

(12) 新株予約権の割当ての対象者及 びその人数並びに割り当てる新株 予約権の数

| 」 かりす 田マン 多人 | | |
|-------------------------------------|------|------------|
| 対象者 | 人数 | 新株予約 権数 |
| 当社の取締役、監査役及 び執行役員 | 59名 | 2,876個 |
| 株式会社三菱東京UFJ 銀行の取締役、監査役及 び執行役員 | 80名 | 15,908個 |
| 三菱UFJ信託銀行株式 会社の取締役、監査役及 び執行役員 | 50名 | 9, 196個 |
| 上記の合計 | 189名 | 27,980個 |

(優先出資証券の償還)

当社は、平成19年11月21日開催 の取締役会において、当社の子会 社であるUFJ Capital Finance 4 Limitedの発行した優先出資証券に ついて、全額償還されることを承 認する決議をいたしました

償還される優先出資証券の概要 は以下のとおりです。なお、償還 予定日は平成20年1月25日です。

| 発行体 | UFJ Capital Finance 4 Limited | |
|------------|--|-----------------------------------|
| 証券の種類 | シリーズA 非累積型・ 変動配当・ 優先出資証券 | シリーズB 非累積型・ 固定配当・ 優先出資証券 |
| 証分り性料 | | 5残余財産分配 憂先する優先株 同順位の残余財 |
| 償還期限 | 永久 ただし、平成20年1月以降の 配当支払日に、発行体はその 裁量により、本優先出資証券 の全部又は一部を償還するこ とができる | |
| 配当 | 非累積型・ 変動配当 | 非累積型・ 固定配当 |
| 発行総額 | 945億円 | 115億円 |
| 払込日 | 平成14年9月 26日 | 平成14年9月 26日 |
| 償還対象総 額 | 945億円 | 115億円 |
| 償還金額 | 1 証券につき1,000万円 (払込金額相当額) | |

当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

議決権の有無

転換価格

前連結会計年度

平成19年4月1日 平成20年3月31日)

(自

至

25.25米ドル

強制転換条項 発行日より1年経過後、モ ルガン・スタンレーの普通 株式株価が取引日数30日の うち20日以上転換価格の 150%を上回った場合、優先 株式の50%が普通株式に転 換される。また、発行日よ り2年経過後は、株主の承 認を前提として、同様の条 件で残りの優先株式が全て

普通株式に転換される。 (2) 償還型優先株式 株式数

1, 160, 791株

取得価額総額

1,160,791千米ドル(119,352 百万円)

なお、取得に直接要した支 出額は現時点では未確定で あるため、取得価額総額に 含めておりません。

年間配当利回り

10%

議決権の有無

無

償還条項

発行日より3年経過後以 降、額面の110%で償還する 権利をモルガン・スタンレ ーが有する。

2. モルガン・スタンレーの概要 商号

Morgan Stanley

主な事業内容

証券業

規模等 (平成19年11月期 連結) 総収入 85,328百万米ドル 3,209百万米ドル 純利益 総資産 1,045,409百万米ドル 株主資本 31,269百万米ドル

無

(優先出資証券の発行)

当社は、平成19年11月29日開催の取締役会において、将来の資本政策の柔軟性を高めるために、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当社の100%出資子会社MUFG Capital Finance 6 Limitedを設立することを決議し、平成19年12月13日付けで同社普通株式への払込みを完了いたしました。

発行した優先出資証券の概要は以 下のとおりです。

| l | |
|----------------|--|
| | MUFG Capital Finance 6 Limited |
| 発行体 | ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した 当社が議決権を100%所有する特別目的子会社 |
| 証券の種類 | 円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付 与されません |
| 発行総額 | 1,500億円 |
| 配当率 | 年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動 |
| 発行価額 | 1 証券あたり10百万円 |
| 払込日 | 平成19年12月13日 |
| 資金使途 | 当社の連結子会社である株式 会社三菱東京UFJ銀行の資 本増強に充当 |
| 優先順位 | 本優先出資証券は、残余財産 分配請求権において、実質的 に、当社の一般債権者・劣後 債権者に劣後し、普通株式に 優先し、優先株式と同順位 |
| 発行形態 | 国内私募 (適格機関投資家限定) |
| 引受金融商 品取引業者 | 三菱UF J証券株式会社 野村證券株式会社 |

当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(第三者割当による優先株式発行)

当社は、平成20年10月27日開催の 取締役会において、資本増強の実施 により財務基盤の一層の安定化と更 なる企業成長を目指すことを目的と した、第三者割当による優先株式の 発行を行うことについて決議し、平 成20年11月17日に発行いたしまし

- 1. 優先株式の内容
- (1) 株式の種類及び数

第1回第五種優先株式 156,000,000株

(2) 払込金額

1株につき2,500円

(3) 払込金額の総額

390,000百万円

- (4) 増加する資本金及び資本準備金増加する資本金の額195,000百万円(1株につき1,250円)増加する資本準備金の額195,000百万円(1株につき1,250円)
- (5) 優先配当金

(6) 取得条項

当社は、本優先株式発行後、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本の金銭の交付と引換えに、が別を先株式の発行後に当社が別を、大株式の発行後に当社が別定の日に、本優先株式の全部では、本優な大さことができる。

なお、本優先株式は普通株式を対 価とする取得請求権が付与されない 「社債型」優先株式であり、普通株 式の希薄化は生じません。

2. 割当先および割当株式数

割当先 割当株式数 日本生命保険相互会社 40,000,000株 明治安田生命保険相互 40,000,000株 会社 太陽生命保険株式会社 20,000,000株 大同生命保険株式会社 20,000,000株 東京海上日動火災保険 20,000,000株 株式会社 日本興亜損害保険株式 12,000,000株 会社 あいおい損害保険株式 4,000,000株 会社

合計

156,000,000株

3. 資金使途

一般事業資金に充当

— 175 —

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|---|--|
| | (新株式発行および自己株式の処分等による株式売出し) 当社は、平成20年11月18日開催の取締役会において、新株式発行、自己株式の処分および当社株式の売出しに関し、以下のとおり決議いたしました。 1.募集による新株式発行 (1)募集株式の種類および数当社普通株式 | |
| | 634,800,000株 国内一般募集および海外市場 の募集における引受会社の引 受の対象株式:569,700,000株 (国内234,800,000株、海外市 場334,900,000株) 米国引受会社および国際引受 会社に対して付与する追加的 に発行する当社普通株式を買 取る権利の対象株式: | |
| | 65,100,000株(上限) (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価 証券の引受け等に関する規則 第22条に規定される方式により、発行価格等決定日(平成20 年12月8日から平成20年12月 10日の間のいずれかの日)に決 定する。 (3) 増加する資本金および資本準 | |
| | 情報 備金の額 増金の額 増力加速 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 | |
| | た額とする。 (4) 募集方法 国内一般募集 野村證券株式会社(以下「当初 買取引受会社」という)が全株式 について買取引受けし、三菱 について買取引受けし、三菱 下J証券株式会社(以下「三菱担 下J証券」という)および野村證 券株式会社を代表引受会社とする引受団(以下「国内引受会社」という)が一般募集の取扱いを行 | |
| | い、残株は国内引受会社が当初 買取引受会社より連帯して引受 ける。 | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 | 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 | 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 |
|-------------------------------|--|-------------------------------|
| (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
| | 海外市場における募集 ・米国募集:米国およびカナダに | |
| | おける募集のため、米国引受会 社(Morgan Stanley & Co. | |
| | Incorporated、J.P. Morgan Securities Inc. および Nomura Securities | |
| | Nomura Securities International Inc.を共同主幹 事引受会社とする引受人)に | |
| | 134,000,000株を目処として総 額個別買取引受けさせるととも | |
| | に、26,000,000株を目処として 追加的に発行する当社普通株式 | |
| | を買取る権利を付与する。 ・国際募集:欧州を中心とする海 | |
| | 外市場(米国およびカナダを除 く)における募集のため、国際 | |
| | 引受会社(Morgan Stanley & Co. International plc、J.P. | |
| | Morgan Securities Ltd. およ びNomura International plcを | |
| | 共同主幹事引受会社とする引受 人) に200, 900, 000株を目処とし | |
| | て総額個別買取引受けさせると ともに、39,100,000株を目処と | |
| | して追加的に発行する当社普通 株式を買取る権利を付与する。 | |
| | 募集株式数の内訳 国内募集、米国募集および国 | |
| | 際募集の各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は発行価格 | |
| | 等決定日に決定する。 ジョイント・グローバル・コ | |
| | ーディネーター モルガン・スタンレー証券株 式会社および野村證券株式会 | |
| | 社 コ・グローバル・コーディネ | |
| | ーター 三菱UFJ証券およびJPモ | |
| | ルガン証券株式会社 発行価格 | |
| | 上記 および 記載の各募集 における発行価格は、日本証券 | |
| | 業協会の定める有価証券の引受 け等に関する規則第22条に規定 | |
| | される方式により、発行価格等 決定日における株式会社東京証 | |
| | 券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近い場合は、その日に先立つ直近 | |
| | 日の終値)に0.90~1.00を乗じた 価格(1円未満端数切捨て)を仮 | |
| | 条件として、需要状況等を勘案 した上で、発行価格等決定日に 地容力を | |
| | 決定する。 引受手数料 当社は引受手数料は支払わ | |
| | す、発行価格と払込金額との差額の総額が引受会社の手取金と | |
| | なる。 (5) 申込期間(国内) | |
| | 発行価格等決定日の翌営業日 から発行価格等決定日の2営 | |
| | 業日後の日まで。 (6) 払込期日 | |
| | 平成20年12月15日から平成20 年12月17日までの間のいずれ | |
| | かの日。ただし、発行価格等 決定日の5営業日後の日とす | |
| | る。 | |

| (7) 申込保 (8) 資金記 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 | 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|--|---------------|--|---------------|
| | (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 | (自 平成19年4月1日 |
| | 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| | | (3) (3) で会議と 出 に受、取け ナ米を受 すダたに総 びす行 出1.よ会90端要価、の同 が変しない。 かいがは会 外国に引処さ際海除 のの別株・ごれば、東江の別・大変に入るでは、大変に入りに、大変に入りでは、大変に入りでは、大変に入りで | |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|---------------|--|---------------|
| (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 | (自 平成19年4月1日 |
| 至 平成19年9月30日) | 至 平成20年9月30日) | 至 平成20年3月31日) |
| | (3) 増加 (4) 対 (4) 対 (4) 対 (5) 対 (5) 対 (6) 対 (7) 対 (7) 対 (7) 対 (8) 上 (7) 対 (8) 上 (7) を発行を対 (8) 上 (7) を発行を対 (8) 上 (7) を対 (7) を対 (8) 上 (7) を対 (8) と (4) 対 (5) が (7) が (8) と (5) が (7) が (8) と (7) が (8) が (7) が (8) と (7) が (8) が (7) が (7 | |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|-------------------------------|-------------------------------|---|
| (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
| | | (三菱UF Jニコス株式会社の第三 者割当増資引受) 当社は、平成19年9月20日開催の |
| | | 取締役会において、三菱UFJニコス株式会社が行う第三者割当増資を 全額引受けることを決議し、平成19 年11月6日に同社普通株式 |
| | | 400,000,000株を取得いたしました。 |
| | | 第三者割当増資の概要 払込期日 |
| | | 平成19年11月6日 払込資金の額 |
| | | 120,000百万円 増資前発行済株式数 1,022,924,559株 |
| | | 当該増資における発行株式数 400,000,000株 |
| | | 增資後発行済株式数 1,422,924,559株 割当先 |
| | | 株式会社三菱UFJフィナン シャル・グループ |
| | | なお、本増資引受に伴って当社は 連結財務諸表上、21,688百万円のの れんを計上しております。 |
| | | (自己株式の取得) 当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行 を可能とするため、平成19年10月31 日開催の取締役会において、自己株 式を取得することを決議いたしまし |
| | | た。 自己株式取得の概要 株式の種類 |
| | | 普通株式 株式の総数 |
| | | 上限150,000,000株 取得価額の総額 上限150,000百万円 |
| | | 取得する期間 平成19年12月3日から |
| | | 平成20年3月24日 なお、上記決議に基づき平成19年 12月13日に取得を終了いたしまし |
| | | た。取得状況は以下のとおりとなっております。 取得した株式の総数 |
| | | 126,513,900株 取得した株式の取得価額の総額 149,999,921,400円 |
| | | 取得期間 平成19年12月3日から 平成19年12月13日 |
| | | 十八八13十12月13日 |

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位:百万円)

| | (自 平成 | 期連結会計期間 \$20年7月1日 \$20年9月30日) |
|---------------------|-------|-------------------------------------|
| 経常収益 | | 1,487,113 |
| 資金運用収益 | | 923,619 |
| (うち貸出金利息) | | 570,076 |
| (うち有価証券利息配当金) | | 196,996 |
| 信託報酬 | | 34,721 |
| 役務取引等収益 | | 309,731 |
| 特定取引収益 | | 79,273 |
| その他業務収益 | | 68,823 |
| その他経常収益 | 1 | 70,943 |
| 経常費用 | | 1,395,859 |
| 資金調達費用 | | 423,302 |
| (うち預金利息) | | 181,905 |
| 役務取引等費用 | | 43,999 |
| 特定取引費用 | | 1,689 |
| その他業務費用 | | 55,495 |
| 営業経費 | | 524,160 |
| その他経常費用 | 2 | 350,590 |
| 経常利益 | ' | 91,253 |
| 特別利益 | · | 44,350 |
| 固定資産処分益 | | 6,159 |
| 償却債権取立益 | | 6,773 |
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | | 0 |
| 子会社株式売却益 | | 32,814 |
| 偶発損失引当金戻入益 | | 1,396 |
| 特別損失 | | 53,254 |
| 固定資産処分損 | | 4,409 |
| 減損損失 | | 1,383 |
| システム統合に係る費用 | | 47,198 |
| 子会社における構造改革損失引当金繰入額 | | 197 |
| リース会計基準の適用に伴う影響額 | | 65 |
| 税金等調整前四半期純利益 | | 82,349 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 31,238 |
| 法人税等調整額 | | 12,503 |
| 法人税等合計 | | 18,735 |
| 少数株主利益 | | 22,787 |
| 四半期純利益 | | 40,827 |

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

- ※1 その他経常収益には、株式等売却益52,356 百万円を含んでおります。
- ※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 79,783百万円、貸出金償却114,262百万円及 び株式等償却116,561百万円を含んでおりま す。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:百万円) 前事業年度の 当中間会計期間末 前中間会計期間末 要約貸借対照表 (平成19年9月30日) (平成20年9月30日) (平成20年3月31日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 6,141 6,650 8,539 有価証券 107,900 93,700 41,600 未収入金 43,898 50,756 109,108 その他 1,908 30,465 2,126 161,375 流動資産合計 159,849 181,572 固定資産 1 234 1 223 有形固定資産 1 241 無形固定資産 979 998 976 投資その他の資産 7,516,190 7,867,696 7,658,423 関係会社株式 2 7,519,277 2 7,869,281 2 7,661,510 投資損失引当金 3,087 1,733 3,087 その他 148 7,517,412 固定資産合計 7,868,929 7,659,623 資産合計 7,677,262 8,050,502 7,820,998 負債の部 流動負債 短期借入金 28,600 174,000 1年内返済予定の長期借入金 2 19,900 2 3,700 1年内償還予定の社債 200,000 120,000 220,000 リース債務 8 未払金 847 1,656 985 未払法人税等 23 4 1 引当金 328 375 254 1,389 その他 2,535 2,188 流動負債合計 223,539 152,805 400,455 固定負債 450,000 330,000 330,000 社債 長期借入金 328,575 567,731 328,845 _ リース債務 35 5,189 4,958 4,676 その他 固定負債合計 783,764 902,725 663,521 負債合計 1,007,304 1,055,530 1,063,977

| | 前中間会計期間末 (平成19年 9 月30日) | 当中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年 3 月31日) |
|----------|----------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 純資産の部 | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | 1,383,052 | 1,383,052 | 1,383,052 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | 1,383,070 | 1,383,070 | 1,383,070 |
| その他資本剰余金 | 2,497,889 | 2,110,019 | 2,497,841 |
| 資本剰余金合計 | 3,880,959 | 3,493,089 | 3,880,912 |
| 利益剰余金 | | | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 別途積立金 | 150,000 | 150,000 | 150,000 |
| 繰越利益剰余金 | 1,830,534 | 2,280,463 | 2,065,219 |
| 利益剰余金合計 | 1,980,534 | 2,430,463 | 2,215,219 |
| 自己株式 | 574,587 | 315,196 | 724,571 |
| 株主資本合計 | 6,669,958 | 6,991,409 | 6,754,613 |
| 新株予約権 | - | 3,562 | 2,408 |
| 純資産合計 | 6,669,958 | 6,994,971 | 6,757,021 |
| 負債純資産合計 | 7,677,262 | 8,050,502 | 7,820,998 |

(単位:百万円)

| | | | (十四・口/3/17/ |
|--------------|--|--|--|
| | 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
| 営業収益 | 197, 203 | 247, 861 | 521, 426 |
| 営業費用 | ^{*5} 6, 433 | % 5 7, 979 | ※ 5 13, 138 |
| 営業利益 | 190, 769 | 239, 882 | 508, 288 |
| 営業外収益 | ※ 1 284 | % 1 432 | % 1 739 |
| 営業外費用 | * 2 8, 078 | % 2 8, 907 | ※ 2 17, 235 |
| 経常利益 | 182, 975 | 231, 407 | 491, 792 |
| 特別利益 | * 3 4, 051 | ※ 3 32, 487 | % 3 4, 381 |
| 特別損失 | * 4 85, 516 | ※ 4 — | ¾ 4 84, 112 |
| 税引前中間純利益 | 101, 511 | 263, 895 | 412, 061 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1 | 142 | 3 |
| 法人税等調整額 | △3, 943 | △27, 350 | △4, 825 |
| 法人税等合計 | △3, 941 | △27, 208 | △4,822 |
| 中間純利益 | 105, 452 | 291, 103 | 416, 883 |
| | | | |

(単位:百万円)

| | | | (手匠・ログロ |
|--------------------|--|--|---|
| | 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 前期末残高 | 1, 383, 052 | 1, 383, 052 | 1, 383, 05 |
| 当中間期末残高 | 1, 383, 052 | 1, 383, 052 | 1, 383, 05 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | | | |
| 前期末残高 | 1, 383, 070 | 1, 383, 070 | 1, 383, 07 |
| 当中間期末残高 | 1, 383, 070 | 1, 383, 070 | 1, 383, 07 |
| その他資本剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 2, 549, 056 | 2, 497, 841 | 2, 549, 05 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の処分 | △182 | △262 | △22 |
| 株式交換による増加 | △50, 985 | △387, 560 | △50, 98 |
| 当中間期変動額合計 | △51, 167 | △387, 822 | △51, 21 |
| 当中間期末残高 | 2, 497, 889 | 2, 110, 019 | 2, 497, 84 |
| 利益剰余金 | 2, 101, 333 | 2, 110, 010 | 2, 101, 02 |
| その他利益剰余金 | | | |
| 別途積立金 | | | |
| 前期末残高 | 150,000 | 150, 000 | 150, 00 |
| 当中間期末残高 | 150,000 | 150, 000 | 150, 00 |
| 繰越利益剰余金 | | 100,000 | 100,00 |
| 前期末残高 | 1, 789, 675 | 2, 065, 219 | 1, 789, 67 |
| 当中間期変動額 | 1, 103, 013 | 2,000,213 | 1, 100, 01 |
| 剰余金の配当 | $\triangle 64,593$ | △75, 859 | △141, 33 |
| 中間純利益 | 105, 452 | 291, 103 | 416, 88 |
| 当中間期変動額合計 | 40, 859 | 215, 243 | 275, 54 |
| | <u> </u> | | |
| 当中間期末残高 | 1, 830, 534 | 2, 280, 463 | 2, 065, 21 |
| 自己株式 | A 1 000 F00 | A 504 551 | A 1 000 F |
| 前期末残高 | $\triangle 1,000,728$ | △724, 571 | $\triangle 1,000,72$ |
| 当中間期変動額自己株式の取得 | A 1 99F | A 220 F20 | ∧ 1E1 26 |
| 自己株式の処分 | \triangle 1, 225 | $\triangle 239,530$ $648,905$ | $\triangle 151, 36$ |
| 株式交換による増加 | 426, 511 | 040, 903 | 426, 51 |
| | 426, 140 | 409, 375 | 276, 15 |
| 当中間期変動額合計 | | | |
| 当中間期末残高 | △574, 587 | △315, 196 | △724, 57 |
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | 6, 254, 125 | 6, 754, 613 | 6, 254, 12 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △64, 593 | △75, 859 | △141, 33 |
| 中間純利益 | 105, 452 | 291, 103 | 416, 88 |
| 自己株式の取得 自己株式の処分 | $\triangle 1,225$ | △239, 530 | △151, 36 |
| | 672 375, 526 | 648, 642 | 78 |
| 株式交換による増加 | 375, 526 | △387, 560 | 375, 52 |
| 当中間期変動額合計 | 415, 832 | 236, 796 | 500, 48 |
| 当中間期末残高 | 6, 669, 958 | 6, 991, 409 | 6, 754, 61 |

| | 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|-----------------------|--|--|---|
| 新株予約権 | | | |
| 前期末残高 | _ | 2, 408 | _ |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | | 1, 154 | 2, 408 |
| 当中間期変動額合計 | _ | 1, 154 | 2, 408 |
| 当中間期末残高 | _ | 3, 562 | 2, 408 |
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | 6, 254, 125 | 6, 757, 021 | 6, 254, 125 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △64, 593 | △75, 859 | △141, 339 |
| 中間純利益 | 105, 452 | 291, 103 | 416, 883 |
| 自己株式の取得 | $\triangle 1,225$ | △239, 530 | △151, 364 |
| 自己株式の処分 | 672 | 648, 642 | 780 |
| 株式交換による増加 | 375, 526 | △387, 560 | 375, 526 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | | 1, 154 | 2, 408 |
| 当中間期変動額合計 | 415, 832 | 237, 950 | 502, 895 |
| 当中間期末残高 | 6, 669, 958 | 6, 994, 971 | 6, 757, 021 |

| | 前中間会計期間 | 当中間会計期間 | |
|------------------|---|---|---|
| | (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中间会計期间 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
| 1 資産の評価基準及 び評価方法 | 満期保有目的の債券の評価 基準及び評価方法は移動平 均法による償却原価法(定額法)によっております。 子会社株式及び関連会社株式の評価基準及び評価方法 は移動平均法による原価法によっております。 | その他有価証券のうち預金 と同様の性格を有するもの の評価基準及び評価方法は 移動平均法による原価法に よっております。 子会社株式及び関連会社株 式の評価基準及び評価方法 は移動平均法による原価法 によっております。 | 同左 |
| 2 固定資産の減価償 却の方法 | (1) すお 15年 (1) では、 15年 (1) では | (1) 有形固定資産 定率法を耐用年数は次のと おりであります。 建物 10年~15年 器具及び 4年~15年 | (1) まの で (1) と (1 |

| | (自 平成19 | 会計期間 9年4月1日 9年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|----------------------------------|--|---|--|--|
| | ます。なお ソフトウ は、社内に | 採用しており は、自社利用の エアについて における利用可 (年)に基づいて | (2)無形固定資産 同左 | (2) 無形固定資産 同左 |
| 3 引当金の計 | 上基準 (1) 投資損失 投資損失 資に対する ため、有価 社の財政状 | 引当金 引当金は、投 損失に備える 証券の発行会 態等を勘案し るめられる額を | (1) 投資損失引当金 同左 | (1) 投資損失引当金 同左 |
| | (2) 賞与引当 賞与引当 への賞与の るため、役 賞与の支持 ち、当中間 | · - | (2) 賞与引当金 同左 | (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員 への賞与の支払いに備え るため、従業員に対する 賞与の支給見込額のう ち、当期に帰属する額を 計上しております。 |
| | | | (3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役 員への賞与の支払いに備 えるため、役員に対する 賞与の支給見込額のう ち、当中間会計期間に帰 属する額を計上しており ます。 | (3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役 員への賞与の支払いに備 えるため、役員に対する 賞与の支給見込額のう ち、当期に帰属する額を 計上しております。 |
| 4 外貨建の資 負債の本邦 の換算基準 | 通貨へ は、取得時のる円換算額を式を除き、中替相場によるしており、按 | 資産及び負債 高差を 付す子会社株 間決算額を 円換算額を付 り算差額は損益 でおります。 | 同左 | 外貨建の資産及び負債 は、取得時の為替相場によ る円換算額を付す子会社株 式を除き、決算日の為替相 場による円換算額を付して おり、換算差額は損益とし て処理しております。 |
| 5 その他(中間 諸表作成の 基本となる 事項 | ための 消費税及び | [、] 地方消費税の 税抜方式によ | 消費税等の会計処理 同左 | 消費税等の会計処理 同左 |

【表示方法の変更】

| 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) |
|---|--|
| (中間貸借対照表関係) 前中間会計期間末において「流動資産」中の「現金 及び預金」に含めておりました譲渡性預金は、改正後 の「「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関 する規則」の取扱いに関する留意事項について」に基 づき「有価証券」として表示しております。なお、前 中間会計期間末における譲渡性預金の金額は31,800百 万円であります。 | |
| | (中間株主資本等変動計算書関係) 前中間会計期間において「株主資本」中の「自己株式」における当中間期変動額の内訳として表示しておりました「株式交換」については、EDINETへのXBRL導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上するために、当中間会計期間から「自己株式の処分」に含めて表示しております。なお「自己株式」、「株主資本合計」及び「純資産合計」の当中間期変動額における「自己株式の処分」に含まれる「株式交換による増加」は648,006百万円であります。 |

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

| 前中間会計期間末 (平成19年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 前事業年度末 (平成20年3月31日) |
|-----------------------------------|--|--|
| ※1 有形固定資産の減価償却累計 | ※1 有形固定資産の減価償却累計 | ※1 有形固定資産の減価償却累計 |
| 額 | 額 | 額 |
| 411百万円 | 480百万円 | 439百万円 |
| ※2 担保提供資産 | | |
| 担保に供している資産 | | |
| 子会社株式 | | |
| 83, 283百万円 | | |
| 担保資産に対応する債務 | | |
| 1年以内返済予定 | | |
| 長期借入金 | | |
| 12,500百万円 | | |
| 3 保証債務等 | 3 保証債務等 | 3 保証債務等 |
| (1) 当社の子会社である株式会 | (1) 当社の子会社である株式会 | (1) 当社の子会社である株式会 |
| 社三菱東京UFJ銀行のドイ | 社三菱東京UFJ銀行のドイ | 社三菱東京UFJ銀行のドイ |
| ツ国内支店の預金に対し、ド | ツ国内支店の預金に対し、ド | ツ国内支店の預金に対し、ド |
| イツ預金保険機構の定款の定 | イツ預金保険機構の定款の定 | イツ預金保険機構の定款の定 |
| めにより、ドイツ銀行協会宛 | めにより、ドイツ銀行協会宛 | めにより、ドイツ銀行協会宛 |
| に補償する念書を差入れてお | に補償する念書を差入れてお | に補償する念書を差入れてお |
| ります。 | ります。 | ります。 |
| 166,931百万円 | 172,306百万円 | 195,920百万円 (2) 当社の子会社であるMUF |
| (2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス | (2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス | (2) 当任の子芸在であるMUF Gキャピタル・ファイナンス |
| 1・リミテッド、MUFGキ | 1・リミテッド、MUFGキ | $1 \cdot \text{U} \in \mathcal{I} \setminus I$ |
| ャピタル・ファイナンス2・ | ヤピタル・ファイナンス2・ | 1・リミノット、MOF Gイ ャピタル・ファイナンス 2・ |
| リミテッド及びMUFGキャ | リミテッド及びMUFGキャ | リミテッド及びMUFGキャ |
| ピタル・ファイナンス3・リ | ピタル・ファイナンス3・リ | ピタル・ファイナンス3・リ |
| ミテッド(以下、「発行会 | ミテッド(以下、「発行会 | ミテッド(以下、「発行会」 |
| 社」という)が発行する優先 | 社」という)が発行する優先 | 社」という)が発行する優先 |
| 出資証券に関し、当社は発行 | 出資証券に関し、当社は発行 | 出資証券に関し、当社は発行 |
| 会社及び支払代理人との間で | 会社及び支払代理人との間で | 会社及び支払代理人との間で |
| 劣後保証契約を締結しており | 劣後保証契約を締結しており | 劣後保証契約を締結しており |
| ます。 | ます。 | ます。 |
| 保証先発行額 | 保証先発行額 | 保証先発行額 |
| MUFGキャ | MUFGキャ | MUFGキャ |
| ピタル・ファ 265,489百万円 | ピタル・ファ 238,211百万円 | ピタル・ファ 230,437百万円 |
| イナンス 1 ・ ^{200, 409} 日 | イナンス1・ ^{200,211日の} リミテッド | イナンス1・ ^{250,457日カ} リミテッド |
| MUFG+v | MUFG++ | MUFG++ |
| ピタル・ファ 199 595五 万田 | ピタル・ファ 111,787百万円 | ピタル・ファ |
| イナンス2・ ^{122, 555日万円} | イナンス2・ 111, 181日 月 111 | イナンス2・118,642百万円 |
| リミテッド | リミテッド | リミテッド |
| MUFGキャ ピタル・ファ 120 000五天田 | MUFGキャ ピタル・ファ 120 000万万円 | MUFGキャ ピタル・ファ 120 000万万円 |
| イナンス3・ ^{120,000日の円} | イナンス3・ ^{120,000日万円} | イナンス3・120,000日カ日 |
| リミテッド | リミテッド | リミテッド |
| | | |

(中間損益計算書関係)

| 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|---|--|---|
| ※1 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 192百万円 | ※1 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 195百万円 | ※1 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 471百万円 |
| ※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 5,580百万円 社債利息 2,248百万円 | ※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 5,527百万円 社債利息 1,928百万円※3 特別利益のうち主要なもの 関係会社 31,134百万円 株式売却益 | ※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 11,067百万円 社債利息 4,395百万円※3 特別利益のうち主要なもの 投資損失 4,051百万円 引当金戻入益 |
| ※4 特別損失のうち主要なもの 関係会社 84,795百万円 株式評価損 | | ※4 特別損失のうち主要なもの 関係会社 83,033百万円 株式評価損 |
| ※5 減価償却実施額有形固定資産 49百万円無形固定資産 93百万円 | ※5 減価償却実施額有形固定資産 41百万円無形固定資産 141百万円 | ※5 減価償却実施額有形固定資産 101百万円無形固定資産 231百万円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | | | | (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
|-------|---------------|------------------|------------------|---|
| 株式の種類 | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 651 | 651, 555 | 277, 858 | 374, 349 |

- (注) 1 普通株式の自己株式数増加は、端株の買取請求に応じて0千株取得したもの及び株式分割に伴い651,555千 株増加したものです。
 - 2 普通株式の自己株式数減少は、端株の買増請求に応じて0千株売却したもの及び株式交換に伴い277,857千株交付したものです。
- Ⅱ 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| 株式の種類 | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 |
|-------|---------------|------------------|------------------|-----------------|
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 500, 889 | 248, 732 | 448, 603 | 301, 018 |
| 優先株式 | _ | 40, 100 | 17, 700 | 22, 400 |
| 合計 | 500, 889 | 288, 832 | 466, 303 | 323, 418 |

- (注) 1 普通株式の自己株式数増加は、単元未満株の買取請求に応じて109千株取得したもの、取締役会決議に基づき子会社から248、443千株取得したもの及びその他の買取請求に応じて180千株取得したものです。
 - 2 普通株式の自己株式数減少は、単元未満株の買増請求に応じて51千株売却したもの、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使に伴い569千株交付したもの及び株式交換に伴い447,982千株交付したものです。
 - 3 優先株式の自己株式数増加は、第八種優先株式17,700千株の一斉取得及び第十二種優先株主から22,400千株 の取得請求を受けたことによるものです。
 - 4 優先株式の自己株式数減少は、上記3により取得した第八種優先株式を消却したことによるものです。
 - 5 優先株式の当中間会計期間末における自己株式は、全て第十二種優先株式です。
- Ⅲ 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株数に関する事項

(単位:千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 651 | 778, 201 | 277, 964 | 500, 889 |

- (注) 1 普通株式の自己株式数増加は、端株及び単元未満株の買取請求に応じて132千株取得したもの、株式分割に 伴い651,555千株増加したもの及び取締役会決議に基づく自己株式の取得により増加したもの126,513千株で す。
 - 2 普通株式の自己株式数減少は、端株及び単元未満株の買増請求に応じて106千株売却したもの及び株式交換に伴い277,857千株交付したものです。

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成19年9月30日現在) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------|---------------------|---------|---------|
| 子会社株式 | 1, 792 | 1, 250 | △542 |
| 関連会社株式 | 53, 074 | 53, 074 | _ |
| 合計 | 54, 866 | 54, 324 | △542 |

⁽注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

Ⅱ 当中間会計期間末(平成20年9月30日現在) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------|---------------------|----------|---------|
| 関連会社株式 | 83, 378 | 102, 457 | 19, 078 |

⁽注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

Ⅲ 前事業年度末(平成20年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------|-------------------|----------|---------|
| 子会社株式 | 120,000 | 115, 200 | △4, 800 |
| 関連会社株式 | 83, 378 | 83, 526 | 147 |
| 合計 | 203, 378 | 198, 726 | △4, 652 |

⁽注) 時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

平成19年9月30日付で三菱UFJ証券株式会社を株式交換により完全子会社化しておりますが、本件に関する注記事項については、中間連結財務諸表に記載されているため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

共通支配下の取引等

三菱UFJニコス株式会社の完全子会社化

当社と当社の子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、平成20年8月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 三菱UF Jニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

企業結合の法的形式

株式交換による完全子会社化

結合後企業の名称

三菱UF Jニコス株式会社

取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、当社と三菱UF Jニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、 三菱UF Jニコスの財務基盤を磐石なものとすること、 三菱UF Jニコスを含めたMUF Gグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、 銀行・信託・証券と並ぶMUF Gグループの中核事業体としての三菱UF Jニコスの位置付けを明確化すること、 三菱UF Jニコスの営むカード事業をMUF Gグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UF Jニコスが実施する第三者割当増資I, 200億円について全額引受けること、また、株式交換の方法により、三菱UF Jニコスが当社の完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、当社と三菱UF Jニコスは、当社を完全親会社、三菱UF Jニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する個別財務諸表上の会計処理を適用しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

取得原価 260,561百万円

(内訳)

自己株式(普通株式)260,445百万円取得に直接要した支出額115百万円計260,561百万円

株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(イ)株式の種類別の交換比率

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス普通株式 0.37 当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス第1種株式 1.39

なお、当社が保有する三菱UF J ニコスの普通株式 400,000,000株については、割当を行っておりません。

(ロ)交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村證券株式会社を、三菱UFJニコスは株式会社KPMGFASを、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の株式交換比率を決定いたしました。

(ハ)交付株式数及びその評価額

交付株式数 447, 982, 086株 評価額 648, 006百万円

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

平成19年9月30日付けで三菱UF J証券株式会社を株式交換により完全子会社化しておりますが、本件に関する注記事項については、連結財務諸表に記載されているため、記載を省略しております。

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(三菱UF Jニコス株式会社の第三 者割当増資引受)

当社は、平成19年9月20日開催の取締役会において、三菱UFJニコス株式会社が行う第三者割当増資を全額引受けることを決議し、平成19年11月6日に同社普通株式400,000,000株を取得いたしました

第三者割当増資の概要 払込期日

平成19年11月6日

1,422,924,559株

払込資金の額

120,000百万円 増資前発行済株式数

1,022,924,559株 当該増資における発行株式数

400,000,000株 增資後発行済株式数

割当先

株式会社三菱UFJ

フィナンシャル・グループ なお、三菱UFJニコス株式会社 の株主総会の承認を前提に、当社が 株式交換 (効力発生日は平成20年8月1日) により三菱UFJニコス株式会社を株式交換完全子会社とすることを予定しております。

(自己株式の取得)

当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成19年10月31日開催の取締役会において、自己株な取得することを決議いたしました。

自己株式取得の概要 株式の種類

普通株式

株式の総数

上限150,000,000株 取得価額の総額

上限150,000百万円

取得する期間

平成19年12月3日から 平成20年3月24日

なお、上記決議に基づき平成19年 12月13日に取得を終了いたしました。取得状況は以下のとおりになっ ております。

取得した株式の総数

126,513,900株 取得した株式の取得価額の総額 149,999,921,400円

取得期間

平成19年12月3日から 平成19年12月13日

(新株予約権証券の発行)

当社は、平成19年11月21日開催の取締役会において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権を発行することを決議し、11月29日に諸条件を確定し、12月6日に発行いたしました。新株予約権証券の発行要領は以下のとおりとなっております。

当中間会計期間

(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(公開買付けによるアコム株式会社 株式の取得)

当社は、当社の持分法適用関連会社であるアコム株式会社(以下「アコム」という)をMUFGグループのコンシューマーファイナンスをにおける消費者金融事業の中核企と位置付け、同事業の更なる発展の取締役会においてアコムの普通株で、平成20年9月8日開催式を公開買付けにより取得することを決議しております。

この決議に基づく公開買付けの結果、当社は下記のとおりアコムの普通株式を取得いたしました。

1. 買付け等の結果

買付期間

平成20年9月16日から 平成20年10月21日まで

買付株数

38, 140, 009株

買付後の議決権比率 37.45%(連結の議決権比率は 40.04%)

買付価格

1株当たり4,000円

取得価額総額

152,971百万円 当該取得を目的とする資金調達 (借入金)の概要

借入先

株式会社三菱東京UFJ銀行 借入金額

152,500百万円

借入期間

平成20年10月27日から 平成23年10月27日まで

担保

無

アコムの規模等

(平成20年3月期 連結) 営業収益 379,706百万円 経常利益 83,120百万円 当期純利益 35,406百万円 総資産額 1,861,505百万円 純資産額 472,144百万円

2. 株式の取得時期

平成20年10月28日(公開買付け の決済の開始日)

なお、同社又は同社の子会社が現 に行っている事業のうち、銀行法等 の規定等が定める制限により当社の 連結子会社として行うことが許容さ れない事業を、同社又は同社の子会 社が行っていない状態が実現された 場合に、同社の「重要な財務及び営 業又は事業の方針の決定に関する事 項」に係る当社との合意が発効さ れ、同社は当社の連結子会社となる 予定です。 前事業年度

自 平成19年4月1日

至 平成20年3月31日)

(三菱UF Jニコス株式会社を当社 の株式交換完全子会社とする株式交 換契約書の締結)

当社および当社の子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、平成19年9月20日締結の基本合意書に基づき、平成20年5月28日開催の両社の取締役会の承認を受け、当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約書を締結いたしました。

株式交換の目的、方法及び内容、 時期等については以下のとおりであ ります。

1. 株式交換の目的

平成19年9月20日、当社と三菱 UF Jニコスは、貸金業法改正や 今後の割賦販売法改正等の外部環 境の変化への対応を先取りし、他 に先駆けてクレジットカード市場 の更なる発展・拡大に抜本的に取 り組むために、 三菱UFJニコ スの財務基盤を磐石なものとする こと、 三菱UFJニコスを含め たMUFGグループの戦略的一体 こと、 性・機動性をさらに高め、グルー プ内の経営資源の有効活用を図る こと、銀行・信託・証券と並ぶ MUFGグループの中核事業体と しての三菱UF Jニコスの位置付 けを明確化すること、 三菱UF Jニコスの営むカード事業をMU FGグループのコンシューマーフ ァイナンス事業における戦略的分 野として一層強化・育成すること を目的として、三菱UF Jニコス が実施する第三者割当増資1,200 である。 億円について全額引受けること、 また、株式交換の方法により、 菱UF J ニコスが当社の完全子会 社となる方針を決定しておりまし

この決定に基づき、当社と三菱 UFJニコスは、当該株式交換契 約書を締結いたしました。

2. 株式交換の方法及び内容

(1) 株式交換の方法

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

新株予約権証券の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権

(2) 新株予約権の総数

27,980個

(3) 新株予約権の目的である株式の 種類及び数

新株予約権の目的である株式の 種類は当社普通株式とし、各新株 予約権の目的である株式の数(以 下、「付与株式数」という)は100 株とする。

ただし、下記(10)に定める新株 予約権を割り当てる日(以下、

「割当日」という)後、当社が当 社普通株式につき、株式分割(当 社普通株式の株式無償割当てを含 む。以下、株式分割の記載につき 同じ。)又は株式併合を行う場合 には、付与株式数を次の算式によ り調整し、調整の結果生じる1株 未満の端数は、これを切り捨て る。

調整後 調整前 株式分割 付与 = 付与 × 又は株式 株式数 株式数 併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割 の場合は、当該株式分割の基準日 の翌日以降、株式併合の場合は、 その効力発生日以降、これを適用 する。ただし、剰余金の額を減少 して資本金又は準備金を増加する 議案が当社株主総会において承認 されることを条件として株式分割 が行われる場合で、当該株主総会 の終結の日以前の日を株式分割の ための基準日とする場合は、調整 後付与株式数は、当該株主総会の 終結の日の翌日以降これを適用す

また、上記の他、割当日後、当 社が合併、会社分割又は資本金の 額の減少を行う場合その他これら の場合に準じて付与株式数の調整 を必要とする場合には、当社は、 合理的な範囲で付与株式数を適切 に調整することができる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資 される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日

(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(モルガン・スタンレーへの出資に ついて)

当社は、平成20年10月13日開催の取締役会において、お互いを戦略的パートナーとして位置付けることを目的として同社に対し90億米ドルを出資し、以下の内容にて同社の潜在的議決権(完全希薄化後の普通株式出資比率)の20.9%を取得することを決議し、同日取得いたしました。1.出資形態の概要

(1) 転換型優先株式 株式数

7,839,209株

取得価額総額

7,839,209千米ドル(806,027百万円)

なお、取得に直接要した支 出額は現時点では未確定で あるため、取得価額総額に 含めておりません。

年間配当利回り

10%

議決権の有無

転換価格

25.25米ドル

強制転換条項

(2) 償還型優先株式 株式数

1, 160, 791株

取得価額総額

1,160,791千米ドル(119,352百万円)

なお、取得に直接要した支 出額は現時点では未確定で あるため、取得価額総額に 含めておりません。

年間配当利回り

10%

議決権の有無

無

償還条項

発行日より3年経過後以降、額面の110%で償還する権利をモルガン・スタンレーが有する。

2. 当該出資を目的とする資金調達 (借入金)の概要

借入先

株式会社三菱東京UFJ銀行 借入金額

90億米ドル(925,380百万円) 借入期間

> 平成20年10月14日から 平成21年4月14日まで

担保

無

前事業年度

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(2) 株式交換の内容 株式の種類及び交換比率

 当社 会社名 (株式交換完 全親会社)
 三菱UF J ニコス (株式交換完全子会社)

 株式 株式 交換 (株式交換完全子会社)
 普通株式 普通株式 等1種株式 交換 20.37

三菱UFJニコスの普通株式 1株につき当社の普通株式0.37 株、三菱UFJニコスの第1種 株式1株につき当社の普通株式 1.39株を、それぞれ割当交付し ます。なお、割当交付する当社 の普通株式は全て当社が所有す る自己株式であります。

株式交換比率の算定方法

(3) 株式交換の効力発生日 平成20年8月1日

(三菱UF Jニコス株式会社株式の 売却に関する基本合意書の締結)

前中間会計期間 平成19年4月1日 (自 平成19年9月30日)

- 当中間会計期間 平成20年4月1日 (自 至 平成20年9月30日)
- 前事業年度 平成19年4月1日 (自 至 平成20年3月31日)

(5) 新株予約権を行使することがで きる期間

平成19年12月6日から平成49年 12月5日まで

(6) 新株予約権の行使により株式を 発行する場合における増加する資 本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式 を発行する場合における増加 する資本金の額は、会社計算 規則第40条第1項に従い算出 される資本金等増加限度額の 2分の1の金額とし、計算の 結果生じる1円未満の端数 は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式 を発行する場合における増加 する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額 から上記 に定める増加する 資本金の額を減じた額とす

(7) 新株予約権を行使した際に生ず る1株に満たない端数の取決め 新株予約権を行使した新株予約 権者に交付する株式の数に1株に 満たない端数がある場合には、こ れを切り捨てる。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社、株式会 社三菱東京UFJ銀行、又は三菱 UFJ信託銀行株式会社の取締役 又は執行役員の地位に基づき割当 てを受けた新株予約権について は、当該会社の取締役及び執行役 員のいずれの地位をも喪失した日 の翌日以降、新株予約権を行使で きる。また、新株予約権者は、当 社、株式会社三菱東京UFJ銀 又は三菱UFJ信託銀行株式 会社の監査役の地位に基づき割当 てを受けた新株予約権について は、当該会社の監査役の地位を喪 失した日の翌日以降、新株予約権 を行使できる。

モルガン・スタンレーの概要 商号

Morgan Stanley

主な事業内容

総収入

証券業 規模等 (平成19年11月期 連結) 85,328百万米ドル

純利益 3,209百万米ドル 総資産 1,045,409百万米ドル 株主資本 31,269百万米ドル

(第三者割当による優先株式発行)

当社は、平成20年10月27日開催の 取締役会において、資本増強の実施 により財務基盤の一層の安定化と更 なる企業成長を目指すことを目的と した、第三者割当による優先株式の 発行を行うことについて決議し、平 成20年11月17日に発行いたしまし

- 1. 優先株式の内容
- (1) 株式の種類及び数

第1回第五種優先株式 156,000,000株

(2) 払込価額

1株につき2,500円

(3) 払込価額の総額

390,000百万円

- (4) 増加する資本金及び資本準備金 増加する資本金の額195,000百 万円(1株につき1,250円) 増加する資本準備金の額 195,000百万円(1株につき 1,250円)
- (5) 優先配当金
 - 当社は、毎年3月31日の最終 の株主名簿に記載又は記録さ れた本優先株式を有する株主 又は本優先株式の登録株式質 権者に対し、普通株式を有す る株主または普通株式の登録 株式質権者に先立ち、本優先 株式1株につき115円の金銭に よる剰余金の配当(ただし、 平成21年3月31日を基準日と する本優先配当金について は、本優先株式1株につき43 円とする)を行う。ただし、 当該事業年度において優先中 間配当金を支払ったときは、 その額を控除した額とする。
- (6) 取得条項

当社は、本優先株式発行後、 平成26年4月1日以降は、本 優先株式1株につき2,500円の 金銭の交付と引換えに、本優 先株式の発行後に当社が別途 取締役会の決議で定める一定 の日に、本優先株式の全部又 は一部を取得することができ

なお、本優先株式は普通株式を対 価とする取得請求権が付与されない 「社債型」優先株式であり、普通株 式の希薄化は生じません。

前中間会計期間 当中間会計期間 前事業年度 平成19年4月1日 平成20年4月1日 平成19年4月1日 (自 (自 (自 平成20年3月31日) 至 平成19年9月30日) 至 平成20年9月30日) 至 (9) 新株予約権の払込金額(発行価 2. 割当先および割当株式数 割当先 額) 割当株式数 1株当たり1,032円 日本生命保険相互 40,000,000株 (10)新株予約権を割り当てる日 会社 平成19年12月6日 明治安田生命保険 40,000,000株 (11) 新株予約権と引換えにする金銭 相互会社 太陽生命保険株式 の払込みの期日 20,000,000株 払込みの期日は平成19年12月6 会社 大同生命保険株式 日とする。 20,000,000株 (12)新株予約権の割当ての対象者及 会社 びその人数並びに割り当てる新株 東京海上日動火災 20,000,000株 予約権の数 保険株式会社 新株予約 日本興亜損害保険 対象者 人数 12,000,000株 権数 株式会社 当社の取締役、監査役及 あいおい損害保険 59名 2,876個 4,000,000株 び執行役員 株式会社 株式会社三菱東京UFJ 156,000,000株 合計 銀行の取締役、監査役及 80名 15,908個 3. 資金使途 び執行役員 その全額を当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行へ 菱UFJ信託銀行株式 会社の取締役、監査役及 50名 9,196個 び執行役員 の出資に充当。 上記の合計 189名 27,980個 (新株式発行および自己株式の処分 等による株式売出し) 当社は、平成20年11月18日開催の 取締役会において、新株式発行、自 己株式の処分および当社株式の売出 しに関し、以下のとおり決議いたし ました 1. 募集による新株式発行 (1) 募集株式の種類および数 当社普通株式 634,800,000株 国内一般募集および海外市場 の募集における引受会社の引 受の対象株式:569,700,000株 (国内234,800,000株、海外市 場334,900,000株) 米国引受会社および国際引受 会社に対して付与する追加的 に発行する当社普通株式を買 取る権利の対象株式: 65,100,000株(上限) (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価 証券の引受け等に関する規則 第22条に規定される方式によ り、発行価格等決定日(平成20 年12月8日から平成20年12月 10日の間のいずれかの日)に決 定する。 (3) 増加する資本金および資本準 備金の額 増加する資本金の額は、会社 計算規則第37条第1項に従い

た額とする。

算出される資本金等増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を切り 算の結果1円未満の端数を切り にときは、その端数を切り 上げる資本準備金の額は、当 該資本金等増加限度額からじ 該増加する資本金の額を減じ

| 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| | 引受手数料 当社は引受手数料は支払わず、発行価格と払込金額との差額の総額が引受会社の手取金となる。 | |
| | (5) 申込期間(国内) 発行価格等決定日の翌営業日 から発行価格等決定日の2営 業日後の日まで。 (6) 払込期日 平成20年12月15日から平成20 年12月17日までの間のいずれ かの日。ただし、発行価格等 決定日の5営業日後の日とす | |
| | る。 (7) 申込株数単位 100株 (8) 資金使途 下記 2. 記載の「自己株式の 処分による株式売出し」3者割 び下記 4. 記載の「第三者割 当による新株式発行」のそのの 手取概算額と合わせ、その 手取概算を株式会社三菱東京U、当社 グループの財務基盤の安定のる予定である。 2. 自己株式の処分による株式売出 | |
| | し(1) 処分株式の種類および数 当社普通株式 300,000,000株 (国内200,000,000株、海外市 場100,000,000株) (2) 払込金額の決定方法 上記1.(2)記載の方式と同じ 方式により、発行価格等決定 日に決定する。なお、払込金額は上記1.(2)記載の一般募 集における払込金額と同一と する。 (3) 処分方法 引受人の引受による国内売出 | |
| | し 当初買取引受会社が全株式に ついて買取引受けし、国内引受 会社が売出しの取扱いを行い、 残株は国内引受会社が当初買取 引受会社より連帯して引受け る。 | |
| | 海外市場における売出し ・米国売出し:米国およびカナ ダにおける売出しのため、米 国引受会社に40,000,000株を 目処として総額個別買取引受 けさせる。 ・国際売出し:欧州を中心とす る海外市場(米国およびカナケ を除く)における売出した め、国際引受会社に 60,000,000株を目処として 額個別買取引受けさせる。 処分株式数の内訳 | |
| | 上記「処分株式の種類および 数」記載の各売出し間で配分す る株式数の最終的な内訳は発行 価格等決定日に決定する。 | |

| 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|---|--|
| | 売出価格 およ記は、上式記に 記載の各売11. (4) 記載の格に 記載の お売方等 の を 記載の 大力等 の を 、 大力等 の を 、 大力等 の を 、 大力 、 大力 、 大力 、 大力 、 大力 、 大力 、 大力 、 | |
| | る。 (4) 申込期間(国内) 上記 1.(5)記載の一般募集における申込期間(国内)と同しとする。 (5) 払込期日上記 1.(6)記載の一般募集における払込期日と同一とする。 (6) 受渡期日平成20年12月16日から平成20年12月18日までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の払込期日の翌営業日とする。 | |
| | (7) 申込株数単位 100株 3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる国内売出し) (1) 売出株式の種類および数当社普通株式 65,200,000株(上限)需要状況等により減少し、または全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定される。 (2) 売出人 | |
| | 野村證券株式会社 (3) 売出価格 未定(発行価格等決定日に決定 する。なお、売出価格式のは 2.(3) 記載の自己株式のけ 分による株式売出しにおけ 売出価格と同一とする。) (4) 売出方法 国内受による場案はよび引受の需野村の場合を勘案したと当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 出しを行う。 (5) 申込期間 上記 2.(4) 記載の自己株式の 処分による株式売出しにおけ る申込期間(国内) と同一とす る。 | |

| 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|--|--|--|
| | | |
| | 込みのない株式については、 発行を打切るものとする。 | |

4 【その他】

中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)

平成20年11月18日開催の取締役会において、当社定款第15条および第51条の規定に基づき、第4期の中間配当金につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金の総額 77,493百万円

1株当たりの中間配当金

普通株式 7円

優先株式

第一回第三種優先株式 30円

第十一種優先株式 2円65銭

第十二種優先株式 5円75銭

効力発生日ならびに支払開始日

平成20年12月10日(水)

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成19年12月21日

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会御中

| 監査法人ト | ー マ | ツ | | | | |
|----------------|-------|---|---|---|---|------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 荻 | | 茂 | 生 | F |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 | 暮 | 和 | 敏 | (FI) |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 園 | 生 | 裕 | 之 | (FI) |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 百 | 瀬 | 和 | 政 | (FI) |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

² 前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

公認会計士

平成20年11月28日

政

和

(EII)

株式会社 三菱UF J フィナンシャル・グループ 숲 御中 取 締 役

| 監査法人ト | 、 ー マ | ツ | | | | |
|----------------|-------|---|---|---|---|------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 | 野 | 行 | 雄 | Ð |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 | 暮 | 和 | 敏 | |
| 指定社員 | 公認会計士 | 大 | 竹 | | 新 | (FI) |

百

瀬

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状 況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成20年4月1日から平成21年 3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで) に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動 計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責 任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにあ る。

業務執行社員 指定社員

業務執行社員

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損な うような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続 等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査 の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸 表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成20年9月 30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年 9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認め る。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以上

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管してお ります。

² 当連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていませ λ_{\circ}

平成19年12月21日

株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループ取締役会御中

| 監査法人 ト 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | ツ <u></u> 荻 | | 茂 | 生 | |
|--------------------------|-------|----------------|---|---|---|------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 | 暮 | 和 | 敏 | |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 園 | 生 | 裕 | 之 | (FI) |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 百 | 瀬 | 和 | 政 | |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成19年9月30日現在の財政状態及 び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に 関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

² 前事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成20年11月28日

株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループ取締役会御中

| 監査法人ト | - v | ツ | | | | |
|----------------|-------|---|---|---|---|------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 | 野 | 行 | 雄 | |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 | 暮 | 和 | 敏 | |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 大 | 竹 | | 新 | (FI) |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 百 | 瀬 | 和 | 政 | Ø |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成20年9月30日現在の財政状態及 び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に 関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

² 当事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成20年12月1日

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 畔 柳 信 雄

【最高財務責任者の役職氏名】 専務取締役 斎 藤 広 志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長畔柳信雄及び当社最高財務責任者斎藤広志は、当社の第4期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。

2 【特記事項】

当社は、平成20年11月28日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。

